

履修案内

令和4年度（2022）

博士後期課程

長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科
博士後期課程 環境海洋資源学専攻

目 次

I 理念・教育目標	1
II コースの内容、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及び 教育研究分野の構成	2
III 教育・研究の方法	5
IV 授業科目の履修方法	6
V 授業科目の内容	8
VI 成績評価の方法	20
VII ナンバリング・システムについて	21
VIII 学位申請論文の提出方法	23
IX 学生生活について	37
X 諸規則等	
(1) 長崎大学大学院学則	40
(2) 長崎大学学位規則	71
(3) 長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科規程	90
(4) 長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科学位審査規程	106
(5) 長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科博士後期課程 及び博士課程（5年一貫制）の学位審査に関する申合せ	123
(6) 長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科規程第19条 第2項、第3項及び第4項ただし書きに基づく在学期間 短縮に関する取扱いについての申合せ	125
(7) 長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科長期履修に関 する申合せ	126
(8) 長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科研究指導計画書 に関する申合せ	127
(9) 長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科成績の疑義申立 に関する申合せ	129
(10) 長崎大学水産・環境科学総合研究科成績評価ガイドライン	132
(11) 入学料及び授業料免除に係る学業成績基準（抜粋）	133
● 研究科配置図	134

I 理念・教育目標

1 理念

長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科は、水産科学、環境科学及び両者を融合させた学際的・総合的分野の教育研究を推進することにより、環境や食料等の問題解決に貢献する実践的指導力を持つ高度専門職業人並びに国際性の高い研究者等の人材を養成し、環境と調和した人類の生存を実現するための新たな学際科学の創出と発展に資することを理念とする。

2 教育目標

(1) 環境海洋資源学専攻

環境海洋資源学専攻は、環境問題の解決及び環境と共生する持続可能な社会の構築に資する幅広い専門知識又は海洋食料資源を安全かつ高度に利用し適正に管理する新たな知識及び技術並びにこれらを横断した融合的な実践的知識を基に、地域や現場のニーズに対応した総合的な問題解決能力を身につけた実践的指導者・研究者を養成する。

水産科学コース

海洋食料資源を安全かつ高度に利用し適正に管理する新たな水産科学の知識・技術を修得させる。そのため海洋環境・資源、漁業生産、生物機能、物質科学、食品科学等の多様で幅広い学問分野の高度な学識を修得させる。また、環境科学コースとの分野横断的な科目履修により両者の融合を図るとともに、実習教育を充実させ専門分野における実学的経験を通じて地域や現場のニーズに対応した総合的な問題解決能力を身に付けさせる。

環境科学コース

環境問題の解決及び環境と共生する持続可能な社会の構築に資する幅広い専門知識を修得させる。そのため環境生物学、環境化学、環境設計・解析学、社会文化環境学及び環境政策・管理学にわたる多様な専門分野においてそれぞれの理論や研究手段を修得させる。さらに環境共生政策、資源循環、環境保全技術等に関する文理融合型の知識を修得するとともに、実習や演習教育を充実させ幅広い観点からの問題解決能力および独創的研究能力を養わせる。

II コースの内容、ディプロマ・ポリシー、カリキュラムポリシー及び教育研究分野の構成

1 コースの内容

(1) 水産科学コース

コース内に海洋生産システム科学、海洋資源動態科学、海洋生物機能科学、海洋生体物質科学、海洋資源生態学の5研究分野を設け、専門領域での特色ある高度な理論や研究手段を取得できるように多様で専門的な講義科目を開講し、環境・資源、漁業生産、生物機能、物質科学、食品科学等に関する多様で幅広い特色ある講義科目を選択必修として配置している。

また、特に幅広い観点から問題解決能力および独創的研究能力を養うために「特別講義」、「特別演習」を、専門領域に関しての視野の拡大を目指して「学外実習」を開講している。

(2) 環境科学コース

コース内に環境設計・解析学、環境化学、環境生物学、社会文化環境学、環境政策・管理学の5教育研究分野を設け、専門領域での特色ある高度な理論や研究手段を取得できるように多様で専門的な講義科目を開講し、環境共生政策、資源循環、環境保全技術等に関する文理融合型の特色ある講義科目を選択必修として配置している。

また、特に幅広い観点から問題解決能力および独創的研究能力を養うために「特別講義」、「特別演習」を、専門領域に関しての視野の拡大を目指して「学外実習」を開講している。

2 ディプロマ・ポリシー

所定のカリキュラムによる教育プログラムに定められた単位を修得し、

DP-1 博士前期課程で修得した専門的知識基盤の上に立って、水産科学コースにあっては海洋食料資源を安全かつ利用し適正に管理するための、環境科学コースにあっては環境と調和した持続型社会の構築に貢献するための高度な専門的知識・技術と総合性を身につけている。

DP-2 水産科学、環境科学、もしくは、両者が融合する学際的・総合的分野における実践的指導者・研究者としてや現場、国際社会で活動する能力を身につけている。

と認められ、博士論文が学位論文審査基準*を満たした者に対し、博士（学術）、博士（水産学）又は博士（環境）の学位を授与します。

* 学位審査基準

博士学位論文は、水産科学、環境科学、および、両者を融合させた学際的・総合的分野に関連する内容で、独創性、新規性、普遍性、論証性などの高い学术的価値が含まれ、かつ、学術論文として論理的にまとめられた完成度の高い論文でなければならぬ。学位論文審査を申請する者は、それに加えて論文審査を終了するまでに以下の基準を満たしていないければならない。

- 1) 博士後期課程修了に必要な本研究科授業科目の単位修得が見込ること。
- 2) 本研究科のディプロマ・ポリシーに定められるように、修得した各分野における専門的な知識基盤の上に立って、より高度の専門性と総合性を身につけ国際社会への対応力にも優れた実践的指導者・研究者として自立して研究活動を行う能力、およびその基礎となる学識を有することを示す客観的な資料（公表論文）があること。
- 3) 2) の客観的な資料（公表論文）は以下の要件を満たすこと。
① 課程修了認定のための学位論文の内容に含まれる公表論文は、主内容が審査制度の確立された学術雑誌に1編掲載された（掲載が決定された）ものがあり、さらに掲載された、あるいは掲載されると判断される論文が1編以上あるものとする。
② 上記公表論文は、原則として博士後期課程在籍期間内の公表とする。

上記公表論文数は学位論文審査における必要条件である。そのため、学位論文審査においては、当該公表論文の性質、内容や執筆経緯、学位論文との適合性を含めて総合的に評価するものとする。それに加え、学位論文本体の完成度の高さと学術的価値が求められる。予備審査を終了し、公開形式の論文発表会を行うとともに、学位審査委員会、博士後期課程・博士課程委員会、研究科教授会において博士の学位にふさわしいものと認められる必要がある。

3 カリキュラム・ポリシー

1 分野横断型の講義と演習、実学的経験を重視した関連施設における実習・国際海洋実習を必修科目とすることに実践的指導者・研究者として必要な幅広い観点からの問題解決能力や国際性を養います。

学修の到達度は、レポートやプレゼンテーション、ディスカッションを通じて評価します。

2 専門科目では、海洋環境・資源、漁業生産、生物機能、物質科学、食品科学、環境共生政策、資源循環、環境保全等の多様で幅広い学問分野の学識を高めます。また、他研究機関の研究者による連携講座専門科目を設け、地域における諸問題を学び、研究の実践能力を高める力を養います。

学修の到達度は、レポートやプレゼンテーション、ディスカッションを通じて評価します。

3 複数の教員による研究指導を受けることにより、多様な観点から、実践的指導者・研究者としての活動に必要な学びます。

評価は、学位論文の審査ならびに最終試験によって行われます。

水産・環境科学総合研究科博士後期課程の構成

コース	教育研究分野	授業科目	標準履修年次	単位数		開講期	ディプロマ・ポリシー	
				必修	選択		DP-1	DP-2
環境海洋資源学専攻（博士後期課程）	海洋生産システム科学	水産経営管理学	1~3	2	2	第3Q	○	
		海洋測位学	1~3	2	2	第1Q	○	
		漁業生産システム設計学	1~3	2	2	集中	○	
		漁船船型学特論	1~3	2	2	集中	○	
		海洋生態システム論	1~3	2	2	集中	○	
		海洋システム解析学	1~3	2	2	集中(第3Q)	○	
		水産資源社会学	1~3	2	2	第2Q	○	
		漁船漁法工学	1~3	2	2	第1Q	○	
		海洋生物流体力学特論	1~3	2	2	第3Q	○	
		海洋環境流体力学	1~3	2	2	集中	○	
水産科学コース	海洋資源動態科学	深海生物環境学特論	1~3	2	2	第3Q	○	
		沿岸底生生態学	1~3	2	2	集中	○	
		海洋浮游生物学	1~3	2	2	第4Q	○	
		水族情報学	1~3	2	2	第3Q	○	
		水圈生物環境学特論	1~3	2	2	集中(第2Q)	○	
		魚類生態学特論	1~3	2	2	集中(第1Q)	○	
		海洋微生物生態学	1~3	2	2	集中	○	
		水産無脊椎動物学特論	1~3	2	2	第3Q	○	
		生体高分子化学	1~3	2	2	第1Q	○	
		海洋生物環境学	1~3	2	2	第2Q	○	
		栽培漁業論	1~3	2	2	未定	○	
		細胞機能生化学	1~3	2	2	集中	○	
		海洋生物生体防御論	1~3	2	2	集中	○	
		海洋生物工学特論	1~3	2	2	第4Q	○	
		生理活性物質化学生物学特論	1~3	2	2	集中(第2Q)	○	
		水族内分泌学	1~3	2	2	第3Q	○	
		海洋植物資源学Ⅰ	1~3	2	2	第2Q	○	
		海洋植物資源学Ⅱ	1~3	2	2	集中(第2Q)	○	
		高分子機能生化学特論	1~3	2	2	集中	○	
		海洋生物汚損対策特論	1~3	2	2	第4Q	○	
		水族病理学	1~3	2	2	集中	○	
水産科学コース	海洋生体物質科学	生体関連物質化学生物学特論	1~3	2	2	第3Q	○	
		生物栄養化学生物学特論	1~3	2	2	未定	○	
		水産衛生化学生物学	1~3	2	2	第1Q	○	
		分子細胞生物学	1~3	2	2	集中(第3Q)	○	
		応用生体分子機能論	1~3	2	2	第2Q	○	
		水族毒物学	1~3	2	2	集中	○	
		水産食品化学生物学	1~3	2	2	集中	○	
		海洋生物栄養学	1~3	2	2	第3Q	○	
		生物機能化学生物学	1~3	2	2	第2Q	○	
		共生微生物学	1~3	2	2	集中(第3Q)	○	
水産科学コース	海洋資源生態学	サンゴ礁生態系保全学	1~3	2	2	集中	○	
		亜熱帯海洋動物分布生態学	1~3	2	2	集中	○	
		生元素循環学	1~3	2	2	集中	○	
		海洋資源生物学	1~3	2	2	集中	○	
		水産資源動態学	1~3	2	2	集中	○	
		水産統計学	1~3	2	2	集中	○	
		インターンシップ	1~3	1	1	集中		○

コース	教育研究分野	授業科目	標準履修年次	単位数		開講期	ディプロマ・ポリシー	
				必修	選択		DP-1	DP-2
環境海洋資源学専攻 （博士後期課程）	環境設計・解析学	環境地下水学特論	1~3		2	集中	○	
		環境物理学特論	1~3		2	第4Q	○	
		地域環境計測学特論	1~3		2	集中	○	
		堆積岩地盤環境解析学特論	1~3		2	第1Q	○	
		大気環境学特論	1~3		2	第2Q	○	
		地震・火山学特論	1~3		2	第3Q	○	
	環境化学	エネルギー資源学特論	1~3		2	第3Q	○	
		微粒環境分析化学特論	1~3		2	第4Q	○	
		生殖生理学特論	1~3		2	第3Q	○	
		環境生物化学特論	1~3		2	集中	○	
		環境化学特論	1~3		2	第3Q	○	
		グリーンケミストリー特論	1~3		2	第3Q	○	
	環境生物科学	環境毒性学特論	1~3		2	集中（第4Q）	○	
		植物生態学特論	1~3		2	第3Q	○	
		陸域生物環境学特論	1~3		2	集中	○	
		環境適応学特論	1~3		2	未定	○	
		環境生理学特論	1~3		2	第4Q	○	
		保全生態学特論	1~3		2	第1Q	○	
		放射線生物物理学特論	1~3		2	未定	○	
	社会文化環境学	動物生態学特論	1~3		2	第2Q	○	
		環境哲学特論	1~3		2	集中	○	
		環境思想学特論	1~3		2	未定	○	
		複合文化環境特論	1~3		2	未定	○	
	環境政策・管理学	環境民俗学特論	1~3		2	未定	○	
		人間生活環境学特論	1~3		2	第3Q	○	
		共生持続社会学特論	1~3		2	集中	○	
		環境政策学特論	1~3		2	集中	○	
		環境経済学特論	1~3		2	集中	○	
		環境社会学特論	1~3		2	未定	○	
		環境マネジメント学特論	1~3		2	第4Q	○	
		地域環境政策学特論	1~3		2	第3Q	○	
		環境リスク政策学特論	1~3		2	第1Q	○	
		環境資源経済学特論	1~3		2	未定	○	
		環境観光学特論	1~3		2	集中	○	
		環境計画学特論	1~3		2	第3Q	○	
		森林環境学特論	1~3		2	集中	○	
		地域計画学特論	1~3		2	第1Q	○	
		国際環境政策学特論	1~3		2	集中	○	
		環境法學特論	1~3		2	集中	○	
		地域社会学特論	1~3		2	第4Q	○	
	必修科目	インターンシップ	1~3		1	集中		○
		特別講義	1~3	2		第2Q		○
		特別演習	1~3	1		集中		○
		学外実習	1~3	1		通年		○

III 教育・研究の方法

1 教育指導

(1) 教育指導の目的

大学院教育の5年一貫体制の中で、学部一大学院前期一大学院後期の整合性・連続性に配慮することにより、教育・研究の高度化を図りながら、総合性と学際性の注入を指向する。

博士前期課程は、原則として学部組織に対応する形をとり、学部教育との連続性を重視するが、学際的教育・研究も行えるよう専攻を大括りとする。

博士後期課程は、教育・研究の学際化重視の観点から博士前期課程より更に再編成しつつ、博士前期課程との整合性を考慮し、学問体系が歪むことのないように配慮し、博士後期課程でも教育上の総合化を推進するためにコースを越えた広い教育体制の整備を図る。

博士後期課程においては、幅広い基礎と高い専門性を有する人材の育成を目的とし、柔軟なカリキュラムを実施し、環境や食料等の問題解決に貢献する実践的指導者・研究者を養成する。

学生の多様な履修ニーズに応えるため、個々の学生に対し、指導教員と副指導教員を定め、個々の学生に適した授業科目の履修指導を行う。

(2) 教育指導の特色

各教育研究分野では、水産学系・環境科学系教員の密接な協力により、専門領域での特色ある高度な理論や研究手段を取得できるように多様で専門的な授業科目が開講されているが、特に幅広い観点からの問題解決能力及び独創的研究能力を養うために「特別講義」及び「特別演習」を専門領域に関する視野の拡大を目指し「学外実習」を開講する。

① 特別講義

複数の教員団による環境科学及び水産科学に関連する基礎的な事柄や思考法を扱う講義と受講者自身による研究発表によって、研究科の全体像を把握する。

② 特別演習

幅広い知識を基盤とした高い専門性を育成する科目で、担当教員は当該学生の副指導教員で、指導教員の近縁分野の教員をもって充てる。当該教員の研究を中心とした演習科目である。

③ 学外実習

各専門分野で得られた知識を具体的に成果に結びつけるための方法の修得、各関係専門領域における実学経験として、海洋上あるいはフィールドにおける実習を行う。

IV 授業科目の履修方法

1 授業科目

各コースごとの授業科目および内容は、別表のとおりである。

2 履修方法

(1) 授業科目の区分

- | | |
|--------|---------------------------------------|
| ① 選択必修 | 自コースの授業科目
他コース（他専攻及び他研究科を含む。）の授業科目 |
| ② 必 傅 | 特別講義
特別演習
学外実習 |

(2) 課程修了に必要な単位

本課程に3年以上在学し、下記により15単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、大学院の行う学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、優れた研究業績を上げた者については、長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科規程の定めるところにより在学期間を短縮することがある。

区分	授 業 科 目	修 得 单 位 数
専門科目	自コースの専門科目	4単位以上
	他コースの専門科目 (他専攻及び他研究科の授業科目を含む。ただし、履修に当たっては、学務委員会又は教授会の承認を得ること)	2単位以上 (ただし、他研究科の授業科目は4単位を限度とする。インターンシップは自コース科目として扱い、他コース科目とは見なさない。)
	小 計	11単位以上
必修科目	特別講義	2単位
	特別演習	1単位
	学外実習	1単位
	小 計	4単位
合 計		15単位以上

※他の研究科及び大学院の科目を履修した場合、6単位を限度として研究科規程第7条第3項に規定する履修すべき授業科目及び単位に認定する。

《5 大学大学院間の単位互換制度》

本研究科では、以下の大学院との間で単位互換協定を締結しており、当該大学院の授業科目を履修し単位として認定することが出来る。

<協定締結大学院>

新潟大学（自然科学研究科）、金沢大学（自然科学研究科）、岡山大学（自然科学研究科、環境生命科学研究科）、熊本大学（自然科学研究部）

(3) 履修届の提出

学生は、学年の始めにあらかじめ指導教員又は副指導教員の指導を受け、所定の期日（4月の指定する期日。秋季入学者については、10月の指定する期日）までに、履修届を東地区事務課大学院係（水産学部本館2階）へ提出しなければならない。

また、履修する科目担当教員に、受講前に必ず連絡をとること。

(4) 履修科目の変更（追加・取消）について

履修届を提出後、履修科目に変更がある場合は、所定の期日までに履修変更届を東地区事務課大学院係（水産学部本館2階）へ提出しなければならない。

「履修届」および「履修変更届」の様式は、
「水産・環境科学総合研究科HP」→「在学生のみなさまへ」→「履修届」「履修変更届」から
ダウンロードしてください。

V 授業科目の内容

【環境海洋資源学専攻】

コース	教育研究分野	授業科目	単位数	内 容	担当教員		
					所属	職名	氏名
水産科学コース	海洋生産システム科学	水産經營管理学	2 (選択)	漁業管理システムの組織と運用、水産物の付加価値向上、漁業経営、その他	水産	教 授	亀田和彦
		海洋測位学	2 (選択)	双曲線航法・衛星航法の原理、船舶用計器類の原理、性能、構成、作動、船位測定、測定上の諸問題及び誤差、その他	水産	教 授	清水健一
		漁業生産システム設計学	2 (選択)	音響調査機器の概要（魚群探知機、ソナ一、音響カメラ）、計量魚群探知機による音響調査、その他	水産	准 教 授	広瀬美由紀
		漁船船型学特論	2 (選択)	船の主要目、漁船船型の概要、トロール漁船、旋網漁船、マグロ延縄漁船船型要素と推進抵抗および復原性能 国内の復原性規則と国際（IMO）漁船規則 漁船耐航性能、最適漁船船型開発法、その他	水産	准 教 授	八木光晴
		海洋生態システム論	2 (選択)	海洋生態系と物質循環の時空間スケール、海洋の物理・化学的要因と生物活動の相互作用、海洋環境の変動に対する生態系応答、その他	水産	教 授	武田重信
		海洋システム解析学	2 (選択)	海洋環境の変動の測定、解析と予測；漁業生産システムの解析評価、生産システム技術の設計、水産用施設の強度解析と設計、その他	水産	教 授	清田雅史
		水産資源社会学	2 (選択)	食料需給、食料資源と食料生産、水産資源利用を巡る諸問題、資源・環境共生、持続的利用と管理、その他	水産	教 授	山本尚俊
		漁船漁法工学	2 (選択)	漁船漁法の概要、漁具（漁船）の運動およびこれらの力学的相関、その他	水産	教 授	松下吉樹
		海洋生物流体力学特論	2 (選択)	物理環境と海洋生物の相互作用、移動・回遊・輸送、アクアバイオメカニクス、遊泳、潜水運動、その他	水産	教 授	河邊玲
		海洋環境流体力学	2 (選択)	海洋や大気の流れ、流れによる物質の輸送、流れが生態系に及ぼす影響	水産	准 教 授	滝川哲太郎
		深海生物環境学特論	2 (選択)	深海生物の分類、生物地理、生態、進化・適応、その他	水産	准 教 授	柳下直己
		沿岸底生生态学	2 (選択)	底生生物、岩礁潮間帯・干潟・藻場、食物連鎖、メタ個体群とメタ群集、生態系の機能（物質循環とエネルギーフロー）、その他	水産	准 教 授	竹内清治

コース	教育研究分野	授業科目	単位数	内 容	担当教員		
					所属	職名	氏名
水産科学コース	海洋資源動態科学	海洋浮游生物学	2 (選択)	海洋プランクトンの分類、生理・生態・生活史、その他	水産	教 授	鈴木利一
		水族情報学	2 (選択)	海棲哺乳類を中心とした水族に影響を及ぼす水中情報(刺激)・水族の感覚と行動・水族の情報探知と利用・産業への利用	水産	教 授	天野雅男
		水圈生物環境学特論	2 (選択)	水圈生物間の関係並びに生物と生物をとりまく環境、すなわち水圈生物と環境の相互関係を扱う。 水生生物の環境に対する応答や捕食・被食の関係を中心に論じ、その基礎の修得を目標とする。 さらに、水圈有用生物資源の資源管理・維持、増養殖、遺伝的多様性の保全などの応用学的側面について理解を深める。	水産	教 授	阪倉良孝
		魚類生態学特論	2 (選択)	魚類の成長、繁殖、食性、生活史 生態に影響を及ぼす環境要因 生活史戦略	水産	教 授	山口敦子
		海洋微生物生態学	2 (選択)	海洋微生物生態系の構造と機能、海洋微生物の多様性と進化、微生物ループ、海洋の物質循環における微生物の役割、海洋微生物と他の生物との相互作用	水産	教 授	和田 実
	海洋生物機能科学	水産無脊椎動物学特論	2 (選択)	水産上有用あるいは有害な無脊椎動物、 系統分類、形態的特徴、一般生態、生活史 その他	水産	准 教 授	竹垣 肇
		生体高分子化学	2 (選択)	種々の機能を有するタンパク質と、それらタンパク質合成の情報を担う遺伝子の構造と機能、P C R 技術を含めた遺伝子クローニング、その他	水産	准 教 授	吉田朝美
		海洋生物環境学	2 (選択)	海洋生物の生息環境、生物間のケミカルコミュニケーション、海洋付着動物の防除と利用、その他	水産	准 教 授	金 祐珍
		栽培漁業論	2 (選択)	有用魚介類 種苗生産 放流育成 飼料生物 培養、幼生飼育、養魚飼料 水産増殖 経済効果	水産	未 定	未 定
		細胞機能生化学	2 (選択)	細胞内オルガネラの構造と機能 細胞内情報伝達の分析・解析 細胞の分析・解析	水産	助 教	上野幹憲

コース	教育研究分野	授業科目	単位数	内 容	担当教員		
					所属	職名	氏名
水産科学コース	海洋生物機能科学	海洋生物生体防御論	2 (選択)	生体防御機構、免疫応答、ワクチン、免疫賦活剤、その他	水産	准教授	小山 番
		海洋生物工学特論	2 (選択)	遺伝子工学の基礎技術、海洋生物由来機能タンパクの構造と機能、機能タンパク遺伝子の発現制御機構、海洋生物の系統分類への応用、その他	水産	教 授	長富 漸
		生理活性物質化学特論	2 (選択)	海洋生物由来の生理活性天然有機化合物の構造解析法、合成法、医・農薬創製への展開法、その他	水産	教 授	石橋 郁人
		水族内分泌学	2 (選択)	脊椎動物及び無脊椎動物のホルモン、水生生物に特有のホルモン作用、ホルモンの作用機構、ホルモン产生・分泌の制御機構、ホルモンの分子生物学、その他	水産	教 授	征矢野 清
		海洋植物資源学Ⅰ	2 (選択)	海洋植物の生活史・分類、生理、生態、生化等の特性及び環境との係わり合い 海洋植物資源の育成、利用に関する諸課題 その他	水産	教 授	桑野 和可
		海洋植物資源学Ⅱ	2 (選択)	海洋植物の光合成・一次生産、数値解析手法、藻場における物質移動	水産	教 授	ニシハラ グレゴ リーナ特
		高分子機能生化学特論	2 (選択)	環境に応答する遺伝子発現と、その機構、リボソームの構造・機能、構造生物学、ポストゲノム解析(トランスクリプトーム解析、プロテオミクス、バイオインフォマティクスなど)による生体高分子複合体・超分子複合体の構造・機能解析、その他	水産	教 授	山口 健一
		海洋生物汚損対策特論	2 (選択)	本講義では、①汚損生物と称される付着動物の分類と生態学、②汚損生物対策の考え方・付着防止と駆除技術の現状と問題点、③規制の状況に関する知識の取得に向けて、講義・演習を実施する	水産	教 授	サトトシリ グレン ベレズ
		水族病理学	2 (選択)	魚病の種類と発生機序、魚介類の組織及び器官病理、養殖及び種苗生産における疾病問題、疾病防除	水産	教 授	菅 向志郎
	海洋生体物質科学	生体関連物質化学特論	2 (選択)	生体を構成する生体高分子や構成要素の化学構造と機能について、研究例を踏まえながら講義する	水産	准教授	平坂 勝也

コース	教育研究分野	授業科目	単位数	内 容	担当教員		
					所属	職名	氏名
水産科学コース	海洋生物学	生物栄養化学特論	2 (選択)	海洋生物資源の栄養成分と各種栄養素成分の栄養効果と機能、海洋生物資源の栄養効果と生体機能、栄養効果の解析法	水産	准教授	王 曜
		水産衛生化学	2 (選択)	食品に関連した化学物質の毒性学、毒性の発現、毒性試験、食品添加物の機能と安全性食品汚染物質と健康障害	水産	教 授	荒川 修
		分子細胞生物学	2 (選択)	細胞および細胞小器官(ゲノムなど)について、分子生物学的な視点からの実践的な理解を目指す。分子細胞生物学の基盤であるゲノム(遺伝子)については、バイオインフォマティックス的な解析方法も含めて理解を深める。	水産	准教授	山田 明徳
		共生微生物学	2 (選択)	共生という生命現象と、共生微生物の研究に関する様々な手法の深い理解を目指す。細胞内共生、腸内共生、共生系の進化などについて説明し、議論する	水産	教 授	井上 敏志
		応用生体分子機能論	2 (選択)	生体分子が特徴的に有する機能特性に関する学理と研究手法を講義するとともに、そのような分子機能や分子機構を食品材料や生分解性素材、分子ディバイス等へ応用するための手法について議論する	水産	准教授	市川 寿
		水族毒性学	2 (選択)	海洋生物の持つ毒の特定と毒化機構の解明、魚介毒の動物試験法と化学分析法、有毒渦鞭毛藻における毒の产生と代謝	水産	教 授	高谷 智裕
		水産食品化学	2 (選択)	海洋食糧資源の高度有効利用、食品の物理・化学的特性と保全、海洋食糧資源の低温保存と特性、その他	水産	准教授	濱田 友貴
		海洋生物栄養学	2 (選択)	海洋生物と栄養資源、海洋生物食品と栄養感覚、消化吸収機構、熱量代謝と生理 海洋生物食品における特殊成分の栄養生理 無機質・ビタミンの生理と代謝、その他	水産	教 授	谷山 茂人
		生物機能生化学	2 (選択)	生体内で機能している生命関連物質について、その構造や機能に関する基礎的知識を修得する。	水産	准教授	竹下 哲史
	海洋資源生態学	サンゴ礁生態系保全学	2 (選択)	サンゴ礁について／造礁サンゴについて／造礁サンゴの生態／サンゴ礁生態系の特徴／サンゴ礁の役割と価値／サンゴ礁の現況／造礁サンゴ群集の修復・保全	連携	准教授	鈴木 葉

コース	教育研究分野	授業科目	単位数	内 容	担当教員		
					所属	職名	氏名
水 产 科 学 科 入 ス	海洋資源生態学	亜熱帶海洋動物分布生態学	2 (選択)	サンゴ礁の海洋生物の分布特性／サンゴ礁魚類の生態／環境特性との対応／サンゴ礁の種多様性／多種共存と維持機構／その他	連携	准教授	名波 敦
		生元素循環学	2 (選択)	海洋における生元素(炭素・窒素など)循環の主要な経路である溶存態有機物の生成・消費過程、また、それらに係わるプランクトン群集について講義を行う。	連携	准教授	長谷川 徹
		海洋資源生物学	2 (選択)	気候・海洋環境変動が魚類資源に与える影響について概説する。魚類の発育初期における成長・生残過程の研究事例を紹介し、イワシ類やマアジ仔稚魚の成長解析実習を行う。	連携	准教授	高橋素光
		水産資源動態学	2 (選択)	水産資源の動態理論と資源評価・管理の解析手法について解説する。講義の他に、実際の資源評価の流れに沿った演習を行う。演習にはエクセルやRを使用する。話題の中心は水産資源であるが、解析手法は他の野生動物管理や生物保全にも応用可能である。	連携	教 授	黒田啓行
		水産統計学	2 (選択)	近年の統計学で重視される尤度(ゆうど)について、まず、概念をわかりやすく伝える。次に、それを利用する統計学的手法として、混合型)一般化線形モデルや情報量規準を教える。最後に、ベイズ統計学について講義する。受講者にはRやWinBUGSで実際の計算を行っていただく。必要に応じ、中学～高校レベルの数学も伝える。	連携	准教授	栗原健夫
		インターンシップ	1 (選択)	各専門分野で得られる知識を具体的に成果に結びつけるための方法の修得、各関係専門領域における実学経験として、企業や研究機関等でのインターンシップを行う。	当該学生の指導教員		
環境科学 コース	環境設計・解析学	環境地下水学特論	2 (選択)	廃棄物や環境負荷物質による地下水・土壤汚染に着目し、そのメカニズムと除去および環境修復方法について学ぶ。また、地下水中の物質移動現象とそのモデル化に関する最新の文献を講読し、汚染除去や修復の評価に対する適用について議論する	環境	教 授 准教授	中川 啓 利部 慎
		環境物理学特論	2 (選択)	光と物質、熱機関とその効率、燃料電池、再生可能エネルギー(太陽光、風力、マイクロ水力)、核エネルギー、核燃料サイクル、汚染物質の拡散、科学と社会	環境	教 授 准教授	富塚 明

コース	教育研究分野	授業科目	単位数	内 容	担当教員		
					所属	職名	氏名
環境 科 学 コ ス	環境設計・解析 学	地域環境計測学特論	2 (選択)	環境を計測する際には、意義のある項目・方法に従って実施し、その結果を相手に正しく伝える必要がある。計測する項目と意義、解釈の方法、文章（論文）として相手に伝達するまでの一連の知識と作業を習得する。	環境	教 授	朝倉 宏
				地層堆積環境の水理学的特性、堆積系の自己組織的地形・地層形成過程、堆積盆地フォーシングの機能、地球環境変遷への堆積系の応答			
		大気環境学特論	2 (選択)	太陽と地球、エネルギー収支、温室効果ガス、大気エアロゾル、気候システム、放射強制力、地球温暖化の予測・影響・対策	環境	教 授 准 教 授	河本和明 中山智喜
				構造性地震、火山性地震、発震機構解析、地震・火山活動によって生じる諸現象、地震波形解析、震源決定、事例研究			
	環境化学	エネルギー資源学特論	2 (選択)	まず、エネルギー・経済統計やエネルギー需給のシナリオデータの入手と解釈の方法について説明する。次に、①自身の専門研究・専門知識をエネルギー・環境問題の解決にどのように役立てるか、②エネルギー需給の理想的将来像、に関する討論会を行う。	環境	准 教 授	竹下貴之
				環境中の有害有機化合物、有機金属化合物及び重金属類の微量分析のための分離精製、抽出、夾雑物の除去と濃縮、捕集についての化学的原理、微量分析のための機器分析の原理と応用			
		生殖生理学特論	2 (選択)	環境変化、特に環境ホルモン等の化学物質の生物影響評価(特に次世代影響評価)を行う際には、配偶子形成及びそれに関連する機能の理解が不可欠である。それらを支える内分泌機能は極めて細分化された複雑な生命現象であるため効率的な理解のためには網羅的な講義が必要である。本講義では、性分化及び配偶子形成過程を理解するとともに、それら変化を誘導する内分泌機構を詳細に学ぶ。	環境	教 授 准 教 授	高尾雄二 山口真弘

コース	教育研究分野	授業科目	単位数	内 容	担当教員		
					所属	職名	氏名
環境科学コース	環境化学	環境生物化学特論	2 (選択)	土壤環境では、環境条件に応じた生物活動によって物質の変換・代謝が進行し、大気圈・水圏との物質交換もなされる。本講義では、土壤圈の生態系機能・微生物生態・生化学反応に関する研究例を題材に議論する。	環境	教授	西山雅也
		環境化学特論	2 (選択)	本講義では、環境中の多様な汚染化学物質の化学的特性を学ぶ。さらに、環境負荷が低い生物機能を活用し、汚染化学物質を再資源化して循環利用するグリーン・バイオケミストリーに関する最新の研究論文を読解し、今後の課題について議論する。	環境	教授	仲山英樹
		グリーンケミストリー特論	2 (選択)	環境に配慮した化学の発展を目指すグリーンケミストリーへの取り組みは、近年の有機合成化学において最も注目を集め、発展した分野の一つである。本講義ではグリーンケミストリーの概要について説明し、有機合成におけるグリーンケミストリーへの最先端の取り組みを紹介するとともに、現状を踏まえた問題点についても議論していく。	環境	准教授	白川誠司
	環境生物科学	環境毒性学特論	2 (選択)	環境毒性分野の最新トピックスを含む関連文献の調査・発表・討議を通して、環境毒性学の概念、環境汚染物質の生体影響評価、環境変異原性物質の毒性発現メカニズム等について深く理解する。	環境	助教	久保隆
		植物生態学特論	2 (選択)	藻類学における多様性概念:海藻群落の種多様性、地域の海藻植生多様性、地域の海藻フローラ多様性、絶滅危惧藻類の保全	環境	准教授	飯間雅文
		陸域生物環境学特論	2 (選択)	生物の非生物的環境および生物的環境に対する適応を通じた生物の多様化	環境	准教授	服部充
		環境適応学特論	2 (選択)	ヒトの環境への適応、環境変化に対する適応現象の把握、メカニズムの解析、ヒトの生存と環境との調和、総合生理学(physiome)的観点からの考察	環境	未定	未定

コース	教育研究分野	授業科目	単位数	内 容	担当教員		
					所属	職名	氏名
環境 境 科 学 コ ー ス	環境生物学 環 境 科 学 コ ー ス	環境生理学特論	2 (選択)	動物が外界環境を受容し適応的行動を発現するまで生理機構、および外界環境(特に人為起源の化学物質)が脳神経系や各種行動に及ぼす影響について最新の研究動向を学ぶ。当該分野で頻繁に用いられる生物電気記録解析法および行動解析法について、実際の生体を用いたデモ実験により実践的基礎技術を習得する	環境	教 授	岡田二郎
		保全生態学特論	2 (選択)	保全生態学は、絶滅危惧生物そのものや、属する群集や生態系の劣化を防ぐ方策を開発・実践する役割を担う。そのため、なぜ自然を守るのかという理念を提示し、遺伝子から生態系にわたる各階層にみられる環境・生物相互作用を調査、解明する。本講義では、保全生態学に対する理解を深めるために、最新の研究動向を紹介する。また、理論的背景や、調査、解析手法などを解説する。	環境	教 助 教	井口恵一郎 高巣裕之
	放射線生物物理学 環 境 科 学 コ ー ス	放射線生物物理学 特論	2 (選択)	生物体内的様々な生命機能は、細胞もしくはそれを構成する生体分子の機能と相互作用により支えられている。それは細胞もしくは生体分子の構造と密接に関係し、生命現象解明の基礎となる。本講義は、生命現象の基盤的要素である分子モーターの構造と機能に関する研究実例と関連分野の研究報告を通して、生体分子の構造と機能の関係を論じ、さらに研究方法や最新の研究動向なども紹介解説し、受講者の分子レベルでの生命体理解の深化と研究活動のサポートにつなげる。	環境	未 定	未 定
		動物生態学特論	2 (選択)	現在みられる野生動物は、様々な物理・化学・生物環境に対して適応した行動や形態形質を進化させてきた。この特論では、現在様々な時空間スケールで生じている環境変化が、野生動物の行動や形質におよぼす効果について多面的理解を深めることを目標とする。	環境	教 授	山口典之

コース	教育研究分野	授業科目	単位数	内 容	担当教員		
					所属	職名	氏名
環境科学コース	環境生物学	環境哲学特論	2 (選択)	西洋哲学や東洋思想の概念や考え方について学び、「人間とは何か」「環境とは何か」「人間と自然（環境）との関係性はどうあるべきか」といった本質的な問いについて考える。とくに道德哲学（倫理学）に関する理論的内容について整理し、現代的課題をふまえた上で、哲学的人間観や自然観について批判的に検討する。	環境	准教授	閔 陽子
		環境思想学特論	2 (選択)	東洋における人間と自然の調和思想、日中の伝統的環境思想の内在的理解と現代的意義、産業社会における人間と環境の関係	環境	未 定	未 定
	環境政策・管理学	複合文化環境特論	2 (選択)	本講義では、文化/環境関係の通時的・共時的諸相という問題系について、「主体-システム-環境」の視点から、最新の研究文献の読解とマッピングに重点を置いて議論する。	環境	未 定	未 定
		環境民俗学特論	2 (選択)	本講義では、民俗学的な視点から「環境」を捉えるために必要な知識や研究方法の修得に向けて、講義・演習・輪読などをおこなう。	環境	未 定	未 定
	環境社会学	人間生活環境学特論	2 (選択)	生活リスクと環境知、生涯環境教育・消費者教育、生活史、その他	環境	准教授	友澤 悠季
		共生持続社会学特論	2 (選択)	環境破壊・戦争・貧困をもたらす社会システムの克服の方途、近代世界システムの歴史と構造、科学技術のあり方、世代内と世代間の不平等、自然との共生について、国内外の具体的な事例を通じて講義し、討論する。	環境	教 授	遠藤 愛子
		環境政策学特論	2 (選択)	持続可能な開発に向けた産業エコロジー学を基礎とする手法や政策アプローチについて、英語論文の輪読等を通じて学ぶ。	環境	准教授	重富 陽介
	環境经济学	環境経済学特論	2 (選択)	本講義では、経済学的から環境問題を分析する手法について、英語論文の輪読等を通じて学ぶ。	環境	准教授	山本 裕基
		環境社会学特論	2 (選択)	環境社会学の最新の研究を理解すると同時に、受講生の問題関心に基づいたアンケート調査を企画し、分析技法について学ぶ。	環境	未 定	未 定

コース	教育研究分野	授業科目	単位数	内 容	担当教員		
					所属	職名	氏名
環境 科 学 コ ース	環境政策・管理 学	環境マネジメント 学特論	2 (選択)	普及するEMS(環境マネジメントシステム)の現状と課題について議論する	環境	准教授	昔宣希
		地域環境政策学特論	2 (選択)	(1)地域環境政策の目的や基本的な考え方、(2)政策の立案、実行、評価をおこなう時に必要とされる基本的な考え方及び知識の取得に向けて、講義・演習・輪読などをおこなう。	環境	教 授	渡邊貴史
		環境リスク政策学 特論	2 (選択)	リスク政策に関する最新の理論研究および実際の環境政策におけるリスク概念と文化的な領域との関係等について議論する。	環境	准教授	吉田謙
		環境資源経済学特論	2 (選択)	社会経済と環境・資源問題は密接に関連しているので、当該分野の研究では経済学的手法による分析が多用されている。本講義を通じて、環境・資源問題／政策分析への経済学の応用について学ぶ。	環境	未 定	未 定
		環境観光学特論	2 (選択)	観光地理学的な視点から「観光と環境のかかわり」に焦点をあて、最新の研究論文や学術書を用いて講義・演習・輪読などをおこなう。	環境	准教授	深見聰
		環境計画学特論	2 (選択)	ランドスケープデザインの関連学会の論文や著書の文献調査と実験の実施・分析を進めることによって、選択した課題に関する学会発表可能な論文作成を目標とする。	環境	教 授	五島聖子
		森林環境学特論	2 (選択)	森林生態系サービス、人間活動が森林に及ぼす影響、特異な生態系の保護など、人と森林の関係を中心に、関連する研究の調査手法、データ解析法、既往の知見などについて紹介する。また受講生の研究テーマに関する自然科学的研究について、既往の研究成果の森林環境学への応用について議論する。	環境	准教授	大田真彦

コース	教育研究分野	授業科目	単位数	内 容	担当教員		
					所属	職名	氏名
環境科学コース	環境政策・管理学	地域計画学特論	2 (選択)	グローバル化、環境共生時代、人口減少下の地域計画の役割について、国内外の最新の研究動向および地域計画・政策の事例を通して議論する。	環境	教授	片山 健介
		国際環境政策学特論	2 (選択)	本講義は、国境を越えて環境への影響が生じる問題、例えば河川の上下流対立や気候変動などの諸課題について、国際的に求められる政策・制度やガバナンスのあり方、各アクターに求められる役割や協調関係といった観点から検討していく。講義は、必読の古典や最近の論文の輪読とそれに基づく討論を通じ、理解を深めるとともに考察する。	環境	准教授	濱崎 宏則
		地域社会学特論	2 (選択)	環境と地域をめぐる諸問題について多角的に取り上げ、理論的な検討に加えて問題の解決・改善に向けた実践の可能性を探る。博士論文研究に資するフィールドワークの技法を鍛えていく。	環境	准教授	黒田 晓
		環境法学特論	2 (選択)	人と動物の関係に関する法(動物法)とは何か、人と動物の関係をめぐる問題とは何か、動物法の国内外の発展はどのような特徴をもつか、環境法と動物法の関係とはどのようなものか、文献講読と議論を通して考えていく。	環境	准教授	本庄 茂
		インターンシップ	1 (選択)	各専門分野で得られる知識を具体的に成果に結びつけるための方法の修得、各関係専門領域における実学経験として、企業や研究機関等でのインターンシップを行う。	当該学生の指導教員		
共 通		特別講義	2 (必修)	複数の教員団による環境科学及び水産科学に関連する基礎的な事柄や思考法を扱う講義と受講者自身による研究発表によって、研究科の全体像を把握する。	各コースから選出された6人の教員で行う。 (責任者:副研究科長)		

コース	教育研究分野	授業科目	単位数	内 容	担当教員		
					所属	職名	氏名
共 通		特別演習	1 (必修)	幅広い知識を基盤とした高い専門性を育成する科目で、担当教員は当該学生の副指導教員で、指導教員の近縁分野の教員をもって充てる。当該教員の研究を中心とした演習科目である。	当該学生の副指導教員		
		学外実習	1 (必修)	各専門分野で得られた知識を具体的に成果に結びつけるための方法の修得、各関係専門領域における実学経験として、海洋上あるいはフィールドにおける実習を行う。	当該学生の指導教員 (海洋実習世話人：副研究科長)		

VI 成績評価の方法

1 成績評価方法・基準等

シラバスに記載された授業科目毎の「成績評価の方法・基準等」に基づいて成績評価がなされる。

2 成績評価

授業科目の成績は100点満点で評価し、AA(90点以上)、A(89-80点)、B(79-70点)、C(69-60)及びD(59点以下)の評語をもって表わす。なお、AA、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

3 成績評価結果に対する異議申立て

成績評価の正確さを担保するための措置として、異議申し立て期間を設定するものとする。授業科目の成績評価結果について異議がある場合は、下記申立期間内に限り大学院係を経て授業担当教員へ申し出ることができる。

<異義申立期間>

- ・ 前期（第1クオーター・第2クオーター）開講授業科目：前期（第1クオーター・第2クオーター）成績開示後
1週間
- ・ 後期（第3クオーター・第4クオーター）開講授業科目：後期（第3クオーター・第4クオーター）成績開示後
1週間

VII ナンバリング・システムについて

ナンバリング・システムとは、長崎大学で開講されているすべての授業科目（教養教育科目・学部専門科目・大学院専門科目等）に対し、授業内容・レベル等に応じて特定の記号やナンバーを付与し、教育課程表やシラバスに記載することにより、体系的な教育プログラムの実現を目指す方法のことです。

1 長崎大学ナンバリング・システムの見方

長崎大学の全授業科目には、以下のような統一した形式でナンバーが付されています：



表示例

教養教育科目 教養ゼミナール
GEFY 11111 (通常表示)
GEFY 11111 001 (詳細表示)

授業科目に付けたナンバー（学部等コードから枝番まで）を「科目ナンバー」と言います。例えば、教養ゼミナールの科目ナンバーは GEFY 11111 や GEFY 11111_001 となります。詳細は、長崎大学のホームページ（<http://www.nagasaki-u.ac.jp/>）を参照してください。

2 博士後期課程・博士課程ナンバリング・システム

表 1, 表 2, 表 3 に各専攻のコードや言語を示すコードなどを記載しています。個々の授業科目の科目ナンバーは、研究科ホームページ (<http://www.fe.nagasaki-u.ac.jp/student/index.html>) を参照してください。

また、学問分野コードとその枝番は長崎大学のホームページ (<http://www.nagasaki-u.ac.jp/>) に掲載されています。

3 ナンバリング・システムの活用方法

表1、表2、表3で、記号や数字の意味することを理解した上で、便覧等に示された学部や研究科ごとの識別コード付与規則を理解してください。慣れてくると、科目ナンバーを見るだけで、カリキュラム体系上どのような位置づけの科目であるか分かるようになります。

識別コードは、科目群の区分や履修順序の意味を込めるなど学部や研究科ごとに工夫されていますので、科目選択や履修順序を判断する際に利用してください。

シラバスに履修の前提とする科目が科目ナンバーで記載されている場合があります。そのときは、NIU-Web の検索機能でどのような科目であるか調べてください。

専門的な学習を行うようになったら、科目ナンバーの学問分野コードからその科目の学問上の位置づけを把握することで、履修科目の体系に関する理解が更に深まります。

表1

学部等コード (AB)		領域/プログラムコード (CD)	
水産・環境科学総合研究科 Graduate School of Fisheries and Environmental Sciences	FE	水産学専攻（博士前期課程）	MF
		環境科学専攻（博士前期課程）	ME
		環境海洋資源学専攻（博士後期課程）	DS
		海洋フィールド生命科学専攻（博士課程 5年一貫制）	DM

表2

0 : 卒業要件外科目（大学入学前に修得する内容の科目、リメディアル科目、卒業要件外授業科目）	
1 : 学部専門科目（入門的内容の科目）、教養教育科目（語学上級科目、高年次対象科目を除く）	学部科目
2 : 学部専門科目（基礎的内容の科目）、教養教育科目（語学上級、高年次対象科目）	
3 : 学部専門科目（発展的内容の科目）、教養教育科目（高年次対象科目）	
4 : 学部専門科目（卒業論文・卒業研究関連科目、医・歯・薬5～6年科目）	
5 : 大学院（修士・専門職）専門科目（基礎的な内容の科目）、大学院共通授業科目	大学院科目
6 : 大学院（修士・専門職）専門科目（発展的な内容の科目、研究指導科目）	
7 : 大学院（博士）専門科目（研究指導科目を含む）	
9 : その他（海外への留学を内容とするもの、レベル分けが出来ない科目など）	

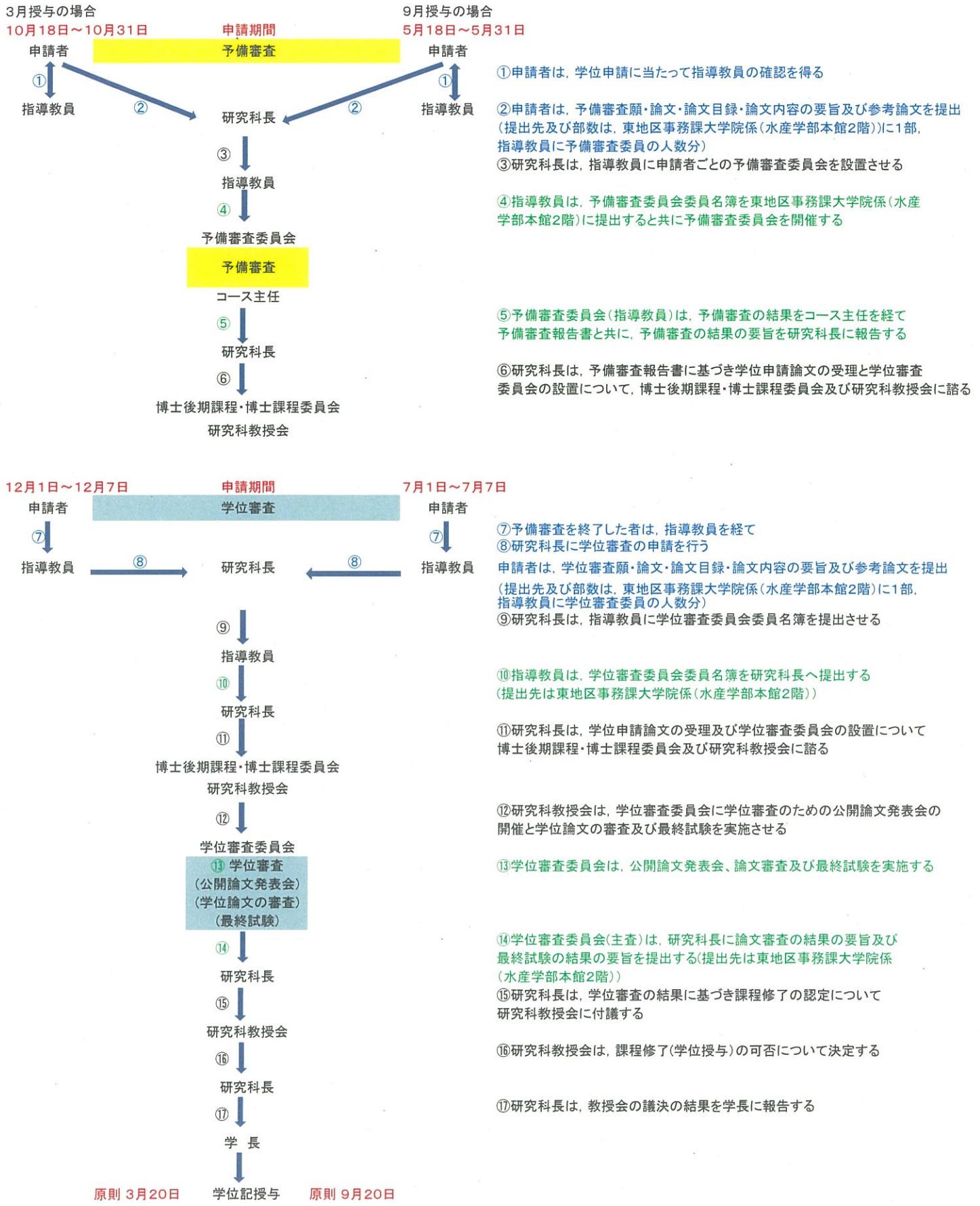
表3

1 : 日本語で行う授業	6 : ドイツ語で行う授業
2 : 英語で行う授業	7 : フランス語で行う授業
3 : 日本語と英語のバイリンガル授業	8 : オランダ語で行う授業
4 : 中国語で行う授業	9 : 日本語と英語以外の外国語のバイリンガル授業
5 : 韓国語で行う授業	0 : (予備)

VIII 学位申請論文の提出方法

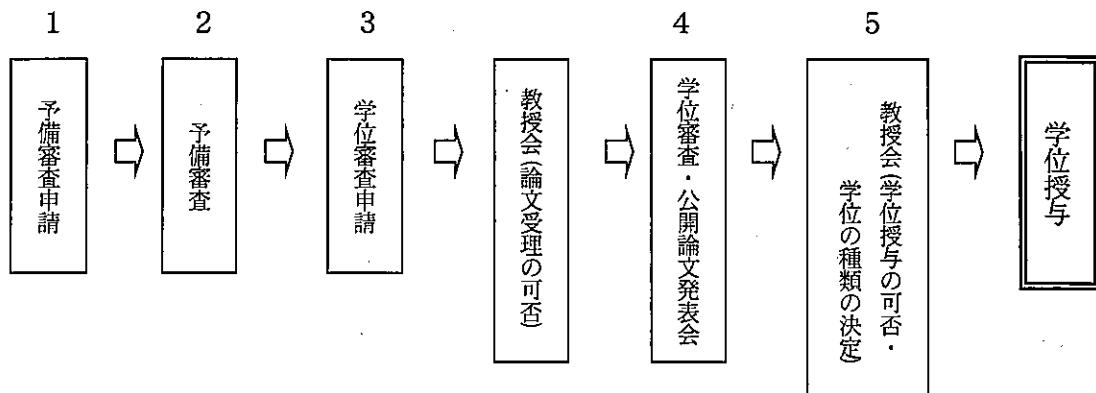
博士後期課程

長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科



Ⅰ 学位審査の手続き（概要）

（学位審査の流れ）



1 予備審査申請

下記の書類を期日までに提出する。

提出書類	提出先及び部数		備考
	指導教員	東地区事務課大学院係	
予備審査願（別紙様式第1号）	委員数分	1	HPより様式をダウンロード。押印のうえ提出
予備審査用論文	委員数分	1	和文又は英文・A4用紙・横書（草稿可）
論文目録（別紙様式第2号）※	委員数分	1	HPより様式をダウンロード。押印のうえ提出
論文内容の要旨（書式1）※	委員数分	1	和文の場合は2000字以内、英文の場合はA4用紙2枚以内（作成要領は30ページ参照）
参考論文	委員数分	1	目録に記載したものを提出
承諾書（書式2）	委員数分	1	審査付論文が共著論文の場合は、共著者全員の承諾書を提出する（指導教員への提出は、本紙の写しを必要部数揃えて提出で可）

※「論文目録」「論文内容の要旨」は東地区事務課大学院係（水産学部本館2階）へ電子データも提出すること。

2 予備審査

学位論文の適合性、学位に付記する専攻分野の名称等についての予備審査が行われ、学位審査の受理の可否が検討される。

コース主任は指導教員と協議の上、予備審査出願者毎に予備審査委員会を設置（3人以上（指導教員及び指導教員となりうる教員2人以上（うち1人以上は教授とする。））、他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等追加可能）する。

なお、指導教員は予備審査後、予備審査報告書（別紙様式第3号）及び論文審査の結果の要旨（別紙様式第4号）を、コース主任を経て（東地区事務課大学院係（水産学部本館2階）へ）提出する。

3 学位審査申請

予備審査終了後、下記の書類を期日までに提出する。

提出書類	提出先及び部数		備考
	指導教員	東地区事務課大学院係	
学位論文審査願（別記様式第2号）	委員数分	1	HPより様式をダウンロード。押印のうえ提出
学位申請論文※	委員数分	1	和文又は英文・A4用紙・横書
論文目録（別記様式第3号）	委員数分	1	HPより様式をダウンロード。押印のうえ提出
論文内容の要旨（書式1）※	委員数分	1	和文の場合は2000字以内、英文の場合はA4用紙2枚以内（作成要領は30ページ参照）
参考論文※	委員数分	1	目録に記載したものを提出
承諾書（書式2）※	委員数分	1	審査付論文が共著論文の場合は、共著者全員の承諾書を提出する（指導教員への提出は、本紙の写しを必要部数揃えて提出可）

※予備審査から変更のあった書類のみ提出する。（「論文目録」「論文内容の要旨」は東地区事務課大学院係（水産学部本館2階）へ電子データも提出）

4 学位審査

予備審査の結果報告を受け、教授会が学位審査に受理すべきものと決定した論文について、学位論文としての適合性、学位に付記する専攻分野の名称等が審査されるとともに、申請者は公開論文発表会で論文の発表を行う。その後、論文を中心として、これに関連のある科目について最終試験が行われる。

学位審査委員会を設置（3人以上（主査1人及び副査2人以上の選出：指導教員又は副指導教員及び指導教員となりうる教員）、他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等追加可能）する。

学位審査委員会による学位論文審査及び公開論文発表会を実施する。その後、最終試験（日本語又は英語による口頭又は筆答）を行う。

学位審査委員会による論文審査の結果の要旨（別記様式第5号）、最終試験の結果の要旨（別記様式第6号）を（東地区事務課大学院係（水産学部本館2階）へ）提出する。

5 教授会による可否判定及び学位の種類の決定

教授会は、論文審査及び最終試験の結果の報告に基づき、課程修了の可否決定を行う。申請者は教授会閲覧用の下記書類を提出期限（東地区事務課大学院係から別途通知）までに東地区事務課大学院係（水産学部本館2階）へ提出する。下記書類は、課程修了のための教授会開催前（約1週間）に閲覧公開する。

提出書類	提出先及び部数		備考
	東地区事務課大学院係		
学位申請論文		1	和文又は英文・A4用紙・横書
論文目録（別記様式第3号）		1	HPより様式をダウンロード。押印のうえ提出
論文内容の要旨		1	和文の場合は2000字以内、英文の場合はA4用紙2枚以内（作成要領は30ページ参照）
参考論文		1	目録に記載したものを提出

6 学位論文等の提出

教授会で学位の授与が決定した場合、論文をインターネットの利用により公表するための電子ファイルを提出する。

7 学位記授与の期日

標準修業年限以内の合格：学期末（原則3月20日・9月20日、当該日が週休日・祝日の場合は、前日または前々日とする。）

早期修了及び標準修業年限を超えて在学した者の合格：合格した日

II 提出書類の作成方法

1 予備審査願、学位論文審査願

作成要領は省略する。（別紙様式第1号：予備審査用、別記様式第2号：学位審査用）

2 予備審査用論文、学位申請論文

(1) 和文又は英文で作成する。

(2) A4判(210×297mm)、縦位置、横書、左綴じとする。

(3) 表紙には、別図のように論文題名などを記載する。ファイルに綴じるときは、ファイルの表紙にも同様の記載を行う。作成年月は、論文提出時（予備審査及び学位審査申請時）の年月とする。

(4) 表紙の次に目次を付す。

(5) 学位論文はワードプロセッサーで印字する。

上記のようにして作成した原稿を、白色上質紙にコピーしたものでも差し支えない。

(別 図)

※背表紙にも論文題名を付けること。（英文は横書きでよい）

論 文 題 名

(西暦)

××年×月

長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科

氏 名

作成年月 →

論文題名	××年×月	氏名
------	-------	----

3 論文目録 (別紙様式第2号: 予備審査用, 別記様式第3号: 学位審査用)

- (1) 論文目録は別紙様式第2号, 別記様式第3号を用いて作成し, 参考論文の前に添付する。
- (2) 学位論文題名は, 本論文が和文の時は英文名を, 本論文が英文の時は和文名を並記する。
- (3) 参考論文等とは, 学位論文に関係の深いものでその研究の基礎となつた論文等をいう。
なお, 講演要旨は論文に含まないものとする。
- (4) <書き方>
 - ア) 論文は, 全ての著者名(論文に書かれている順番; 学位論文申請者に下線をつける。), 題目, 雑誌名, 卷(号), 頁(最初と終わりの頁), 発行年月の順に書く。巻数は太文字とする。
 - イ) 審査制度の確立した学術雑誌に掲載された論文には論文番号の頭に*印をつけること。
(記入例) * (1) 長崎一郎, 謙早二郎, 佐世保三郎; 21世紀の長崎大学のあるべき姿の一考察, 長崎学会誌, 10(3), pp. 3-10 (2012. 12) (第2章, 第3節)

(5) 1 学位論文の印刷公表(予定)欄;

- ア) 1-1 印刷公表論文欄には学位論文の内容を含む既公表論文および掲載が決定された論文を挙げる。
- イ) 学位審査までに掲載が決定した論文は1-1印刷公表論文欄に挙げ, 掲載決定証明書(写)を論文目録に添付する。
- ウ) 1-2 印刷公表予定論文欄には, 投稿中の論文を挙げ, 受領証明書(写)を論文目録に添付する。
- エ) <承諾書> 1学位論文の印刷公表(予定)欄にあげた論文のうち, *を付した論文においては, 共著者がある場合は承諾書【書式2】を添付する。共著者の中に指導教員あるいは副指導教員が含まれている論文においては全ての共著者の承諾書は不要とすることができる。
- オ) いずれの論文においても学位論文のどの章・節に該当するかを記載する。

(6) 2 学位論文の基礎となる論文欄;

- ア) 学位論文の基礎となる論文欄には, 学位論文の内容に含まれないがその研究に関係が深く, 基礎となつた論文を挙げる。

(7) 3 その他の論文欄;

- ア) その他の論文とは, 学位論文の印刷公表(予定), 学位論文の基礎となる論文に該当しない論文, プロシーディングを挙げる。

4 承諾書

承諾書は【書式2】を用いて学位論文の印刷公表（予定）欄に挙げた論文のうち、*を付した論文についてのみ作成する。

(注) 共著者の中に指導教員あるいは副指導教員が含まれている論文においては、全ての共著者の承諾書は不要とすることができます。

<書き方>

- (1) 天 25mm, 地 25mm, 左 25mm, 右 25mm の余白を取る。
- (2) 論文は、全ての著者名（論文に書かれている順番；承諾する共同研究者名に下線をつける。）、題目、雑誌名、巻（号）、頁（最初と終わりの頁）、発行年 の順に書く。巻数は太文字とする。

(記入例) (1) 長崎一郎, 諫早二郎, 佐世保三郎 ; 21世紀の長崎大学のあるべき姿の一考察, 長崎学会誌, 10(3), pp. 3-10 (2012. 12)

5 参考論文の提出

- (1) 論文目録の参考論文等の項目に挙げた全ての論文の別刷り、あるいはコピーを別冊として提出する。
- (2) 掲載が決定された論文、投稿中の論文については、校正刷りのコピーあるいは投稿原稿を提出する。

<作成法>

- (1) 別冊の参考論文にはA4判で表紙をつけ、縦位置、横書き、左綴じとする。
表紙には「参考論文」、学位論文題名、予備審査及び本審査提出時の年月、研究科名、氏名を書く。（別図参照）
- (2) 論文目録を別刷りの前におく。

(別 図)	参考論文 「学位論文題名」 ××年×月（西暦） 長崎大学大学院 水産・環境科学総合研究科 氏 名
-------	---

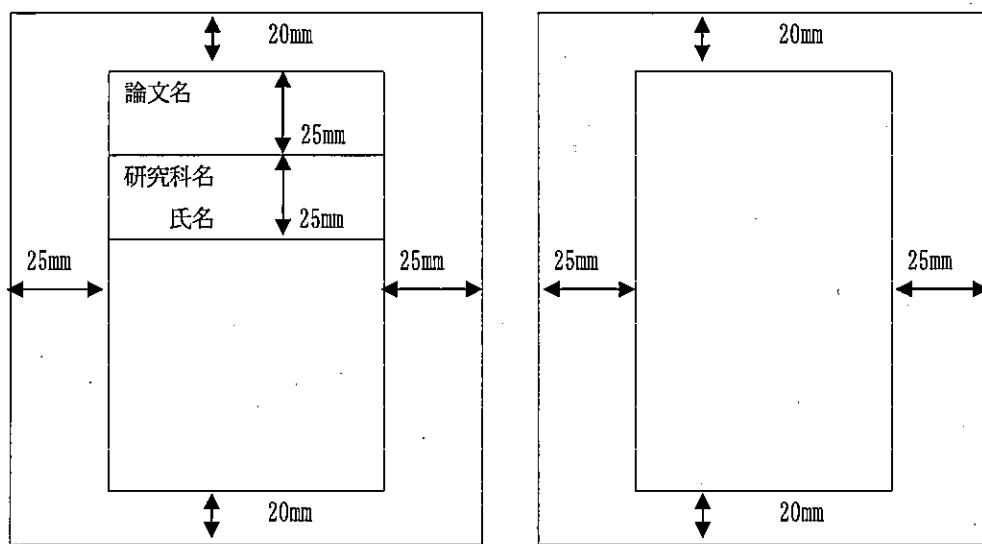
6 論文内容の要旨

(1) 論文内容の要旨は【書式1】により和文又は英文で作成する。

<書き方>

- (1) A4判用紙2枚とし、天 20mm、地 20mm、左 25mm、右 25mm、の余白を取る。
- (2) 論文題名欄、氏名欄として各 25mm とり、研究科名（長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科）と氏名を14ポイントで書く。
- (3) 本文は11ポイントで書く。英文の場合はA4 2枚程度とする。

【書式1】



【書式2】

(記入例)

↔ 余白は全て 25mm とする

承 諾 書

長崎一郎氏提出の学位論文中、私と共同研究の下記部分については、
長崎一郎氏の学位論文とすることを承諾いたします。

記

- 1 長崎一郎, 講早二郎, 佐世保三郎
;「21世紀の長崎大学のあるべき姿の一考察」
長崎学会誌, 10(3), pp. 3-10 (2012. 12)

令和××年××月××日

共同研究者

諲 早 二 郎



(別紙様式第1号)

令和 年 月 日

水産・環境科学総合研究科長 殿

平成・令和 年 月 日入学
長崎大学大学院
水産・環境科学総合研究科 専攻
コース
氏名 ㊞

予 備 審 査 願

私こと、長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科博士後期課程及び博士課程（5年一貫制）の学位審査に関する申合せに基づき関係書類を添え、予備審査用論文を提出しますので審査下さるようお願いします。

記

予備審査用論文	1部
論文目録	1部
論文内容の要旨	1部
参考論文等	1部

(別紙様式第2号)

論 文 目 錄 (予備審査用)

注. 報告番号は、記入しないこと。

*審査制度の確立した学術雑誌に掲載された論文には論文番号の頭に*印をつけること。

別記様式第2号

令和 年 月 日

長崎大学長 殿

平成・令和 年 月 日入学
長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科
博士後期課程
博士課程（5年一貫制）

専攻
氏名 印

学 位 論 文 審 査 願

私こと、長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科 博士後期課程修了
博士課程（5年一貫制）修了 の
認定をいただくため、長崎大学学位規則に基づき関係書類を添え、学位論文を提出します
ので審査下さるようお願いします。

記

学位論文	3部
論文目録	3部
論文内容の要旨	3部
参考論文等	3部

(別記様式第3号)

論文目録

報告番号		氏名	印
------	--	----	---

学位論文

※論文題名は、和文名・英文名を併記する。英文名は、文頭のみ大文字とする。

參考論文等

1 学位論文の印刷公表（予定）

1-1 印刷公表論文(掲載が決定された論文を含む。)

- * (1) 長崎一郎, 諫早二郎, 佐世保三郎; 21世紀の長崎大学のあるべき姿の一考察, 長崎学会誌, 10(3), pp. 3-10 (2012. 12) (第2章, 第3節)
* (2)

1-2 印刷公表予定論文

- (1)
- (2)

2 学位論文の基礎となる論文

- (1)
- (2)

3 その他の論文

- (1)
- (2)

注. 報告番号は、記入しないこと。

*審査制度の確立した学術雑誌に掲載された論文には論文番号の頭に*印をつけること。

IX 学生生活について

■大学から学生への連絡方法

大学から学生の皆さんへの連絡方法は、原則として掲示版で行います。

学生の呼出、教務事項（講義の休講・補講、試験日程等）の連絡、課外活動等の厚生補導事項、授業料免除や奨学金に関する連絡など種々の連絡を掲示により行いますので、1日に1回は、掲示板を確認するよう心がけてください。掲示板の場所は、水産学部本館2階です。

■郵便物・電話

学生個人宛の郵便物や電話は原則対応しません。必ず自宅（アパート・下宿等）に送付するか、学生本人の電話へ連絡するように、御家族や友人などへ知らせておいてください。

■学生証

学生証は、入学時に交付されます。学生証は本学の学生であることを証明するものです。よって本学学生は、常に携帯し、必要に応じてこれを提示しなければなりません。

携帯していない場合、試験（考查）が受けられなくなったり、各種証明書の交付が受けられない場合があります。

また、次の場合は、学生証の再交付手続きを学生支援センターで行ってください。

- ・紛失した場合
- ・破損した場合
- ・有効期限が切れた場合
- ・記載内容に変更が生じた場合

■各種証明書

証明書の発行は、東地区事務課大学院係（水産学部本館2階）か自動発行機で発行できます。それぞれで発行可能な証明書は下記のとおりです。

自動発行機	東地区事務課大学院係
学割証（本人のみ適用）	通学証明書（定期券購入等に利用）
在学証明書	卒業（修了）証明書
卒業（修了）見込み証明書	その他の証明書（証）
健康診断書	など
成績証明書	など

■証明書発行サービス（有料）

スマートフォンやパソコン等で各種証明書の発行を申請し、国内のファミリーマート、ローソン及びセブン・イレブンのマルチコピー機設置店舗で即日又は郵送（窓口受取）で証明書を取得できるサービスです。サービスの利用方法、対象者、対象証明書、利用料金等の詳細については、大学HPで確認してください。

大学HPアドレス：<http://www.nagasaki-u.ac.jp/>

サービスに関する問い合わせ先：学生支援部教育支援課 TEL 095-819-2075

■授業料

授業料の納付

授業料は、前期・後期に分けて、金融機関の口座振替（引き落とし）により納付します。

前期及び後期の口座振替の締切日は、

前期：4月27日 後期：10月27日

（ただし、口座振替日が金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。また、口座振替手続きの関係で、金融機関によっては翌月に口座振替となることがあります。）

授業料免除・徴収猶予

経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められた者、その他やむを得ない事情があると認められた者に対しては、願い出によりその事情を審査し、授業料の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予されることがあります。手続期間及び手続方法は、掲示により通知します。詳細については、学生支援センター経済支援コーナーに問い合わせてください。

（学生支援センター経済支援コーナーの電話番号：095-819-2105）

授業料未納による除籍

授業料が納期内に納付されない場合は、長崎大学大学院学則第38条により除籍となります。

■奨学金制度

日本学生支援機構をはじめ各種団体による奨学金制度が設けられています。

詳細については、学生支援センター経済支援コーナーに問い合わせてください。

（学生支援センター経済支援コーナー TEL：095-819-2104）

■健康管理

保健センターが行う定期健康診断は、原則、全員が受診してください。

定期健康診断受診者に対してのみ「健康診断書」が自動発行機で交付されます。

■学生教育研究災害傷害保険制度

大学での正課中、学校行事中、学校施設内、課外活動中、通学中、学校施設等相互間の移動中の事故等について保障される制度であり、本研究科では全員加入を原則としています。

■休学・復学・退学の手続き

休学・復学・退学の手続きについては、あらかじめ指導教員に相談のうえ、所定の用紙に必要事項を記入し、東地区事務課大学院係（水産学部本館2階）に提出してください。

■住所変更等について

入学時に提出した住所等に変更が生じた場合は、速やかに東地区事務課大学院係（水産学部本館2階）に届け出てください。

また、保証人等に変更が生じた場合も漏れなく届け出てください。

■時間外に学習・研究のために研究室等の施設を利用する場合について

時間外に学習や研究のために研究室等の施設を利用する場合は、必ず事前に、「学生番号」「氏名」「利用を必要とする理由」「施設の名称または部屋番号」「利用日時」「その他の伝達事項」を記したメールを指導教員へ送信し、許可を得てください。時間外は安全管理の面からできるだけ複数人で活動してください。

諸 規 則 等

X 諸規則等

○長崎大学大学院学則

平成16年4月1日

学則第2号

改正 平成17年9月22日学則第4号

(略)

令和4年3月28日学則第3号

目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 教育課程等（第7条の2—第17条の3）

第3章 課程の修了要件及び学位の授与（第18条—第22条）

第4章 入学、転学、休学、退学、再入学等（第23条—第37条）

第5章 除籍、表彰及び懲戒（第38条）

第6章 検定料、入学期料及び授業料（第39条—第41条）

第7章 科目等履修生、研究生、特別聴講学生、特別研究学生、特別の課程及び外国人留学生（第42条—第46条）

第8章 教員の免許状授与の所要資格の取得（第47条）

第9章 国際連携専攻（第48条—第58条）

第10章 雜則（第59条—第61条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 長崎大学大学院（以下「本学大学院」という。）は、国立大学法人長崎大学基本規則（平成16年規則第1号）第3条に規定する理念に基づき、実践的問題解決能力と政策立案能力を有し国際的問題及び地域の諸課題を解決しうる高度専門職業人並びに豊かな創造的能力を有し先導的知を創生しうる研究者を養成し、もって広く人類に貢献することを目的とする。

2 本学大学院の修業年限、教育課程、教育研究組織その他の学生の修学上必要な事項については、この学則の定めるところによる。

(教育研究上の目的の公表等)

第1条の2 各研究科は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を研究科規程に定め、公表するものとする。

(課程)

第2条 本学大学院の課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程（学校教育法（昭和22年法律第26号）第99条第2項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とする。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

3 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

4 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

(研究科、専攻、課程及び収容定員)

第3条 研究科の専攻及び課程は、次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	
多文化社会学研究科	多文化社会学専攻	前期2年の課程	博士課程
		後期3年の課程	
教育学研究科	教職実践専攻	専門職学位課程	
経済学研究科	経済経営政策専攻	前期2年の課程	博士課程
	経営意思決定専攻	後期3年の課程	
工学研究科	総合工学専攻	前期2年の課程	博士課程

	生産システム工学専攻	後期 3 年 の課程		
	グリーンシステム創成科学専攻	博士課程		
水産・環境科学総合研究科	水産学専攻、環境科学専攻	前期 2 年 の課程	博士課程	
	環境海洋資源学専攻	後期 3 年 の課程		
医歯薬学総合研究科	保健学専攻	修士課程		
	災害・被ばく医療科学共同専攻			
	医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻、放射線医療科学専攻、先進予防医学共同専攻	博士課程		
	生命薬科学専攻	前期 2 年 の課程	博士課程	
熱帯医学・グローバルヘルス研究科	グローバルヘルス専攻	後期 3 年 の課程		
		後期 3 年 の課程	博士課程	
	長崎大学-ロンドン大学衛生・熱帶医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻	後期 3 年 の課程		

2 多文化社会学研究科、経済学研究科、工学研究科（グリーンシステム創成科学専攻を除く。）、水産・環境科学総合研究科、医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻及び熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻の博士課程は、前期 2 年の課程（以下「博

士前期課程」という。) 及び後期 3 年の課程(以下「博士後期課程」という。)に区分し、博士前期課程は、修士課程として取り扱うものとする。

- 3 教育学研究科教職実践専攻は、専門職学位課程のうち専門職大学院設置基準(平成 15 年文部科学省令第 16 号)第 26 条に規定する教職大学院の課程とする。
- 4 医歯薬学総合研究科災害・被ばく医療科学共同専攻は第 7 条の 5 に規定する共同教育課程として福島県立医科大学と共同実施する修士課程とし、医歯薬学総合研究科先進予防医学共同専攻は第 7 条の 5 に規定する共同教育課程として千葉大学及び金沢大学と共同実施する博士課程とする。
- 5 热帯医学・グローバルヘルス研究科長崎大学－ロンドン大学衛生・热帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻は、ロンドン大学衛生・热帯医学大学院と連携して教育を実施する博士後期課程とする。
- 6 研究科の収容定員は、別表第 1 のとおりとする。

(講座)

第 4 条 前条第 1 項に掲げる研究科に、講座等を置くことができる。

- 2 前項の講座等は、別に定める。

(標準修業年限)

第 5 条 教育学研究科専門職学位課程の標準修業年限は、2 年とする。ただし、教育上の必要があると認められる場合は、学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、1 年以上 2 年未満の期間又は 2 年を超える期間とすることができるものとする。

- 2 前項の場合において、1 年以上 2 年未満の期間とすることができる者は、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法により教育上支障を生じない場合に限る。
- 3 医歯薬学総合研究科保健学専攻及び災害・被ばく医療科学共同専攻の修士課程の標準修業年限は 2 年とする。
- 4 热帯医学・グローバルヘルス研究科の博士課程の標準修業年限は 5 年(同研究科グローバルヘルス専攻の博士前期課程に置く热帯医学コースを修了し、博士後期課程に進学した者にあっては 4 年)とし、博士前期課程の热帯医学コースの標準修業年限は 1 年、热帯医学サテライトコース、国際健康開発コース、国際健康開発サテライトコース、ヘルスイノベーションコース及びヘルスイノベーションサテライトコースの標準修業年限は 2 年とし、博士後期課程の標準修業年限は 3 年とする。

- 5 多文化社会学研究科、経済学研究科、工学研究科、水産・環境科学総合研究科及び医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻の博士課程の標準修業年限は5年とし、博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。
- 6 医歯薬学総合研究科医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻、放射線医療科学専攻及び先進予防医学共同専攻の博士課程の標準修業年限は、4年とする。

(入学前の既修得単位等を勘案した在学期間の短縮)

第5条の2 第15条の3の規定により本学大学院に入学する前に修得した単位を本学大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本学大学院の修士課程又は博士課程（博士後期課程を除く。）の教育課程の一部を履修したものと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本学大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程（博士前期課程を含む。）については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

- 2 前項に規定する在学期間の短縮は、修士課程を修了した者が博士課程に入学し、修士課程における在学期間を博士課程での在学期間に含める場合については適用しない。

(在学期間)

第6条 本学大学院における在学期間は、第5条に規定する標準修業年限の2倍を超えることができない。

(学年、学期及び休業日)

第7条 本学大学院の学年、学期及び休業日は、長崎大学学則（平成16年学則第1号。以下「本学学則」という。）第7条から第9条までの規定を準用する。

第2章 教育課程等

(教育課程の編成方針)

第7条の2 各研究科（教育学研究科を除く。）は、当該研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

- 2 前項の教育課程の編成に当たっては、各研究科は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。
- 3 教育学研究科は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

(博士課程教育リーディングプログラム)

第7条の3 本学大学院に、専門分野の枠を超えた俯瞰力と独創力を備え、広く産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーを養成する教育を行う博士課程教育リーディングプログラムを開設する。

2 前項の博士課程教育リーディングプログラムの名称並びに実施する研究科及び専攻は、次の表のとおりとする。

名称	研究科	専攻
熱帯病・新興感染症制御グローバルリーダー育成プログラム	医歯薬学総合研究科	新興感染症病態制御学系 専攻

3 博士課程教育リーディングプログラムに関し、必要な事項は、別に定める。

(卓越大学院プログラム)

第7条の4 本学大学院に、新たな知の創造と活用を主導し、次代を牽引する価値を創造するとともに、社会的課題の解決に挑戦して、社会にイノベーションをもたらすことができる博士人材を育成する教育を行う博士課程の卓越大学院プログラムを開設する。

2 卓越大学院プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(共同教育課程の編成)

第7条の5 研究科は、教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、第7条の2第1項の規定にかかわらず、他の大学院が開設する授業科目を、当該研究科の教育課程の一部とみなして、当該研究科及び他の大学院ごとにそれぞれ同一内容の教育課程を編成することができる。

2 前項に規定する教育課程（以下「共同教育課程」という。）を編成する研究科及び他の大学院（以下「構成大学院」という。）は、当該共同教育課程を編成し、及び実施するための協議の場を設けるものとする。

(教育方法)

第8条 各研究科（教育学研究科を除く。）における教育は、授業科目の授業及び研究指導により行う。

2 前項の授業については、本学学則第32条の規定を準用する。

3 教育学研究科における教育は、授業科目の授業により行う。この場合において、教育学研究科は、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法に

より授業を行うよう配慮しなければならない。

- 4 前項の授業については、十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる場合に限り、本学学則第32条第2項の規定を準用することができる。

第8条の2 前条の授業は、教授、准教授、講師又は助教が担当する。

- 2 前条の研究指導は、教授が担当するものとする。ただし、特に必要があるときは、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第9条に掲げる資格を有する准教授、専任の講師又は助教が担当することができる。

（単位の計算方法）

第9条 本学大学院における単位の計算方法については、本学学則第33条の規定を準用する。

（履修方法等）

第10条 各研究科における授業科目の内容及び単位数並びに研究指導の内容並びにこれらの履修方法については、各研究科において定めるものとする。

（履修科目の選定）

第11条 履修する授業科目の選定は、指導教授の指示に従うものとする。

（考查及び単位の授与）

第12条 学生が一の授業科目を履修した場合には、考查を行い、合格した者に対しては、単位を与える。

- 2 考査は、試験、研究報告その他の方法により行うものとする。

第13条 授業科目の成績は、A、B、C及びDの評語をもって表し、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、研究科が教育上有益と認めるときは、研究科規程の定めところにより、授業科目の成績を異なる評語で表すことができる。

- 3 不合格の授業科目については、再試験を行うことがある。

（教育方法の特例）

第14条 本学大学院の課程において、教育上特別の必要があると認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により、教育を行うことができる。

（成績評価基準等の明示等）

第14条の2 各研究科は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 各研究科は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客觀性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第14条の3 各研究科は、当該研究科の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(他の研究科等における履修等)

第15条 学長は、第11条に規定する履修科目の選定に当たって指導教授が教育上必要と認めるときは、所属研究科の教授会の議を経て、他の専攻又は研究科の授業科目を指定して、履修させることができる。

2 前項に規定する他の研究科の授業科目の履修については、あらかじめ当該他研究科と協議の上、実施するものとする。

3 前2項の規定により履修した授業科目の修得単位は、各研究科の定めるところにより、第18条、第19条又は第20条に規定する単位とすることができます。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第15条の2 学生が他の大学院の授業科目を履修することが教育上有益であると各研究科において認めるときは、あらかじめ当該他の大学院と協議の上、学生が当該他の大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定に基づき学生が履修した授業科目について修得した単位は、15単位(教育学研究科にあっては、修了要件として定める単位数の2分の1)を超えない範囲で本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前2項の規定は、学生が、第16条の規定により外国の大学院に留学する場合、休学期間に外国の大学院の授業科目を履修する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。ただし、教育学研究科にあっては、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合については、準用しない。

(入学前の既修得単位の認定)

第15条の3 学生が本学大学院に入学する前に次の各号の一に該当する単位を有する場合において、教育上有益であると認めるときは、その単位を入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- (1) 大学院（外国の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位
 - (2) 大学院設置基準第15条の規定により準用する大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条第1項に規定する科目等履修生として修得した単位
- 2 前項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転入学等の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとする。この場合において、当該単位数は、前条により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、教育学研究科にあっては、第1項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転入学等の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、前条第2項及び第3項の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数及び第20条の2第2項の規定により免除する単位数と合わせて修了要件として定める単位数の2分の1を超えないものとする。

(留学及び長期にわたる教育課程の履修)

第16条 本学大学院の学生の留学及び長期にわたる教育課程の履修については、本学学則第24条及び第39条の規定を準用する。この場合において、第39条中「第4条に規定する修業年限」とあるのは「標準修業年限」と、同条中「卒業」とあるのは「課程を修了」と読み替えるものとする。

(他の大学院等における研究指導)

第17条 学長は、所属研究科の教授会の議を経て教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等とあらかじめ協議の上学生が、当該他大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程及び博士前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

- 2 前項に規定する研究指導が外国において行われる場合は、これを留学として取り扱い、その期間は第18条、第19条又は第20条に規定する在学期間に算入する。

(履修科目の登録の上限)

第17条の2 教育学研究科は、学生が各年次にわたりて適切に授業科目を履修するため、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定める

ものとする。

(共同教育課程に係る単位の認定等)

第17条の3 共同教育課程を編成する研究科は、学生が他の大学院において履修した当該共同教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該研究科における共同教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

2 共同教育課程を編成する研究科は、学生が他の大学院において受けた当該共同教育課程に係る研究指導を、当該研究科において受けた共同教育課程に係るものとみなすものとする。

第3章 課程の修了要件及び学位の授与

(修士課程及び博士前期課程の修了要件)

第18条 多文化社会学研究科多文化社会学専攻の博士前期課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

2 医歯薬学総合研究科保健学専攻及び災害・被ばく医療科学共同専攻の修士課程並びに博士前期課程の修了の要件は、当該課程に2年（2年以外の標準修業年限を定める学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限）以上在学し、研究科規程に定める単位数以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

3 第5条第4項に規定する熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻熱帯医学コースの博士前期課程の修了の要件は、当該課程に1年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、特定の課題についての研究の成果又は修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

4 第5条第4項に規定する熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻の熱帯医学サテライトコース、国際健康開発コース、国際健康開発サテライトコース、ヘルスイノベーションコース及びヘルスイノベーションサテライトコースの博士前期課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、特定の課題についての研究の成果又は修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

5 共同教育課程である修士課程の修了要件は、第2項に定めるもののほか、それぞれの構

成大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により 10 単位以上を修得することとする。ただし、当該単位数には、第 15 条から第 15 条の 3 まで及び第 17 条の 3 の規定により修得した単位、修得したものとみなすことができる単位又はみなすものとする単位を含まないものとする。

第 18 条の 2 前条第 2 項の規定にかかわらず、第 3 条第 2 項に規定する博士課程の博士前期課程の修了の要件は、当該博士課程の博士前期課程及び博士後期課程を通じて一貫した人材養成上の目的を有する研究科規程に定める学生の履修上の区分において、当該目的を達成するために必要と認められる場合には、前条第 2 項に規定する修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することに代えて、次に掲げる試験及び審査に合格することとができる。

- (1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該博士前期課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験
- (2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該博士前期課程において修得すべきものについての審査
(博士後期課程の修了要件)

第 19 条 多文化社会学研究科多文化社会学専攻の博士後期課程の修了要件は、当該課程に 3 年(専門職大学院設置基準第 18 条第 1 項の法科大学院の課程を修了した者にあっては、2 年)以上在学し、16 単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

2 博士後期課程(多文化社会学研究科多文化社会学専攻の博士後期課程を除く。)の修了の要件は、当該課程に 3 年(専門職大学院設置基準第 18 条第 1 項の法科大学院の課程を修了した者にあっては、2 年)以上在学し、工学研究科生産システム工学専攻及び水産・環境科学総合研究科環境海洋資源学専攻にあっては 15 単位以上を、経済学研究科経営意思決定専攻、医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻及び熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻にあっては 16 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1 年以上在学すれば足りるものとする。

3 大学院設置基準第 16 条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者(第 18 条第 2 項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者を含む。)については、前項ただし書中「1 年」とあるのは「3 年から当該課

程における在学期間（2年を限度とする。）を減じた期間とする。」と読み替えて、同項ただし書の規定を適用する。

4 次の各号の一に該当する者については、第2項ただし書中「1年」とあるのは「3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間」と読み替えて、同項ただし書の規定を適用する。

(1) 大学院設置基準第3条第3項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程（第5条第4項に規定する熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻熱帯医学コースの博士前期課程を含む。）を修了した者

(2) 専門職大学院設置基準第2条第2項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした専門職学位課程（第5条第1項ただし書の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした教育学研究科教職実践専攻の専門職学位課程を含む。）を修了した者
(博士課程の修了要件)

第20条 工学研究科グリーンシステム創成科学専攻の博士課程の修了の要件は、当該課程に5年以上在学し、45単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格するものとする。ただし、在学期間に關しては、優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。

2 医歯薬学総合研究科医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻、放射線医療科学専攻及び先進予防医学共同専攻の博士課程の修了の要件は、当該課程に4年以上在学し、研究科規程に定める単位数以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格するものとする。ただし、在学期間に關しては、優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。

3 共同教育課程である博士課程の修了の要件は、前項に定めるもののほか、それぞれの構成大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により10単位以上を修得するものとする。ただし、当該単位数には、第15条から第15条の3まで及び第17条の3の規定により修得した単位、修得したものとみなすことができる単位又はみなすものとする単位を含まないものとする。

(教職大学院の課程の修了要件)

第20条の2 教職大学院の課程の修了の要件は、当該課程に2年（2年以外の標準修業年限を定める学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限）以上在学し、45単位以上（高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「小

学校等」という。) その他の関係機関で行う実習に係る 10 単位以上を含む。) を修得することとする。ただし、研究科において必要と認めるときは、在学期間及び修了要件単位に加え、修了の要件を課すことができる。

- 2 学長は、教育学研究科教授会の議を経て教育上有益であると認めるときは、教職大学院の課程に入学する前の小学校等の教員としての実務の経験を有する者について、10 単位を超えない範囲で、前項に規定する実習により修得する単位の全部又は一部を免除することができる。

(教職大学院の課程における在学期間の短縮)

第 20 条の 3 学長は、教育学研究科教授会の議を経て第 15 条の 3 第 1 項の規定により本学大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第 102 条第 1 項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を教職大学院の課程において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により本学大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して当該課程の標準修業年限の 2 分の 1 を超えない範囲で本学大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該教職大学院の課程に少なくとも 1 年以上在学するものとする。

(学位の授与)

第 21 条 修士課程、博士課程又は専門職学位課程の修了要件を満たした者には、所属研究科教授会の議を経て、学長(医歯薬学総合研究科の災害・被ばく医療科学共同専攻及び先進予防医学共同専攻にあっては、各共同専攻の教育課程を構成する大学の長)が課程の修了を認定し、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

- 2 前項に定めるもののほか、博士課程(医歯薬学総合研究科の博士課程を除く。)において、第 18 条第 2 項から第 4 項まで又は第 18 条の 2 に規定する修士課程の修了要件を満たした者には、所属研究科教授会の議を経て、学長が修士の学位を授与することができる。

第 22 条 前条の学位の授与に関し必要な事項については、長崎大学学位規則(平成 16 年規則第 11 号。以下「学位規則」という。)の定めるところによる。

第 4 章 入学、転学、休学、退学、再入学等

(入学の時期)

第 23 条 学生の入学の時期は、学年の始めとする。ただし、後期の始めに入学させることができる。

(修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程の入学資格)

第24条 修士課程、博士前期課程（第5条第4項に規定する熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻熱帯医学コース及び熱帯医学サテライトコースを除く。）及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (8) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
 - (9) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、各研究科において、本学大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - (10) 各研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- 2 第5条第4項に規定する熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻熱帯医学コース及び熱帯医学サテライトコースに入学することのできる者は、前項各号のいずれかに該当し、かつ、医師の免許（外国における医師の免許を含む。）取得後2年以上の臨床経験を有する者又はこれに相当する能力を有すると研究科が認めた者とする。

3 第1項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、各研究科において、当該研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、本学大学院に入学させることができる。

（博士後期課程の入学資格）

第25条 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）
- (8) 各研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

（博士課程の入学資格）

第26条 工学研究科グリーンシステム創成科学専攻の博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育

制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (8) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
 - (9) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、各研究科において、本学大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - (10) 各研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- 2 医歯薬学総合研究科医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻、放射線医療科学専攻及び先進予防医学共同専攻の博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 大学（医学、歯学、修業年限6年の薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）を卒業した者
 - (2) 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者
 - (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(5) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が5年以上である課程（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者

- (6) 文部科学大臣の指定した者（昭和30年文部省告示第39号）
(7) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、研究科において、本学大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
(8) 研究科において、個別の入学資格審査により、第1号に規定する大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

3 前2項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、各研究科において、当該研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、本学大学院に入学させることができる。

（入学志願の手続）

第27条 入学志願者は、所定の手続により願い出なければならない。

（選抜試験）

第28条 入学志願者に対しては、長崎大学入学者選抜規則（平成16年規則第16号）の定めるところにより、選抜試験を行う。

（合格者の決定）

第29条 前条の選抜による合格者の決定は、各研究科教授会の議を経て、学長が行う。

（入学手続及び入学許可）

第30条 第28条に規定する入学者選抜の結果に基づき、合格の通知を受けた者の入学の手続及び入学の許可については、本学学則第18条及び第19条の規定を準用する。

（転入学等）

第31条 次の各号のいずれかに該当する者が、転入学又は転科を願い出たときは、学期の始めに限り、選考の上、許可することがある。

- (1) 他の大学院に在学する者又は修了し、若しくは退学した者で転入学を志望するもの

- (2) 他の研究科に在学する者又は修了し、若しくは退学した者で転科を志望するもの
 - (3) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学する者又は当該課程を修了し、若しくは退学した者（第24条から第26条に規定する入学資格を有する者に限る。）で転入学を志望するもの
 - (4) 国際連合大学の課程に在学する者又は当該課程を修了し、若しくは退学した者で転入学を志望するもの
- 2 前項により転入学又は転科を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位並びに在学年数の認定は、所属研究科の教授会の議を経て、学長が決定する。
- 3 前2項の規定は、専攻を変更する場合に準用する。

第32条 前条第1項による転入学願又は転科願は、所属の学長又は研究科長の紹介状を添えて、志願する研究科長に提出するものとする。

- 第33条 本学大学院の学生が、他の大学院に転学しようとするときは、指導教授を経て、研究科長に転学願を提出するものとする。
- 2 学長は、所属研究科の教授会の議を経て転学の事由が適当であると認めたときは、その転学を許可することができる。
 - 3 前2項の規定は、他の研究科に転科を志望する場合にこれを準用する。

（休学及び復学）

- 第34条 休学及び復学に関しては、本学学則第21条から第23条までの規定を準用する。
- 2 休学期間は、通算して、標準修業年限を超えることができない。

（退学）

- 第35条 退学に関しては、本学学則第25条の規定を準用する。

（再入学）

- 第36条 再入学に関しては、本学学則第27条の規定を準用する。ただし、修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程の退学者にあっては2年以内に、博士後期課程の退学者にあっては3年以内に、工学研究科グリーンシステム創成科学専攻の博士課程の退学者にあっては5年以内に、医歯薬学総合研究科医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻、放射線医療科学専攻及び先進予防医学共同専攻の博士課程の退学者にあっては4年以内に、再入学を願い出た場合に限る。

（進学）

- 第37条 本学の大学院修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程を修了し、引き続き博

士課程（多文化社会学研究科多文化社会学専攻、経済学研究科経営意思決定専攻、工学研究科生産システム工学専攻、水産・環境科学総合研究科環境海洋資源学専攻、医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻及び熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻にあっては、博士後期課程）に進学を志願する者については、各研究科規程の定めるところにより、選考の上、進学を許可する。

第5章 除籍、表彰及び懲戒

(除籍、表彰及び懲戒)

第38条 除籍、表彰及び懲戒に関しては、本学学則第28条、第49条及び第50条の規定を準用する。

第6章 検定料、入学料及び授業料

(検定料等の額及びその徴収方法等)

第39条 検定料、入学料及び授業料の額並びに徴収方法等は、長崎大学授業料、入学料、検定料及び寄宿料徴収規程（平成16年規程第92号）の定めるところによる。

(料金の返還)

第40条 既納の料金は、返還しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、当該料金の相当額（第2号の場合にあっては後期分の授業料相当額を、第3号の場合にあっては退学した翌月以降の授業料相当額をいう。）を返還するものとする。

- (1) 入学を許可されるときに前期分又は前期分及び後期分の授業料を納入した者が、入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退し、授業料の返還を申し出たとき。
- (2) 前期分の授業料納入の際に後期分の授業料を併せて納入した者が、後期分の授業料の納入時期前に休学又は退学したとき。
- (3) 授業料を納入した研究生が、在学期間の中途中で退学し、授業料の返還を申し出たとき。

第41条 入学料の免除及び徴収猶予、授業料の納期並びに授業料の免除及び徴収猶予並びに休学、退学、転学等に係る授業料については、本学学則第53条から第58条までの規定を準用する。

第7章 科目等履修生、研究生、特別聴講学生、特別研究学生、特別の課程及び外国人留学生

(科目等履修生)

第42条 本学大学院の学生以外の者で、本学大学院が開設する授業科目のうち一又は複数の授業科目について履修を希望するものがあるときは、選考の上、科目等履修生として入

学を許可することがある。

2 科目等履修生に関する規則は、別に定める。

(研究生)

第43条 本学大学院において特殊の事項について研究を希望する者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関する規則は、別に定める。

(特別聴講学生)

第44条 他の大学院（外国の大学院を含む。）の学生で、本学大学院の特定の授業科目を履修することを希望するものがあるときは、当該他大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

3 特別聴講学生に係る授業料については、科目等履修生と同様とする。

4 前項の規定にかかわらず、特別聴講学生が学術交流協定等において授業料を徴収しないこととしている外国の大学院の学生又は大学間相互単位互換協定において授業料を徴収しないこととしている大学院の学生であるときは、授業料を徴収しない。

5 既納の授業料は、返還しない。

6 実験、実習に要する実費は、必要に応じ特別聴講学生の負担とする。

(特別研究学生)

第45条 他の大学院（外国の大学院を含む。）の学生で、本学大学院又は研究所等において研究指導を受けようとするものがあるときは、当該他大学院との協議に基づき、特別研究学生として入学を許可することがある。

2 特別研究学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

3 特別研究学生に係る授業料については、研究生と同様とする。

4 前項の規定にかかわらず、特別研究学生が学術交流協定等において授業料を徴収しないこととしている外国の大学院の学生又は特別研究学生交流協定等において授業料を徴収しないこととしている大学院の学生であるときは、授業料を徴収しない。

5 既納の授業料は、返還しない。

6 実験、実習に要する実費は、必要に応じ特別研究学生の負担とする。

(特別の課程)

第45条の2 学長は、本学大学院の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

2 本学大学院の学生が前項に規定する特別の課程を履修することが教育上有益であると認めるときは、当該課程を履修させることができる。

(外国人留学生)

第46条 外国人留学生として本学大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上、入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関する規則は、別に定める。

第8章 教員の免許状授与の所要資格の取得

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第47条 各研究科の専攻において、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を取得した者は、教員の免許状授与の所要資格を取得することができる。

2 前項の規定により所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、別表第2のとおりとする。

第9章 国際連携専攻

(国際連携専攻の設置)

第48条 研究科は、教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、外国の大学院と連携して教育研究を実施するための専攻（以下「国際連携専攻」という。）を置くことができる。

(教育課程の編成)

第49条 国際連携専攻を置く研究科は、第7条の2第1項の規定にかかわらず、国際連携専攻において連携して教育研究を実施する一以上の外国の大学院（以下「連携外国大学院」という。）が開設する授業科目を当該研究科の教育課程の一部とみなして、当該連携外国大学院と連携した教育課程を編成することができる。

2 国際連携専攻は、前項に規定する教育課程を編成し、及び実施するため、連携外国大学院との協議の場を設けるものとする。

3 国際連携専攻における教育は、授業科目の授業又は研究指導により行う。

4 単位の計算方法、履修方法及び履修科目の選定については、第9条から第11条までの規定にかかわらず、連携外国大学院と協議の上、別に定める。

(課程の修了要件)

第50条 国際連携専攻である博士後期課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、所定の単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験

に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

(学位の授与)

第51条 学位の授与については、この学則及び学位規則に定めるもののほか、連携外国大学院と協議の上、別に定める。

(入学、進学等)

第52条 国際連携専攻の入学時期は、第23条を準用する。

第53条 国際連携専攻の入学資格は、第24条及び第25条に定めるもののほか、連携外国大学院と協議の上、別に定める。

第54条 国際連携専攻の入学志願の手続、選抜試験、合格者の決定、入学手続及び入学の許可については、第27条から第30条までの規定にかかわらず、連携外国大学院と協議の上、別に定める。

第55条 本学の大学院修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程を修了し、引き続き博士課程国際連携専攻（熱帯医学・グローバルヘルス研究科長崎大学－ロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻にあっては、博士後期課程）に進学を志願する者については、連携外国大学院と協議し、選考の上、進学を許可する。

(除籍、表彰及び懲戒)

第56条 国際連携専攻の学生の除籍、表彰及び懲戒については、第38条の規定によるものほか、連携外国大学院と協議の上、別に定める。

(検定料、入学料及び授業料)

第57条 国際連携の検定料、入学料及び授業料については、第39条から第41条までに定めるもののほか、連携外国大学院と協議の上、別に定める。

(協議等)

第58条 国際連携専攻に係る次に掲げる事項については、この学則に定めるもののほか、連携外国大学院と協議の上、別に定める。

- (1) 教育組織の編成に関する事項
- (2) 学生の在籍の管理及び安全に関する事項
- (3) 学生の奨学及び厚生補導に関する事項
- (4) 教育研究活動等の状況の評価に関する事項
- (5) その他国際連携専攻に関する事項

第10章 雜則

(補則)

第59条 この学則に定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は、研究科長が学長の承認を得て、定めることができる。

第60条 この学則に定めるもののほか、本学大学院の学生に関し必要な事項は、本学学則を準用する。

第61条 本学学則をこの学則に準用する場合は、「学部」を「研究科」、「学部長」を「研究科長」と、それぞれ読み替えるものとする。

附 則

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

2 長崎大学大学院学則（昭和41年学則第1号）は、廃止する。

3 平成16年3月31日現在大学院に在学している者（以下この項において「在学者」という。）及び平成16年4月1日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、旧長崎大学大学院学則は、この学則の施行後も、なおその効力を有する。

附 則（平成17年9月22日学則第4号）

この学則は、平成17年9月22日から施行し、改正後の長崎大学大学院学則の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成17年12月22日学則第6号）

この学則は、平成17年12月22日から施行する。

附 則（平成18年3月22日学則第2号）

1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

2 生産科学研究科及び医歯薬学総合研究科の収容定員は、改正後の別表第1生産科学研究科の項、同表医歯薬学総合研究科の項及び同表合計の項の規定にかかわらず、平成18年度については、次のとおりとする。

略

附 則（平成18年10月27日学則第6号）

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月22日学則第2号）

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月21日学則第4号）

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月26日学則第5号）

この学則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則（平成20年2月22日学則第3号）

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 教育学研究科、医歯薬学総合研究科及び国際健康開発研究科の収容定員は、改正後の別表第1の教育学研究科の項、同表医歯薬学総合研究科の項、同表国際健康開発研究科の項及び同表合計の項の規定にかかわらず、平成20年度及び平成21年度については、次のとおりとする。

略

附 則（平成23年2月24日学則第2号）

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 工学研究科及び水産・環境科学総合研究科の収容定員は、改正後の別表第1工学研究科、水産・環境科学総合研究科の項及び同表合計の項の規定にかかわらず、平成23年度から平成26年度については、次のとおりとする。

(1) 平成23年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
工学研究科	総合工学専攻	200	200				
	生産システム工学専攻			10	10		
	グリーンシステム創成科学専攻			5	5		
	小計	200	200	15	15		
水産・環境科	水産学系専攻	35	35				
	環境共生政策学専攻	8	8				
	環境保全設計学専攻	17	17				

学 総 合 研 究 科	環境海洋資源学専攻			12	12		
	海洋フィールド生命 科学専攻			5	5		
	小計	60	60	17	17		
合計		363	672	143	573	20	40

(2) 平成24年度

研究 科	専攻	修士課程及び博 士前期課程		博士課程及び博 士後期課程		専門職学位課程	
		入学定 員	収容定 員	入学定 員	収容定 員	入学定 員	収容 定員
工学 研究 科	総合工学専攻	200	400				
	生産システム工学専 攻			10	20		
	グリーンシステム創 成科学専攻			5	10		
	小計	200	400	15	30		
水 産・環 境科 学總 合研 究科	水産学系専攻	35	70				
	環境共生政策学専攻	8	16				
	環境保全設計学専攻	17	34				
	環境海洋資源学専攻			12	24		
	海洋フィールド生命 科学専攻			5	10		
	小計	60	120	17	34		
合計		363	714	143	535	20	40

(3) 平成25年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
工学 研究科	総合工学専攻	200	400				
	生産システム工学専攻			10	30		
	グリーンシステム創成科学専攻			5	15		
	小計	200	400	15	45		
水産・環境 科学総合研究科	水産学系専攻	35	70				
	環境共生政策学専攻	8	16				
	環境保全設計学専攻	17	34				
	環境海洋資源学専攻			12	36		
	海洋フィールド生命科学専攻			5	15		
	小計	60	120	17	51		
合計		363	714	143	519	20	40

(4) 平成26年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員

工学 研究 科	総合工学専攻	200	400				
	生産システム工学専攻			10	30		
	グリーンシステム創成科学専攻			5	20		
	小計	200	400	15	50		
水 産・環 境科 学總 合研 究科	水産学系専攻	35	70				
	環境共生政策学専攻	8	16				
	環境保全設計学専攻	17	34				
	環境海洋資源学専攻			12	36		
	海洋フィールド生命科学専攻			5	20		
	小計	60	120	17	56		
合計		363	714	143	529	20	40

略

附 則（平成27年3月27日学則第3号）

1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。

2 略

3 工学研究科、水産・環境科学総合研究科及び熱帯医学・グローバルヘルス研究科の収容定員は、改正後の別表第1 工学研究科、水産・環境科学総合研究科及び熱帯医学・グローバルヘルス研究科の項及び同表合計の項の規定にかかわらず、平成27年度及び平成28年度については、次のとおりとする。

(1) 平成27年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程	博士課程及び博士後期課程	専門職学位課程

		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
工学研究科	総合工学専攻	220	420				
	生産システム工学専攻			15	35		
	グリーンシステム創成科学専攻			5	25		
	小計	220	420	20	60		
水産・環境科学 総合研究科	水産学専攻	35	70				
	環境科学専攻	25	25				
	環境海洋資源学専攻			12	36		
	海洋フィールド生命科学専攻			5	25		
	小計	60	95	17	61		
熱帯医学・グロ	グローバルヘルス	27	27				

一 バ ル ヘルス 研究科	専攻						
	小計	27	27				
合計		378	709	140	520	38	76

(2) 平成28年度

研究科	専攻	修士課程及び博士 前期課程		博士課程及び博士 後期課程		専門職学位課程	
		入学定 員	収容定 員	入学定 員	収容定 員	入学定 員	収容定員
工学研 究科	総合工 学専攻	220	440				
	生産シ ステム 工学専 攻			15	40		
	グリー ンシス テム創 成科学 専攻			5	25		
	小計	220	440	20	65		
合計		378	744	140	525	38	76

4 水産・環境科学総合研究科の環境共生政策学専攻及び環境保全設計学専攻並びに国際健康開発研究科国際健康開発専攻は、改正後の長崎大学大学院学則の規定にかかわらず、平成27年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、その収容定員は、次のとおりとする。

専攻	課程	平成27年度
----	----	--------

環境共生政策学専攻	博士前期課程	8
環境保全設計学専攻	博士前期課程	17
国際健康開発専攻	修士課程	10

略

附 則（令和4年3月28日学則第3号）

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 水産・環境科学総合研究科海洋フィールド生命科学専攻は、改正後の長崎大学大学院学則の規定にかかわらず、令和4年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、その収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	博士課程及び博士後期課程			
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
水産・環境科学 総合研究科	海洋フィールド 生命科学専攻	20	15	10	5

別表第1（抜粋）

研究科	専攻	修士課程及び博 士前期課程		博士課程及び博 士後期課程		専門職学位課程	
		入学定 員	収容定 員	入学定 員	収容定 員	入学定 員	収容 定員
水産・環境 科学総合研 究科	水産学専攻	35	70				
	環境科学専攻	25	50				
	環境海洋資源 学専攻			12	36		
	小計	60	120	12	36		

別表第2（抜粋）

研究科	専攻	教員の免許状の種類（免許教科・領域）	
水産・環境科学総合研究科	水産学専攻	高等学校教諭専修 免許状	(水産)

○長崎大学学位規則

平成16年4月1日

規則第11号

改正 平成18年3月22日規則第5号

(略)

令和3年6月25日規則第40号

(目的)

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号。以下「省令」という。）第13条第1項の規定に基づき、長崎大学（以下「本学」という。）において授与する学位に關し、必要な事項を定めるものとする。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士の学位並びに専門職学位とする。

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学学部を卒業した者に授与する。

(修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位は、本学大学院の修士課程又は博士前期課程を修了した者に授与する。
2 前項に定めるもののほか、修士の学位は、博士課程（医歯薬学総合研究科の博士課程を除く。）において、長崎大学大学院学則（平成16年学則第2号。以下「大学院学則」という。）第18条第2項から第4項まで又は第18条の2に規定する修了要件を満たした者にも授与することができる。

(博士の学位授与の要件)

第5条 博士の学位は、本学大学院の博士課程又は博士後期課程を修了した者に授与する。
2 博士の学位は、前項に定めるもののほか、本学大学院の博士課程又は博士後期課程を経ない者が、本学に学位論文（以下「論文」という。）を提出して、その審査及び試験に合格し、かつ、本学大学院の博士課程又は博士後期課程を修了した者と同等以上の学力があることを、試問により確認された場合にも授与することができる。

(専門職学位の授与の要件)

第5条の2 専門職学位は、本学大学院の専門職学位課程を修了した者に授与する。

(論文の提出)

第6条 本学大学院修士課程又は博士前期課程の学生は、論文審査願に論文（研究科の教授会（以下「研究科教授会」という。）が適當と認めた場合は、特定の課題についての研究

の成果とする。），論文目録及び論文内容の要旨を添え，在学中に，研究科長を経て，学長に提出しなければならない。ただし，論文目録については，研究科において必要でないと認めるときは，提出を省略することができる。

- 2 本学大学院の博士課程又は博士後期課程の学生は，論文審査願に論文，論文目録及び論文内容の要旨を添え，在学中に，研究科長を経て，学長に提出しなければならない。
- 3 第4条第2項の規定により，修士の学位を申請しようとする者は，論文審査願に論文（研究科教授会が適当と認めた場合は，特定の課題についての研究の成果とする。），論文目録及び論文内容の要旨を添え，在学中に，研究科長を経て，学長に提出しなければならない。ただし，論文目録については，研究科において必要でないと認めるときは，提出を省略することができる。
- 4 第5条第2項の規定により，論文を提出して学位を申請しようとする者は，学位申請書に論文，論文目録，論文内容の要旨及び履歴書を添え，研究科長を経て，学長に提出しなければならない。
- 5 前項の論文には，参考として他の論文を添付することができる。
- 6 学長は，審査のため必要があるときは，論文（大学院修士課程又は博士前期課程にあつては，特定の課題についての研究の成果を含む。以下同じ。）の副本又は訳文，模型，標本等の提出を求めることができる。
- 7 受理した論文は，返還しない。
- 8 第4項に規定する学位申請に当たっては，審査手数料5万7千円を納付しなければならない。ただし，本学大学院の博士課程又は博士後期課程に所定の修業年限以上在学し，所定の単位を修得して退学した者が，退学後1年以内に論文を提出した場合には，審査手数料を免除する。
- 9 既納の審査手数料は，返還しない。
- 10 第1項から第4項の論文等の提出時期は，各研究科において定めるものとする。

（論文審査並びに最終試験又は試験及び試問）

第7条 学長は，論文を受理したときは，研究科教授会にその審査を付託するものとする。

第8条 研究科教授会は，構成員のうちから論文の審査委員（以下「審査委員」という。）を選出して，論文の審査並びに本学大学院の学生については最終試験を，第5条第2項の規定による者については試験及び試問を行う。

- 2 審査委員は，主査1人及び副査2人以上とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず，研究科教授会が必要であると認めるときは，2人を限度と

して当該研究科の教員で教授会構成員以外の者（研究指導担当適格者に限る。）を前項の審査委員とすることができます。

4 第1項の規定にかかわらず、研究科教授会が必要であると認めるときは、1人を限度として他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等（研究指導担当適格者に限る。）を第2項の審査委員の副査とすることができます。

5 研究科教授会は、論文の審査に当たり、論文の内容に応じ必要と認めるときは、第2項の審査委員に、他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等（研究指導担当適格者に限る。）を加えることができる。

6 研究科教授会は、論文の審査に当たり、論文の内容に応じ必要と認めるときは、当該研究科の教授会構成員以外の教員、他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等の協力を得ることができます。

第8条の2 前条第1項の規定にかかわらず、熱帯医学・グローバルヘルス研究科長崎大学一ロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻においては、本学及び大学院学則第49条第1項に規定する連携外国大学院（以下「連携外国大学院」という。）に所属する当該専攻の教員は、原則として前条第2項の審査委員には加わらないものとし、次に掲げる者（研究指導担当適格者に限る。）から審査委員を選出する。ただし、連携外国大学院が認める場合は、当該専攻の研究指導教員の資格を有する本学の者を審査委員とすることができる。

(1) 他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等

(2) 連携外国大学院以外の外国の大学院又は外国の研究所等の教員等

2 热帯医学・グローバルヘルス研究科教授会は、論文の審査に当たり、論文の内容に応じ必要と認めるときは、次に掲げる者の協力を得ることができます。

(1) 当該研究科の教授会構成員以外の教員

(2) 他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等

(3) 外国の大学院又は外国の研究所等の教員等

第9条 最終試験は、論文を中心とし、これに関連ある科目について、口頭又は筆答により、行うものとする。

2 第5条第2項の規定による者に対する試験は、前項の最終試験に準じて行い、試問は、口頭又は筆答により、博士課程又は博士後期課程を終えて学位を授与される者と同等以上の学力を有し、かつ、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力を有するか否かについて行う。

- 3 前項の試験又は試問においては、外国語を課すものとし、当該外国語の種類は、研究科教授会の定めるところによる。
- 4 本学大学院の博士課程又は博士後期課程に所定の年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、退学後4年以内に第5条第2項の規定により論文を提出したときは、前2項の試問を免除することができる。

第10条 本学大学院の学生の論文の審査及び最終試験は、論文を受理した後、修士の論文については在学期間中に、博士の論文については原則として在学期間中に、これを終了するものとする。

- 2 第5条第2項の規定による者の論文の審査並びに試験及び試問は、論文を受理した後、1年以内に終了するものとする。

第11条 審査委員は、論文審査並びに最終試験又は試験及び試問を終了したときは、その結果の要旨を文書をもって研究科教授会に報告しなければならない。

第12条 研究科教授会は、前条の報告に基づき、課程修了の可否、第4条第2項に規定する学位授与の可否又は論文審査の合否について議決する。

- 2 前項の議決を行うには、構成員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

- 3 医歯薬学総合研究科の災害・被ばく医療科学共同専攻及び先進予防医学共同専攻において第1項の議決を行う場合は、大学院学則第7条の5第2項に規定する構成大学院（以下「構成大学院」という。）における協議の場（以下「構成大学院間の協議の場」という。）における審議を経ていなければならない。

- 4 热帯医学・グローバルヘルス研究科の長崎大学－ロンドン大学衛生・热帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻において第1項の議決を行う場合は、大学院学則第49条第2項に規定する協議の場（以下「連携外国大学院との協議の場」という。）における審議を経ていなければならない。

（審査結果の報告）

第13条 研究科長は、研究科教授会が前条の議決を行ったときは、その氏名、論文審査の要旨、最終試験又は試験及び試問の成績及び議決の結果を文書をもって学長に報告しなければならない。

（博士論文研究基礎力審査）

第13条の2 第6条第1項及び第3項の規定にかかわらず、大学院学則第18条の2の規定により同条各号に規定する試験及び審査（以下「博士論文研究基礎力審査」という。）

を行うこととする本学大学院の学生は、在学中に、研究科長を経て、学長に博士論文研究基礎力審査を願い出なければならない。

2 学長は、前項の規定による願い出があったときは、研究科教授会にその審査を付託するものとする。

第13条の3 研究科教授会は、構成員のうちから博士論文研究基礎力審査を行う審査委員（以下「研究基礎力審査委員」という。）を選出して、博士論文研究基礎力審査を行う。

2 研究基礎力審査委員は、主査1人及び副査2人以上とする。

3 第1項の規定にかかわらず、研究科教授会が必要であると認めるときは、2人を限度として当該研究科の教員で教授会構成員以外の者を前項の研究基礎力審査委員とすることができる。

4 研究科教授会は、博士論文研究基礎力審査に当たり、必要と認めるときは、第2項の研究基礎力審査委員に、他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を加えることができる。

5 研究科教授会は、博士論文研究基礎力審査に当たり、必要と認めるときは、当該研究科の教授会構成員以外の教員、他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等の協力を得ることができる。

6 本学大学院の学生の博士論文研究基礎力審査は、在学期間中にこれを終了するものとする。

7 研究基礎力審査委員は、博士論文研究基礎力審査を終了したときは、博士論文研究基礎力審査の成績及び要旨を文書をもって研究科教授会に報告しなければならない。

第13条の4 研究科教授会は、前条第7項の報告に基づき、課程修了の可否又は第4条第2項に規定する学位授与の可否について議決する。

2 前項の議決を行うには、構成員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

（博士論文研究基礎力審査結果の報告）

第13条の5 研究科長は、研究科教授会が前条の議決を行ったときは、その氏名、博士論文研究基礎力審査の成績及び要旨並びに議決の結果を文書をもって学長に報告しなければならない。

（課程修了の可否及び論文審査の合否）

第14条 学長は、第13条及び前条の報告に基づき、課程修了の可否、第4条第2項に規定する学位授与の可否及び論文審査の合否を決定するものとする。

(学士の学位の授与)

第15条 学長は、長崎大学学則（平成16年学則第1号）第45条及び第46条の規定により卒業した者に対し、学位記により学士の学位を授与するものとする。

(修士又は博士の学位の授与)

第15条の2 学長は、第14条の決定により、課程を修了した者、第4条第2項に規定する修士課程の修了要件を満たした者及び論文審査に合格した者に対し、学位記により修士又は博士の学位を授与するものとする。

2 前項の場合において、医歯薬学総合研究科の災害・被ばく医療科学共同専攻及び先進予防医学共同専攻にあっては、大学院学則第7条の5第2項に規定する共同教育課程を編成するすべての大学名（以下「構成大学名」という。）を付記した学位を授与するものとする。

3 第1項の場合において、熱帯医学・グローバルヘルス研究科の長崎大学－ロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻にあっては、大学院学則第48条第1項に規定する国際連携専攻を構成するすべて大学名（以下「国際連携専攻構成大学名」という。）の大学名を付記した学位を授与するものとする。

4 学長は、第14条の決定により、学位を授与できない者に対し、その旨を通知するものとする。

(専門職学位の授与)

第15条の3 学長は、大学院学則第21条及び第22条の規定により専門職学位課程を修了した者に対し、学位記により専門職学位を授与するものとする。

(専攻分野の名称)

第16条 学長は、学位を授与するに当たっては、別表により専攻分野の名称を付記するものとする。

(博士の学位授与の報告及び論文要旨等の公表)

第17条 学長は、第15条の2第1項から第3項までの規定により博士の学位を授与したときは、研究科教授会に通知し、かつ、省令第12条の規定に基づき学位授与報告書を文部科学大臣に提出するとともに、学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(論文の公表)

第18条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、

当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を得て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、研究科長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供しなければならない。
- 3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。
- 4 前3項の規定により、論文を公表する場合には、本学において審査を受けた学位論文であることを明記しなければならない。ただし、医歯薬学総合研究科の先進予防医学共同専攻における論文にあっては構成大学院において、熱帯医学・グローバルヘルス研究科の長崎大学-ロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻における論文にあっては同研究科及び連携外国大学院において審査を受けた学位論文又は学位論文の要約であることを明記しなければならない。

(学位の名称を使用する場合の条件)

- 第19条 本学の学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、「長崎大学」と付記しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、医歯薬学総合研究科の災害・被ばく医療科学共同専攻又は先進予防医学共同専攻において学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、授与された学位記に記載された構成大学名を付記しなければならない。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、熱帯医学・グローバルヘルス研究科の長崎大学-ロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻において学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、授与された学位記に記載された国際連携専攻構成大学名を付記しなければならない。

(学位授与の取消)

- 第20条 本学において、学位を授与された者が、不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、学位の栄誉を汚辱する行為があったとき、又は第18条の規定による義務を怠ったときは、学長は、学士の学位については関係学部の教授会、修士又は博士の学位については関係の研究科教授会の議を経て、既に与えた学位を取消し、学位記を返納させ、かつ、その旨を公表するものとする。

- 2 前項の規定による議決を行う場合には、当該教授会の構成員の3分の2以上が出席し、

出席者の4分の3以上の賛成を得なければならない。

- 3 医歯薬学総合研究科の災害・被ばく医療科学共同専攻及び先進予防医学共同専攻において学位を授与された者に係る第1項の審議を行う場合は、構成大学院間の協議の場における審議を経ていなければならない。
- 4 热帯医学・グローバルヘルス研究科の長崎大学－ロンドン大学衛生・热帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻において学位を授与された者に係る第1項の審議を行う場合は、連携外国大学院との協議の場における審議を経ていなければならぬ。

（諸様式）

第21条 学位記の様式は、別記様式のとおりとする。

（補則）

第22条 この規則の実施に必要な細部については、研究科長又は学部長が学長の承認を得て、定めることができる。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 長崎大学学位規則（昭和34年1月10日制定）は、廃止する。
- 3 平成16年3月31日現在本学に在学している者（以下この項において「在学者」という。）及び平成16年4月1日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、旧長崎大学学位規則は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。
- 4 第5条第2項に規定する本学大学院の博士課程又は博士後期課程を経ない者に対する博士の学位の授与は、同条第1項に規定する本学大学院の博士課程又は博士後期課程を経た者に対する博士の学位が授与された後に行うものとする。

附 則（平成18年3月22日規則第5号）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定にかかわらず、平成18年3月31日に薬学部に在学する者に授与する学位に付記する専攻分野の名称は、なお従前の例による。

附 則（平成18年10月27日規則第43号）

この規則は、平成19年1月1日から施行する。

附 則（平成20年2月22日規則第5号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、平成20年2月22日から施行する。

附 則（平成20年9月26日規則第47号）

- 1 この規則は、平成20年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第9条第2項から第4項までの規定は、この規則の施行の日以後に第5条第2項の規定により論文を提出した者から適用し、施行の日前に論文を提出した者については、なお従前の例による。

附 則（平成22年2月26日規則第4号）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定にかかわらず、医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻博士前期課程に係る学位の授与は、当該課程が存続する間は、なお従前の例による。

附 則（平成23年2月24日規則第3号）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定にかかわらず、生産科学研究科に係る学位の授与は、当該研究科が存続する間、なお従前の例による。

附 則（平成24年2月24日規則第6号）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定にかかわらず、医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻の修士課程に係る学位の授与は、当該修士課程が存続する間は、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表の規定にかかわらず、平成24年3月31日に医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻の博士後期課程に在学する者に授与する学位に付記する専攻分野の名称は、なお従前の例による。ただし、第5条第2項の規定により学位を授与する場合は、この限りでない。

附 則（平成24年9月21日規則第25号）

この規則は、平成24年9月21日から施行する。

附 則（平成25年2月22日規則第2号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月21日規則第26号）

この規則は、平成25年6月21日から施行し、改正後の長崎大学学位規則の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年2月21日規則第2号）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定にかかわらず、平成26年3月31日に教育学研究科教科実践専攻に在学する者に授与する学位に付記する専攻分野の名称は、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月27日規則第7号）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定にかかわらず、水産・環境科学総合研究科の環境共生政策学専攻及び環境保全設計学専攻に係る学位の授与は、当該専攻が存続する間は、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表の規定にかかわらず、医歯薬学総合研究科熱帯医学専攻に係る学位の授与は、当該専攻が存続する間は、なお従前の例による。
- 4 改正後の別表の規定にかかわらず、国際健康開発研究科国際健康開発専攻に係る学位の授与は、当該専攻が存続する間は、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月28日規則第11号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月27日規則第10号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月5日規則第8号）

この規則は、平成31年4月1日から施行し、改正後の第8条第2項、第12条及び第15条の2の規定は、平成30年11月1日から適用する。

附 則（平成31年4月26日規則第22号）

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和元年10月30日規則第23号）

この規則は、令和元年10月30日から施行する。

附 則（令和2年3月30日規則第15号）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定にかかわらず、多文化社会学研究科多文化社会学専攻の修士課程に係る学位の授与は、当該修士課程が存続する間は、なお従前の例による。

附 則（令和2年12月25日規則第61号）

この規則は、令和2年12月25日から施行する。

附 則（令和3年2月26日規則第7号）

この規則は、令和3年2月26日から施行する。

附 則（令和3年6月25日規則第40号）

この規則は、令和3年6月25日から施行する。

別表

学位及び専攻分野の名称

1 学部

学部	学位及び専攻分野の名称
多文化社会学部	学士（多文化社会学）
教育学部	学士（教育学）
経済学部	学士（経済学）
医学部	
医学科	学士（医学）
保健学科	学士（看護学），学士（保健学）
歯学部	学士（歯学）
薬学部	
薬学科	学士（薬学）
薬科学科	学士（薬科学）
情報データ科学部	学士（情報データ科学）
工学部	学士（工学）
環境科学部	学士（環境科学）
水産学部	学士（水産学）

2 研究科

研究科	専攻	課程	学位及び専攻分野の名称
多文化社会学研究科	多文化社会学専攻	博士前期課程	修士（学術）
		博士後期課程	博士（学術）

教育学研究科	教職実践専攻	専門職学位課程	教職修士（専門職）
経済学研究科	経済経営政策専攻	博士前期課程	修士（経済学），修士（経営学）
	経営意思決定専攻	博士後期課程	博士（経営学）
工学研究科	総合工学専攻	博士前期課程	修士（工学）
	生産システム工学専攻	博士後期課程	博士（工学）
	グリーンシステム創成科学専攻	博士課程	博士（工学）
水産・環境科学総合研究科	水産学専攻	博士前期課程	修士（学術），修士（水産学）
	環境科学専攻		修士（学術），修士（環境科学）
	環境海洋資源学専攻	博士後期課程	博士（学術），博士（水産学），博士（環境科学）
	海洋フィールド生命科学専攻	博士課程	博士（水産学），博士（環境科学），博士（海洋科学）
医歯薬学総合研究科	保健学専攻	修士課程	修士（看護学），修士（理学療法学），修士（作業療法学）
	災害・被ばく医療科学共同専攻		修士（医科学），修士（看護学）
	医療科学専攻	博士課程	博士（学術），博士（医学），博士（歯学），博士（薬学）
	新興感染症病態制御学系専攻		博士（学術），博士（医学），博士（歯学），博士（薬学）
	放射線医療科学専攻		博士（学術），博士（医学），博士（歯学），博士（薬学）

	先進予防医学共同専攻		博士（医学）
	生命薬科学専攻	博士前期課程	修士（薬科学）
		博士後期課程	博士（学術），博士（薬科学）
熱帯医学・グローバルヘルス研究科	グローバルヘルス専攻	博士前期課程	修士（熱帯医学），修士（公衆衛生学），修士（医科学）
	グローバルヘルス専攻	博士後期課程	博士（グローバルヘルス）
	長崎大学一ロンドン大学衛生・熱帯医学 大学院国際連携グローバルヘルス専攻		

別記様式
ア 第3条該当者

Nagasaki University		○第 <input type="checkbox"/> 号
This is to certify that		
《Full name》		
has completed the prescribed requirements for		
the course of study		
at the Faculty/School of ○○○○		
in attestation of the above		
the Bachelor of ○○○○		
is hereby conferred		
<u>Signature</u> 《Name》 Dean Faculty/School of ○○○○ Nagasaki University	<u>Signature</u> 《Name》 President Nagasaki University	大学用
Recipient's Date of Birth: XX XXX XXXX Serial Number: XXXX Date of Issue: XX XXX XXXX		
卒業証書・学位記		
氏 名 年 月 日生		
本学○○学部所定の課程を修めたことを認める 長崎大学○○学部長 (氏名) 印		
本学○○学部長の認定により本学を卒業したことを認 め、学士(○○)の学位を授与する		
令和 年 月 日 長崎大学長 (氏名) 印		

注1 様式中の英文表記の学士の欄「the Bachelor of ○○○○」については、医学部医学科及び歯学部は「the Doctor of ○○○○」と表記する。

2 学位番号には、当該学部名の首字を付するものとする。

イ 第4条該当者（共同専攻修了者を除く。）

Nagasaki University		修(○)第 <input type="checkbox"/> 号
on recommendation of the Graduate School of ○○○○		
has conferred the degree of		
Master of ○○○○		
upon		
《Full name》		
for having successfully completed		
all program requirements		
in the field of		
《Department》		
<u>Signature</u> 《Name》 President Nagasaki University	令和 年 月 日	修(○)第 <input type="checkbox"/> 号
博士課程を修了したので修 士(○○)の学位を授与する		
Recipient's Date of Birth: XX XXX XXXX Serial Number: XXXX Date of Issue: XX XXX XXXX		
氏 名 年 月 日生		

注1 様式中の「専攻名」の記載については、研究科において必要ないと認めた場合は、省略することができるものとする。

2 学位番号には、当該研究科の首字を付するものとする。

ウ 第4条該当者（共同専攻修了者に限る。）

Nagasaki University on recommendation of the Graduate School of OOOO Nagasaki University the Graduate School of △△△△ △△ University have conferred the degree of Master of OOOO upon 『Full name』 for having successfully completed all program requirements in the field of 『Department』		共修(O)第 号	学 位 記
		氏 名	年 月 日生
		長崎大学大学院〇〇研究科及び△△大学大学院△△研究科の②②専攻の 修士課程を修了したので修士(□□)の学位を授与する	
<u>Signature</u> 『Name』 President Nagasaki University	<u>Signature</u> 『Name』 President △△ University	令和 年 月 日	長崎大学 印
Recipient's Date of Birth : XX XXX XXXX Serial Number : XXXX Date of Issue : XX XXX XXXX		△△大学 印	

注1 様式中の「専攻名」の記載については、研究科において必要がないと認めた場合は、省略することができるものとする。

2 学位番号には、当該研究科の首字を付するものとする。

エ 第4条第2項該当者

Nagasaki University on recommendation of the Graduate School of OOOO has conferred the degree of Master of OOOO upon 『Full name』 for having successfully completed all program requirements in the field of 『Department』		修(O)第 号	学 位 記
		氏 名	年 月 日生
		<u>本学大学院〇〇研究科〇〇専攻において修士課程の修了要件を満たした ので修士(○○)の学位を授与する</u>	
<u>Signature</u> 『Name』 President Nagasaki University		令和 年 月 日	長崎大学 印
Recipient's Date of Birth : XX XXX XXXX Serial Number : XXXX Date of Issue : XX XXX XXXX			

注1 様式中の「専攻名」の記載については、研究科において必要がないと認めた場合は、省略することができるものとする。

2 学位番号には、当該研究科の首字を付するものとする。

カ 第5条第1項該当者(博士課程教育リーディングプログラム修了者を除く。)

Nagasaki University on recommendation of the Graduate School of ○○○○ has conferred the degree of Doctor of ○○○○ in 《Department》 upon 《Full name》 for having completed a research project executed under proper instruction and having had a dissertation accepted after appropriate assessment and successful defense	博(O)甲第 号 学位記 氏 名 年 月 日生 本学大学院○○研究科○○専攻の 博士課程 において所定 の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士 (○○)の学位を授与する
Recipient's Date of Birth : XX XXX XXXX Serial Number : XXXX Date of Issue : XX XXX XXXX	令和 年 月 日 長崎大学 印

注1 様式中の「専攻名」の記載については、研究科において必要ないと認めた場合は、省略することができるものとする。

2 学位番号には、当該研究科の首字を付するものとする。

カ 第5条第1項該当者(博士課程教育リーディングプログラム修了者に限る。)

Nagasaki University on recommendation of the Graduate School of ○○○○ has conferred the degree of Doctor of ○○○○ in 《Department》 upon 《Full name》 for having completed a research project executed under proper instruction and having had a dissertation accepted after appropriate assessment and successful defense and in addition recognizes the completion of □□□□□	博(O)甲第 号 学位記 氏 名 年 月 日生 本学大学院○○研究科○○専攻の 博士課程 において所定 の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士 (○○)の学位を授与する 本学□□□□□プログラムを修了したことを証する
Recipient's Date of Birth : XX XXX XXXX Serial Number : XXXX Date of Issue : XX XXX XXXX	令和 年 月 日 長崎大学 印

注1 様式中の「専攻名」の記載については、研究科において必要ないと認めた場合は、省略することができるものとする。

2 学位番号には、当該研究科の首字を付するものとする。

3 □□□□□には、博士課程教育リーディングプログラムにおける学位プログラムの名称を記入する。

キ 第5条第1項該当者(卓越大学院プログラム修了者に限る。)

Nagasaki University on recommendation of the Graduate School of ○○○○ has conferred the degree of Doctor of ○○○○ in 《Department》 upon 《Full name》 for having completed a research project executed under proper instruction and having had a dissertation accepted after appropriate assessment and successful defense and in addition recognizing the completion of WISE Program "□□□□□"	博(○)甲第 1 号
学位記	
	氏 名 年 月 日生
本学大学院○○研究科○○専攻の 博士後期課程において所定 の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士 (○○)の学位を授与する 本学卓越大学院プログラム「□□□□□」を修了したことを証す る	
Signature 《Name》 President Nagasaki University	令和 年 月 日 長崎大学 印
Recipient's Date of Birth : XX XXX XXXX Serial Number : XXXX Date of Issue : XX XXX XXXX	

注1 様式中の「専攻名」の記載については、研究科において必要がないと認めた場合は、省略することができるものとする。

2 学位番号には、当該研究科の首字を付するものとする。

3 □□□□□には、学位プログラムの名称を記入する。

ク 第5条第1項該当者(共同専攻修了者に限る。)

Nagasaki University on recommendation of the Graduate School of ○○○○ Nagasaki University the Graduate School of △△△△ △△ University the Graduate School of □□□□ □□ University have conferred the degree of Doctor of ○○○○ in 《Department》 upon 《Full name》 for having completed a research project executed under proper instruction and having had a dissertation accepted after appropriate assessment and successful defense	共博(○)甲第 1 号
学位記	
	氏 名 年 月 日生
長崎大学大学院○○研究科、△△大学大学院△△研究科及び□□ 大学大学院□□研究科の○○専攻の博士課程において所定の単位を 修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士(△△)の学 位を授与する	
Signature 《Name》 President Nagasaki University	令和 年 月 日 長崎大学 印
Signature 《Name》 President △△ University	△△大学 印
Signature 《Name》 President □□ University	□□大学 印
Recipient's Date of Birth : XX XXX XXXX Serial Number : XXXX Date of Issue : XX XXX XXXX	

注1 様式中の「専攻名」の記載については、研究科において必要がないと認めた場合は、省略することができるものとする。

2 学位番号には、当該研究科の首字を付するものとする。

ヶ 第5条第1項該当者（共同専攻修了者かつ卓越大学院プログラム修了者に限る。）

<p style="text-align: center;">Nagasaki University on recommendation of the Graduate School of ○○○○ Nagasaki University the Graduate School of △△△△△ University the Graduate School of □□□□□ University have conferred the degree of Doctor of ○○○○ in 《Department》 upon 《full name》 for having completed a research project executed under proper instruction and having had a dissertation accepted after appropriate assessment and successful defense and in addition recognizes the completion of WISE Program "□□□□□"</p>			共博(○)甲第 号
			学位記
			氏 名
			年 月 日生
			長崎大学大学院○○研究科、△△大学大学院△△研究科及び□□大学大学院□□研究科の○○専攻の博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士(○○)の学位を授与する 本学卓越大学院プログラム「□□□□□」を修了したことを証する
<u>Signature</u>	<u>Signature</u>	<u>Signature</u>	
《Name》 President Nagasaki University	《Name》 President △△ University	《Name》 President □□ University	令和 年 月 日
Recipient's Date of Birth : XX XXX XXXX Serial Number : XXXX Date of Issue : XX XXX XXXX			長崎大学 △△大学 □□大学 印 印 印

注1 様式中の「教授名」の記載については、研究科において必要ないと認めた場合は、省略することができるものとする。

- 2 学位番号には、当該研究科の首字を付するものとする。
- 3 □□□□□には、学位プログラムの名称を記入する。

ニ 第5条第2項該当者

<p style="text-align: center;">Nagasaki University</p>			博(○)乙第 号
<p style="text-align: center;">The Trustees of the University on the recommendation of the Graduate School of ○○○○ and by virtue of the authority vested in them have conferred on 《full name》 who has submitted a dissertation and passed the examinations required for the degree of Doctor of ○○○○ with all the rights, privileges and honors pertaining thereto</p>			学位記
			氏 名
			年 月 日生
			本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士(○○)の学位を授与する
<u>Signature</u>	<u>Signature</u>	<u>Signature</u>	
《Name》 President Nagasaki University			
Recipient's Date of Birth : XX XXX XXXX Serial Number : XXXX Date of Issue : XX XXX XXXX			長崎大学 印

注 学位番号には、当該論文の審査を行った研究科の首字を付するものとする。

サ 第5条の2該当者

Nagasaki University	修(号)第 号
on recommendation of the Graduate School of Education	学 位 記
has conferred the degree of	氏 名
Master of Education(professional)	年 月 日生
in	
Teacher Training and Practice	本学大学院教育学研究科教職実践専攻の専門職学位課程を修了したので
upon	教職修士(専門職)の学位を授与する
《full name》	
for having successfully completed	
the professional degree program	
Signature 《Name} President Nagasaki University	令和 年 月 日
Recipient's Date of Birth : XX-XX-XXXX	長崎大学
Serial Number : M.ed.X	印
Date of Issue : XX-XX-XXXX	

○長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科規程

平成23年4月1日

水産・環境科学総合研究科規程第1号

改正 平成24年7月23日水産・環境科学総合研究科規程第1号

(略)

令和4年 月 日水産・環境科学総合研究科規程第 号

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎大学大学院学則（平成16年学則第2号。以下「学則」という。）及び長崎大学学位規則（平成16年規則第11号。以下「学位規則」という。）に定めるもののほか、長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科（以下「本研究科」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(本研究科の目的)

第2条 本研究科は、水産科学、環境科学及び両者を融合させた学際的・総合的分野の教育研究を推進することにより、環境共生社会が真に求める高度学際性を備えた環境系の専門職業人、実践的指導者又は研究者、海洋に関する学際融合科学を国際的に展開するフィールド研究者等の人材を養成し、もって環境と調和した人類の生存を実現するための新たな学際科学の発展に資することを目的とする。

(専攻、課程及び履修コース並びに専攻の目的)

第3条 本研究科に置く専攻、課程及び履修コースは、次のとおりとする。

専攻	課程	履修コース
水産学専攻	博士前期課程	水産科学コース 水環境科学コース 海洋未来科学コース
環境科学専攻	博士前期課程	環境科学コース 水環境科学コース 海洋未来科学コース
環境海洋資源学専攻	博士後期課程	水産科学コース 環境科学コース

海洋フィールド生命科学専攻	博士課程（5年一貫制）	環境生態科学コース 生物資源再生科学コース
---------------	-------------	--------------------------

2 各専攻の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

- (1) 水産学専攻は、海洋環境及び海洋生態系の保全、海洋における多様な生命現象の探求及び海洋生物の持続的生産及び管理並びに海洋生物資源の有効利用に関する各分野について、高度の専門的知識及び応用力を備えるとともに、関連する幅広い分野の素養及び社会性を身につけた高度専門職業人を養成する。
- (2) 環境科学専攻は、環境を様々な視点から捉え、環境に関わる多様な問題を個人の思考の中で有機的に連携・組織化でき、環境問題の全体像を俯瞰しつつ、その解決へ向けた政策立案、環境管理・モニタリング、技術開発、新たな知識基盤の開拓に携わることのできる環境系高度学際人材を養成する。
- (3) 環境海洋資源学専攻は、環境問題の解決及び環境と共生する持続可能な社会の構築に資する幅広い専門知識又は海洋食料資源を安全かつ高度に利用し適正に管理する新たな知識及び技術並びにこれらを横断した融合的な実践的知識を基に、地域や現場のニーズに対応した総合的な問題解決能力を身につけた実践的指導者・研究者を養成する。
- (4) 海洋フィールド生命科学専攻は、海洋及びそれと関連した大気・陸域の環境並びに海洋生物資源に関する広範な学問領域について、専門的知識及び素養を基に、海洋環境・生態系の保全及び海洋生物資源の持続的生産に関する学際研究を推進する研究能力を備え、国際的に活躍できる海洋フィールド研究者を養成する。

(入学の時期)

第4条 学生の入学の時期は、学年の始めとする。ただし、後期の始めに入学させることができる。

(教育方法等)

第5条 本研究科の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）により行う。

2 水産・環境科学総合研究科教授会（以下「教授会」という。）は、授業科目の履修指導及び研究指導を行うため、学生ごとに指導教員（学則第8条の2第2項に規定する教員をいう。）を定める。

(授業科目、単位数及び標準履修年次)

第6条 博士前期課程における授業科目、単位数及び標準履修年次は、別表第1のとおりと

する。

- 2 博士後期課程における授業科目、単位数及び標準履修年次は、別表第2のとおりとする。
- 3 博士課程（5年一貫制）における授業科目、単位数及び標準履修年次は、別表第3のとおりとする。

（履修方法等）

第7条 博士前期課程の学生は、別表第1に規定する授業科目のうちから、別表第4に定める履修方法により、30単位以上を修得しなければならない。

- 2 博士前期課程の学生が、最低修得単位数を超えて修得し、かつ、特定の他専攻から10単位以上を修得したときは、副専攻を履修したものと認定する。
- 3 博士後期課程の学生は、別表第2に規定する授業科目のうちから、別表第4に定める履修方法により、15単位以上を修得しなければならない。
- 4 博士課程（5年一貫制）の学生は、別表第3に規定する授業科目のうちから、別表第4に定める履修方法により、45単位以上を修得しなければならない。ただし、中間審査に合格しなければ、第3年次以上の必修科目を履修することができない。
- 5 学生は、履修する授業科目の選定に当たっては、指導教員の指導を受けなければならない。
- 6 学生は、学位論文の作成に当たっては、必要な研究指導を受けなければならない。
- 7 第4項及び第20条第2項の中間審査に関し必要な事項は、別に定める。

（履修科目の登録）

第8条 学生は、履修しようとする授業科目を指定の期日までに、指導教員の承認を得て、登録しなければならない。

（考查及び単位の授与）

第9条 授業科目を履修した学生に対しては、考查を行い、合格した者に対しては、単位を与える。

- 2 考査は、試験、研究報告その他の方法により行うものとする。
- 3 授業科目の成績評価は100点満点とし、成績評価の基準及び評語は、次のとおりとする。

判定	成績評価	評語	成績評価基準
合格	100～90点	AA	A以上に優れている
	89～80点	A	授業科目の到達目標以上に高度な内容を身に着けており、授業で身に着けるべき内容を十分に習得し

			ている
79～70点	B	C以上に優れているがAに満たない場合	
69～60点	C	授業科目の到達目標を満たしており、授業で身に着けるべき最低限の内容を習得している	
不合格	59点以下	D	授業科目の到達目標を満たしていない

4 不合格の授業科目については、再試験を行うことがある。

(他の研究科及び大学院における履修等)

第10条 学則第15条及び第15条の2の規定により、学生が他の研究科及び大学院において履修した授業科目及び修得した単位は、博士前期課程と博士後期課程にあっては博士前期課程と博士後期課程とを合わせて15単位（うち博士後期課程は6単位以内）を限度とし、博士課程（5年一貫制）にあっては15単位を限度として、本研究科において履修した授業科目及び修得した単位とみなすことができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第10条の2 学則第15条の3の規定により、学生が入学前に履修した授業科目及び修得した単位は、博士前期課程と博士後期課程にあっては博士前期課程と博士後期課程とを合わせて15単位（うち博士後期課程は6単位以内）を限度とし、博士課程（5年一貫制）にあっては15単位を限度として、第7条第1項、第3項又は第4項に規定する履修すべき授業科目及び単位として認定することができる。この場合において、当該単位数は、前条により本研究科において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等を勘案した在学期間の短縮)

第10条の3 学則第15条の3の規定により入学前に修得した単位を本研究科において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本研究科の博士前期課程又は博士課程（5年一貫制）の教育課程の一部を履修したものと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、博士前期課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

2 前項に規定する在学期間の短縮は、修士課程（博士前期課程を含む。以下この項において同じ。）を修了した者が博士課程（5年一貫制）に入学し、修士課程における在学期間を博士課程（5年一貫制）での在学期間に含める場合については適用しない。

(他の大学院等における研究指導)

第11条 学則第17条の規定により、学生が他の大学院又は研究所等（外国の大学院等を含む。）において、必要な研究指導を受けることを認めることがある。ただし、博士前期課程の学生については、当該研究指導を受ける期間は1年を超えないものとする。

（転入学及び再入学等）

第12条 学則第31条第1項及び第36条の規定により、転入学、転科又は再入学を願い出た者の選考は、教授会において審議し、学長が行う。

2 前項の選考方法については、別に定める。

（進学）

第13条 学則第37条の規定により、博士後期課程に進学を志願する者の選考は、教授会において審議し、学長が行う。

2 前項の選考方法については、別に定める。

（社会人及び外国人留学生のための特別入試）

第14条 社会人で入学を志願する者又は外国人留学生として入学を志願する者があるときは、博士前期課程にあっては学則第24条に規定する入学資格を、博士後期課程にあっては学則第25条に規定する入学資格を有すると認められる者に限り、特別の入学考查（以下「特別入試」という。）を行い、選考することができる。

2 前項の特別入試について必要な事項は、別に定める。

（教育方法の特例）

第15条 社会人特別入試により入学した学生その他教育上特別の必要があると認められる学生については、夜間その他特定の時間又は時期において、授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うものとする。

（長期履修）

第16条 学則第16条の規定により、学生が修業年限を超えて一定期間にわたり計画的に履修すること（以下「長期履修」という。）を希望する場合は、これを認めることができる。

2 長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

（学位論文の提出）

第17条 学生は、学位論文の審査を受けようとするときは、指導教員の承認を得て、学位規則による所定の書類を教授会の指定した期日までに提出しなければならない。

（最終試験）

第18条 博士前期課程の最終試験は、第7条第1項に規定する単位を修得し、かつ、修士論文を提出した者について行う。

2 博士後期課程の最終試験は、第7条第3項に規定する単位を修得し、かつ、博士論文を提出した者について行う。

3 博士課程（5年一貫制）の最終試験は、第7条第4項に規定する単位を修得し、かつ、博士論文を提出した者について行う。

（課程修了の要件）

第19条 博士前期課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 博士後期課程の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、15単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

3 第1項ただし書の規定による在学期間をもって博士前期課程を修了した者については、前項ただし書中「1年」とあるのは「博士後期課程の標準修業年限3年から博士前期課程における在学期間を減じた期間」と読み替えて、同項ただし書の規定を適用する。

4 博士課程（5年一貫制）の修了の要件は、当該課程に5年以上在学し、45単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。

（学位の授与）

第20条 博士前期課程を修了した者には修士の学位を、博士後期課程又は博士課程（5年一貫制）を修了した者には博士の学位を学位規則の定めるところにより授与する。

2 前項に定めるもののほか、修士の学位授与は、博士課程（5年一貫制）に入学し、中間審査に合格し、かつ、別に定める特別な理由により退学する者のうち、学則第18条第2項に規定する修士課程の修了要件を満たしたものに対しても行うことができる。

3 第1項の学位に付記する専攻分野の名称は、博士前期課程及び博士後期課程にあっては学術、水産学又は環境科学のいずれかとし、博士課程（5年一貫制）にあっては水産学、環境科学又は海洋科学のいずれかとする。

4 第2項の学位に付記する専攻分野の名称は、水産学、環境科学又は海洋科学のいずれかとする。

(科目等履修生)

第21条 本研究科の学生以外の者で、本研究科が開設する授業科目のうち1又は複数の授業科目について履修を希望するものがあるときは、教授会において審議し、学長が選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

(研究生)

第22条 本研究科において特殊の事項について研究を希望する者があるときは、教授会において審議し、学長が選考の上、研究生として入学を許可することがある。

(特別聴講学生及び特別研究学生)

第23条 学則第44条及び第45条に定める特別聴講学生及び特別研究学生の入学の時期は、学期の始めとする。ただし、特別研究学生については、他の大学院との協議によりこれと異なる時期に合意した場合は、この限りでない。

(外国人留学生)

第24条 学則第46条及び長崎大学外国人留学生規則(平成16年規則第20号)に定めるもののほか、外国人留学生に関し必要な事項は、別に定めることができる。

(教員免許状)

第25条 博士前期課程において取得することができる教員の免許状の種類は、別表第5のとおりとする。

(補則)

第26条 この規程の実施に関して必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(略)

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 平成31年3月31日現在本研究科に在学している者については、改正後の長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年10月1日から施行する

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年3月31日現在本研究科に在学している者については、改正後の長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科の規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正後の別表第2の環境法学特論の規定については、この規程の施行の日前の入学者についても適用する。
- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日現在本研究科に在学している者については、改正後の長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科の規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1（第6条、第7条関係）

博士前期課程の授業科目及び単位数

- 1 水産学専攻 水産科学コース（略）
- 2 水産学専攻 水環境科学コース（略）
- 3 水産学専攻 海洋未来科学コース（略）
- 4 環境科学専攻 環境科学コース（略）
- 5 環境科学専攻 水環境科学コース（略）
- 6 環境科学専攻 海洋未来科学コース（略）

別表第2（第6条、第7条関係）

博士後期課程の授業科目及び単位数

環境海洋資源学専攻

科目区分	授業科目	単位数		標準履修年次
		必修	選択	
専門科目 (水産科学コース)	海洋生物流体力学特論		2	1～3
	海洋生態システム論		2	1～3
	海洋システム解析学		2	1～3
	漁船漁法工学		2	1～3
	漁船船型学特論		2	1～3
	漁業生産システム設計学		2	1～3

海洋生物環境学	2	1～3
海洋環境流体力学	2	1～3
海洋生物汚損対策特論	2	1～3
海洋微生物生態学	2	1～3
沿岸底生生態学	2	1～3
海洋浮游生物学	2	1～3
水族病理学	2	1～3
栽培漁業論	2	1～3
海洋生物生体防御論	2	1～3
分子細胞生物学	2	1～3
生体高分子化学	2	1～3
細胞機能生化学	2	1～3
水産無脊椎動物学特論	2	1～3
海洋植物資源学Ⅰ	2	1～3
海洋植物資源学Ⅱ	2	1～3
生理活性物質化学特論	2	1～3
水族情報学	2	1～3
海洋測位学	2	1～3
水産經營管理学	2	1～3
水産資源社会学	2	1～3
生物栄養化学特論	2	1～3
水族内分泌学	2	1～3

	魚類生態学特論	2	1~3
	海洋生物栄養学	2	1~3
	水産食品化学	2	1~3
	水産衛生化学	2	1~3
	水族毒性学	2	1~3
	生体関連物質化学特論	2	1~3
	応用生体分子機能論	2	1~3
	深海生物環境学特論	2	1~3
	水圈生物環境学特論	2	1~3
	高分子機能生化学特論	2	1~3
	海洋生物工学特論	2	1~3
	サンゴ礁生態系保全学	2	1~3
	亜熱帯海洋動物分布生態学	2	1~3
	生元素循環学	2	1~3
	海洋資源生物学	2	1~3
	水産資源動態学	2	1~3
	水産統計学	2	1~3
	生物機能生化学	2	1~3
	共生微生物学	2	1~3
	インターナシップ	1	1~3
専門科目 (環境科学コース)	環境地下水学特論	2	1~3
	エネルギー資源学特論	2	1~3

地域環境計測学特論	2	1~3
植物生態学特論	2	1~3
大気環境学特論	2	1~3
環境物理学特論	2	1~3
堆積岩地球環境解析学特論	2	1~3
地震・火山学特論	2	1~3
放射線生物物理学特論	2	1~3
環境生物化学特論	2	1~3
環境化学特論	2	1~3
グリーンケミストリー特論	2	1~3
微量環境分析化学特論	2	1~3
生殖生理学特論	2	1~3
陸域生物環境学特論	2	1~3
環境適応学特論	2	1~3
環境生理学特論	2	1~3
保全生態学特論	2	1~3
環境毒性学特論	2	1~3
動物生態学特論	2	1~3
環境哲学特論	2	1~3
人間生活環境学特論	2	1~3
環境思想学特論	2	1~3
複合文化環境特論	2	1~3

環境民俗学特論	2	1～3	
共生持続社会学特論	2	1～3	
環境政策学特論	2	1～3	
環境経済学特論	2	1～3	
環境社会学特論	2	1～3	
環境マネジメント学特論	2	1～3	
地域環境政策学特論	2	1～3	
環境リスク政策学特論	2	1～3	
環境資源経済学特論	2	1～3	
環境観光学特論	2	1～3	
環境計画学特論	2	1～3	
森林環境学特論	2	1～3	
地域計画学特論	2	1～3	
国際環境政策学特論	2	1～3	
地域社会学特論	2	1～3	
環境法学特論	2	1～3	
インターンシップ	1	1～3	
必修科目	特別講義	2	1～3
	特別演習	1	1～3
	学外実習	1	1～3

別表第3（第6条、第7条関係）

博士課程（5年一貫制）の授業科目及び単位数

海洋フィールド生命科学専攻

科目区分	授業科目	単位数			標準履修年次
		必修	選択	自由	
共通科目	東シナ海の自然誌Ⅰ	2			1・2
	東シナ海の自然誌Ⅱ	2			1・2
	東シナ海の科学	2			3・4
	環境人間社会学特講		1		1・2
	環境法学政策学特講		1		1・2
	環境経済政策学特講		1		1・2
	環境計画学特講		1		1・2
	地球環境学特講		1		1・2
	環境技術学特講		1		1・2
	生物多様性学特講		1		1・2
	生体影響学特講		1		1・2
	海洋資源利用と社会経済		2		1~5
	サイエンティフィック・コミュニケーション演習Ⅰ	1			1
	サイエンティフィック・コミュニケーション演習Ⅱ	1			2
	サイエンティフィック・コミュニケーション演習Ⅲ	1			3・4

	フィールド科学演習Ⅰ	1			1
	フィールド科学演習Ⅱ	1			2
	フィールド実習Ⅰ	1			1
	フィールド実習Ⅱ	1			2
	フィールド実習Ⅲ	1			3
	フィールド実習Ⅳ	1			4
	フィールド科学ライセンス特別講習			1	2~5
	海洋開発産業概論		2		1・2
国際化教育科目	国際セミナーⅠ	1			1・2
	国際セミナーⅡ	1			3~5
	国際特別講義Ⅰ	1			1
	国際特別講義Ⅱ	1			2
	国際特別講義Ⅲ	1			3~5
	国際特別講義Ⅳ	1			3~5
	国際共同研究Ⅰ	1			3・4
	国際共同研究Ⅱ	1			3~5
専門科目 (環境生態科学コース)	化学海洋学		2		1~5
	生物地球化学		2		1~5
	環境流体学		2		1~5
	海洋環境動態学		2		1~5
	河口域沿岸生態学		2		1~5

	付着生物生態学	2		1～5
	環境生物毒性学	2		1～5
	大陸棚地球科学	2		1～5
	モンスーン域大気科学	2		1～5
	海洋環境分析化学	2		1～5
	環境保全工学	2		1～5
専門科目 (生物資源再生科学 コース)	海洋資源再生産学	2		1～5
	海洋遺伝情報学	2		1～5
	海洋哺乳動物学	2		1～5
	初期生態学	2		1～5
	海洋繁殖生物学	2		1～5
	繁殖行動生態学	2		1～5
	動植物生産学	2		1～5
	気候変動生理学	2		1～5
	生物環境応答学	2		1～5
	海洋動物行動学	2		1～5
	資源管理工学	2		1～5

備考

※ 共通科目におけるフィールド科学ライセンス特別講習の単位数は、最低修得単位数に算入しないものとする。

別表第4（第7条、第10条の3関係）

- 1 博士前期課程（水産学専攻）の履修方法（略）
- 2 博士前期課程（環境科学専攻）の履修方法（略）
- 3 博士後期課程の履修方法

科目区分	修得単位数	備考
専門科目	11 単位以上	所属コースから 4 単位以上及び他コースから 2 単位以上を修得すること。
必修科目	4 単位	特別講義 2 単位、特別演習 1 単位及び学外実習 1 単位
合計	15 単位以上	

4 博士課程（5年一貫制）の履修方法

科目区分	修得単位数	備考
共通科目	19 単位以上	必修科目 15 単位及び選択科目 4 単位以上を修得すること。
国際化教育科目 (必修科目)	8 単位	
専門科目	18 単位以上	所属コースから 10 単位以上及び他コースから 4 単位以上を修得すること。
合計	45 単位以上	

別表第5（第25条関係）

教員の免許状の種類及び免許教科（略）

○長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科学位審査規程

平成23年4月1日

水産・環境科学総合研究科規程第8号

改正 平成24年12月25日水産・環境科学総合研究科規程第2号

(略)

平成31年4月26日水産・環境科学総合研究科規程第6号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎大学学位規則（平成16年規則第11号。以下「規則」という。）

第22条の規定に基づき、長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科（以下「研究科」という。）における学位審査に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 博士前期課程修了認定に係る学位審査

(論文提出の資格)

第2条 規則第4条の規定による博士前期課程修了の認定のために学位論文（以下「論文」という。）の審査を受けようとする者（以下「前期修了予定者」という。）は、博士前期課程に1年以上在学し、長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科規程（平成23年水産・環境科学総合研究科規程第1号。以下「規程」という。）第7条第1項に規定する単位を修得した者又は修得が確実に見込まれる者で、かつ、必要な研究指導を受けた者でなければならない。

(論文提出の時期)

第3条 論文は、在学中に提出するものとし、次の各号に掲げる者の論文提出の時期は、それぞれ当該各号に掲げる月とする。

- (1) 標準修業年限以内に提出する者 最終学年の2月以降（後期入学者については最終学年の7月以降）
 - (2) 標準修業年限を超えて在学している者 7月又は2月
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、規程第19条第1項ただし書の規定により在学期間を短縮されることとなる者の論文提出の時期は、別に定める。

(論文提出の手続)

第4条 前期修了予定者は、次に掲げる書類を指導教員（長崎大学大学院学則（平成16年学則第2号）第8条の2第2項に規定する教員をいう。以下同じ。）を経て、研究科長に提出するものとする。

- (1) 学位論文審査願（別記様式第1号） 2部
- (2) 論文 2部
- (3) 論文内容の要旨（2,000字以内） 2部（ほかに審査用として必要部数を添付すること。）

2 前項第2号の論文は、原則として和文又は英文によるものとし、前期修了予定者の単独著作とする。

（学位審査委員の選出）

第5条 研究科長は、前条の規定により論文の提出があったときは、論文を教授会の審査に付議するものとし、教授会は、構成員のうちから学位審査委員を選出する。

- 2 前項の学位審査委員は、主査1人及び副査2人以上計3人以上の委員で組織する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、教授会が必要であると認めるときは、2人を限度として研究科の教員で教授会構成員以外の者（研究指導担当適格者に限る。）を前項の学位審査委員とすることができます。
- 4 教授会は、論文の審査に当たり、論文の内容に応じ必要と認めるときは、第2項の学位審査委員に、他の研究科若しくは大学院又は研究所等の教員等を加えることができる。
- 5 教授会は、論文の審査に当たり、論文の内容に応じ必要と認めるときは、教授会構成員以外の教員又は他の研究科若しくは大学院若しくは研究所等の教員等の協力を得ることができる。

（論文の審査及び最終試験）

第6条 学位審査委員は、所定の期日までに論文の審査及び最終試験を行い、その結果を論文審査の要旨及び最終試験の結果報告（別記様式第4号）により、教授会に報告しなければならない。

- 2 前項の最終試験は、論文を中心とし、これに関連のある科目について、日本語又は英語による口頭又は筆答により行うものとする。

（課程修了の認定）

第7条 教授会は、前条第1項の報告に基づき、課程修了の可否を審議し、学長に意見を述べるものとする。

（学位授与の期日）

第8条 論文の審査及び最終試験に合格し、課程修了の認定を受けた次の各号に掲げる者に対する学位授与の期日は、それぞれ当該各号に掲げる日とする。

- (1) 標準修業年限以内に合格した者 学期末

- (2) 標準修業年限を超えて在学した者 合格した日
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、規程第19条第1項ただし書の規定により在学期間を短縮される者のうち、1年を超えて在学する者に対する学位授与の期日は、合格した日とする。

第3章 博士後期課程修了認定に係る学位審査

(論文提出の資格)

第9条 規則第5条第1項の規定による博士後期課程修了の認定のために論文の審査を受けようとする者（以下「後期修了予定者」という。）は、博士後期課程に2年以上在学し、規程第7条第3項に定める単位を修得した者又は修得が確実に見込まれる者で、かつ、必要な研究指導を受け、予備審査を終了した者でなければならない。ただし、優れた研究業績を上げた者については、在学期間に關しては1年以上あれば足りるものとする。

- 2 前項及び第18条の予備審査に關し必要な事項は、別に定める。

(論文提出の時期)

第10条 論文は、在学中に提出するものとし、次の各号に掲げる者の論文提出の時期は、それぞれ当該各号に掲げる月とする。

- (1) 標準修業年限以内に提出する者 最終学年の12月以降（後期入学者については最終学年の7月以降）
- (2) 標準修業年限を超えて在学している者 7月又は12月
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、前条第1項ただし書の規定により在学期間を短縮されることとなる者の論文提出の時期は、別に定める。

(論文提出の手続)

第11条 後期修了予定者は、次に掲げる書類を指導教員を経て、研究科長に提出するものとする。

- (1) 学位論文審査願（別記様式第2号） 3部
- (2) 論文 3部
- (3) 論文目録（別記様式第3号） 3部
- (4) 論文内容の要旨（2,000字以内） 3部（ほかに審査用として必要部数を添付すること。）
- (5) 参考論文等 3部
- 2 前項第2号の論文は、原則として和文又は英文によるものとし、後期修了予定者の単独著作とする。

3 第1項第5号の参考論文等は、論文に関係の深い基礎となる学術論文等とする。この場合において、共著論文であるときは共著者の承諾書を、参考論文が印刷中であるときは掲載証明書等を添付するものとする。

(受理審査)

第12条 研究科長は、前条の規定により論文の提出があったときは、論文を教授会の受理審査に付議した上、受理すべきか否かの決定を行うものとする。

(学位審査委員会)

第13条 教授会は、前条の規定により受理すべきものと決定したときは、後期修了予定者ごとに学位審査委員会を置く。

2 学位審査委員会は、教授会構成員から選出された主査1人及び副査2人以上計3人以上の委員で組織する。

3 前項の規定にかかわらず、教授会が必要であると認めるときは、2人を限度として研究科の教員で教授会構成員以外の者（研究指導担当適格者に限る。）を前項の審査委員とすることができる。

4 教授会は、論文の審査に当たり、論文の内容に応じ必要と認めるときは、第2項の審査委員に、他の研究科若しくは大学院又は研究所等の教員等を加えることができる。

5 教授会は、論文の審査に当たり、論文の内容に応じ必要と認めるときは、教授会構成員以外の教員又は他の研究科若しくは大学院若しくは研究所等の教員等の協力を得ることができる。

(公開論文発表会)

第14条 研究科長は、後期修了予定者に研究科内で行う公開の論文発表会（以下「公開論文発表会」という。）において発表を行わせるものとする。

2 前項の公開論文発表会に関し必要な事項は、別に定める。

(論文の審査及び最終試験)

第15条 学位審査委員会は、所定の期日までに論文の審査及び最終試験を行い、その結果を論文審査の結果の要旨（別記様式第5号）及び最終試験の結果の要旨（別記様式第6号）により、教授会に報告しなければならない。

2 前項の最終試験は、論文を中心とし、これに関連のある科目について、日本語又は英語による口頭又は筆答により行うものとする。

(課程修了の認定)

第16条 教授会は、前条第1項の報告に基づき、課程修了の可否を投票により審議し、学

長に意見を述べるものとする。

(学位授与の期日)

第17条 論文の審査及び最終試験に合格し、課程修了の認定を受けた次の各号に掲げる者に対する学位授与の期日は、それぞれ当該各号に掲げる日とする。

- (1) 標準修業年限以内に合格した者 学期末
- (2) 標準修業年限を超えて在学した者 合格した日

2 前項第1号の規定にかかわらず、規程第19条第2項ただし書の規定により在学期間を短縮されることとなる者のうち、1年を超えて在学する者に対する学位授与の期日は、合格した日とする。

第4章 博士課程（5年一貫制）修了認定に係る学位審査

(論文提出の資格)

第18条 規則第5条第1項の規定による博士課程（5年一貫制）修了の認定のために論文の審査を受けようとする者（以下「博士課程（5年一貫制）修了予定者」という。）は、博士課程に4年以上在学し、規程第7条第4項に定める単位を修得した者又は修得が確実に見込まれる者で、かつ、必要な研究指導を受け、中間審査に合格し、予備審査を終了した者でなければならない。ただし、優れた研究業績を上げた者については、在学期間に関しては3年以上あれば足りるものとする。

2 前項及び第20条の中間審査に関し必要な事項は、別に定める。

(準用規定)

第19条 第10条から第17条までの規定は、博士課程（5年一貫制）修了予定者について準用する。この場合において、第10条第2項中「前条第1項ただし書」とあるのは「第18条第1項ただし書」と、第11条、第13条及び第14条中「後期修了予定者」とあるのは「博士課程（5年一貫制）修了予定者」と、第11条第2項中「原則として和文又は英文」とあるのは「英文」と、第17条中「規程第19条第2項ただし書」とあるのは「規程第19条第4項ただし書」と、「1年」とあるのは「3年」と読み替えるものとする。

第5章 博士課程（5年一貫制）における修士の学位授与の認定に係る学位審査

(論文提出の資格)

第20条 規則第4条第2項及び規程第20条第2項の規定による博士課程（5年一貫制）における修士の学位授与の認定に係る学位審査を受けようとする者（以下「博士課程（5年一貫制）修士認定予定者」という。）は、別に定める特別な理由により退学する者のう

ち、規程第7条第4項に規定する単位のうち第2年次末までに修得可能な必修科目を含む30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受け、中間審査に合格したものでなければならない。

(論文提出の時期)

第21条 論文は、在学中に提出するものとし、論文提出の時期は、退学する年度の7月又は2月とする。

(学位授与の期日)

第22条 学位授与の期日は、論文の審査及び最終試験に合格した日とする。

(準用規定)

第23条 第4条から第7条までの規定は、博士課程（5年一貫制）修士認定予定者について準用する。この場合において、第4条中「前期修了予定者」とあるのは「博士課程（5年一貫制）修士認定予定者」と、第7条中（見出しを含む。）「課程修了」とあるのは「修士の学位授与」と読み替えるものとする。

第6章 博士課程を経ない者に係る学位審査

(論文提出の資格)

第24条 規則第5条第2項の規定により論文を提出して学位の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- (1) 研究科博士後期課程に3年以上在学し、規程第7条第3項に定める単位を修得して退学した者
- (2) 研究科博士課程（5年一貫制）に5年以上在学し、規程第7条第4項に定める単位を修得して退学した者
- (3) 大学院の修士課程を修了した後、4年以上の研究歴を有する者
- (4) 大学を卒業した後、7年以上の研究歴を有する者
- (5) 教授会において前号に掲げる者と同等以上の研究歴を有すると認められた者

2 前項第3号から第5号までに規定する研究歴は、次に掲げるものとする。

- (1) 大学及び大学院の専任教員等として研究に従事した期間
- (2) 大学及び大学院の研究生として研究に従事した期間
- (3) 大学院の学生として在学した期間
- (4) 官公庁、民間企業等の研究機関の研究員として研究に従事した期間
- (5) その他教授会において特に認められた期間

(論文提出の手続)

第25条 申請者が論文の審査を願い出る場合は、次に掲げる書類に所定の審査手数料を添え、研究指導を受けた研究科の教授若しくは准教授（以下「指導教員」という。）又は論文の紹介をする教授（以下「紹介教授」という。）を経て、研究科長に提出するものとする。

- (1) 学位申請書（別記様式第7号） 3部
 - (2) 論文 3部
 - (3) 論文目録（別記様式第3号） 3部
 - (4) 論文内容の要旨（2,000字以内） 3部（ほかに審査用として必要部数を添付すること。）
 - (5) 履歴書（別記様式第8号） 3部
 - (6) 参考論文等 3部
 - (7) 最終出身校の卒業証明書、修了証明書又は単位取得退学証明書 3部
 - (8) 研究歴に関する証明書（前条第1項第1号及び第2号に定める者は除く。） 3部
- 2 前項第2号の論文は、和文又は英文によるものとし、申請者の単独著作とする。
- 3 第1項第6号の参考論文等は、論文に關係の深い基礎となる学術論文又は著書等とする。この場合において、共著論文であるときは共著者の承諾書を、参考論文が印刷中であるときは掲載証明書等を添付するものとする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、教授会が認めた場合は、第1項第6号の参考論文等の提出を省略することができるものとする。

（資格審査委員会）

第26条 申請者の論文提出の資格を審査するために、教授会に資格審査委員会を置く。

- 2 資格審査委員会は、指導教員又は紹介教授及び教授会構成員から選出された教授2人以上計3人以上（研究指導適格者に限る。）の委員で組織する。

（受理審査）

第27条 研究科長は、第25条の規定により論文の提出があったときは、資格審査委員会の審査を経て、教授会の受理審査に付議した上、受理すべきか否かの決定を行うものとする。

- 2 教授会は、必要に応じて論文の内容等について指導教員又は紹介教授に説明を求めた上で、受理すべきか否かの決定を行うものとする。

（学位審査委員会）

第28条 教授会は、前条第2項の規定により受理すべきものと決定したときは、申請者ご

とに学位審査委員会を置く。

- 2 学位審査委員会は、教授会構成員から選出された主査1人及び副査2人以上計3人以上の委員で組織する。
- 3 前項の規定にかかわらず、教授会が必要であると認めるときは、2人を限度として研究科の教員で教授会構成員以外の者（研究指導担当適格者に限る。）を前項の審査委員とすることができる。
- 4 教授会は、論文の審査に当たり、論文の内容に応じ必要と認めるときは、第2項の審査委員に、他の研究科若しくは大学院又は研究所等の教員等を加えることができる。
- 5 教授会は、論文の審査に当たり、論文の内容に応じ必要と認めるときは、教授会構成員以外の教員又は他の研究科若しくは大学院若しくは研究所等の教員等の協力を得ることができる。

（公開論文発表会）

第29条 研究科長は、申請者に研究科内で行う公開論文発表会において発表を行わせるものとする。

（論文の審査、試験及び試問）

第30条 学位審査委員会は、受理審査終了の日から6週間以内に論文を審査するとともに、試験及び試問を行うものとする。

- 2 前項の試験は、論文を中心とし、これに関連のある科目について、日本語又は英語による口頭又は筆答により行うものとする。
- 3 第1項の試問は、口頭又は筆答により、専攻する学術に関し、博士課程を修了し学位を授与される者と同等以上の学識を有し、かつ、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力を有するか否かについて行う。この場合において、外国語（当該試問を受ける申請者が外国人であるときは、当該者の母国語を除いた言語）1種類を課すものとし、当該外国語の種類は、別に定める。
- 4 第24条第1項第1号及び第2号に該当する者が、退学後4年以内に論文を提出したときは、第1項の試問を免除することができる。
- 5 学位審査委員会は、第1項の結果を論文審査の結果の要旨（別記様式第5号）及び試験及び試問の結果の要旨（別記様式第9号）により、教授会に報告しなければならない。

（学位授与の可否）

第31条 教授会は、前条第5項の報告に基づき、学位授与の可否を投票により審議し、学長に意見を述べるものとする。

(学位授与の期日)

第32条 論文の審査並びに試験及び試問に合格した者に対する学位授与の期日は、合格した日とする。

第7章 雜則

(補則)

第33条 この規程の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月25日水産・環境科学総合研究科規程第2号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日水産・環境科学総合研究科規程第3号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年7月5日水産・環境科学総合研究科規程第6号）

この規程は、平成28年7月5日から施行する。

附 則（平成31年4月26日水産・環境科学総合研究科規程第6号）

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

別記様式第1号（第4条、第23条関係）

令和　年　月　日

長崎大学長 殿

年　月　日入学

長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科

博士前期課程

博士課程（5年一貫制）

専攻

氏名

印

学位論文審査願

博士前期課程修了

私こと、長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科 博士課程（5年一貫制）における

修士の学位授与

の認定をいただくため、長崎大学学位規則に基づき関係書類を添え、学位論文を提出しますので審査下さるようお願いします。

記.

学位論文 2部

論文内容の要旨 2部

別記様式第2号（第11条、第19条関係）

令和 年 月 日

長崎大学長 殿

年 月 日 入学

長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科

博士後期課程

博士課程（5年一貫制）

専攻

氏名

印

学位論文審査願

博士後期課程修了

私こと、長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科 博士課程（5年一貫制）修了
の認定

をいただくため、長崎大学学位規則に基づき関係書類を添え、学位論文を提出しますので
審査下さるようお願いします。

記

学位論文	3部
論文目録	3部
論文内容の要旨	3部
参考論文等	3部

別記様式第3号(第11条、第19条、第25条関係)

論文目録

報告番号		氏名	印
学位論文			
題名			
参考論文等			

注 報告番号は、記入しないこと。

別記様式第4号(第6条、第23条関係)

論文審査の要旨及び最終試験の結果報告

報告番号	氏名	
学位審査委員	主査	印
	副査	印
	副査	印
論文審査の要旨		
最終試験の結果		

別記様式第5号(第15条、第19条、第30条関係)

論文審査の結果の要旨

報告番号	氏名	
学位審査委員	主査	印
	副査	印
	副査	印
論文審査の結果の要旨		

別記様式第6号(第15条、第19条関係)

最終試験の結果の要旨

報告番号	氏名	
学位審査委員	主任	印
	副査	印
	副査	印
最終試験の結果の要旨		

別記様式第7号（第25条関係）

令和 年 月 日

長崎大学長 殿

住所
氏名 印

学位申請書

私こと、長崎大学学位規則に基づき博士（　）の学位を授与願いたく、次のとおり学位論文に関係書類を添え申請いたしますので、審査下さるようお願いします。

記

学位論文	3部
論文目録	3部
論文内容の要旨	3部
履歴書	3部
参考論文等	3部
卒業証明書等	3部
研究期間証明書	3部

別記様式第8号(第25条関係)

履歴書

報告番号			
ふりがな 氏名	印	性別	男・女
生年月日	年 月 日 生		
本籍			
現住所			
最終学歴 年 月 日			
研究歴 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日			
職歴 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日			

別記様式第9号(第30条関係)

試験及び試問の結果の要旨

報告番号	氏名	
学位審査委員	主任	印
	副査	印
	副査	印
試験及び試問の結果の要旨		

○長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科博士後期課程及び博士課程
(5年一貫制)の学位審査に関する申合せ

平成23年4月1日
水産・環境科学総合研究科教授会決定

(目的)

第1条 長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科学位審査規程(以下「規程」という。)に定めるもののほか、長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科(以下「研究科」という。)の学位論文の審査に関し、必要な事項を申し合わせる。

(予備審査等)

第2条 課程修了による博士の学位論文の審査を願い出る場合には、事前に予備審査を受けなければならぬ。

2 前項の予備審査を受けようとする者(以下「予備審査出願者」という。)は、次の各号に掲げる書類等を大学院係に1部提出するものとする。他に、予備審査委員の人数分を用意し指導教員に提出するものとする。

- 一 予備審査願(別紙様式第1号)
- 二 予備審査用論文(A4判、横書)
- 三 論文目録(別紙様式第2号)
- 四 論文内容の要旨(2,000字以内)
- 五 参考論文等

3 前項第2項に規定する予備審査用論文は、指導教員が認めたときは論文又は論文草稿を予備審査用論文とすることができる。

第3条 博士後期課程にあってはコース主任、博士課程(5年一貫制)にあっては専攻長(以下「コース主任等」という。)は、指導教員と協議のうえ、予備審査出願者ごとに予備審査委員会(以下「委員会」という。)を置くものとする。

2 委員会は、学位論文としての適合性、学位に付記する専攻分野の名称等についての予備審査を行うものとする。

第4条 委員会は、指導教員及び指導教員以外の研究科教員(研究指導担当適格者に限る。)2人以上の計3人以上の委員(うち1人以上は教授とする。)で組織するものとする。

2 委員会は、論文の審査に当たり、論文の内容に応じ必要と認めるときは、前項の審査委員の他に、他の研究科又は大学院若しくは研究所等の教員等を加えることができる。

3 委員会は、論文の審査に当たり、論文の内容に応じ必要と認めるときは、教授会構成員以外の教員、他の研究科又は大学院若しくは研究所等の教員等の協力を得ることができる。

4 委員会に委員長を置き、指導教員をもって充てる。

第5条 委員長は、第3条第2項の結果を、予備審査報告書(別紙様式第3号)及び論文審査の結果の要旨(別紙様式第4号)により、コース主任等を経て、研究科長に報告しなければならない。

(課程修了認定のための学位論文の適合性)

第6条 課程修了認定のための学位論文としての適合性は、その論文の主内容が審査制度の確立された学術雑誌に1編掲載された(掲載が決定された)ものがあり、更に掲載された、あるいは掲載さ

れると判断されるものが1編以上あるものとする。ただし、博士課程(5年一貫制)においては、いずれの2編も英文によるものとする。

(論文提出による場合の学位論文としての適合性等)

第7条 論文提出による場合の学位論文としての適合性は、その論文の主内容が審査制度の確立された学術雑誌又はそれに準ずる学術雑誌に3編以上を掲載又は掲載が決定されているものとする。ただし、人文社会科学系の領域においては、それに代わる著書(単著であるもの)が1編以上あればよいものとする。

2 前項の規定にかかわらず、研究科に標準修業年限以上在学し、単位取得退学後1年以内に論文を提出した者については、第6条の規定を適用する。

(公開論文発表会)

第8条 修了予定者及び申請者は、規程第14条、第19条及び第29条の規定により論文の審査が終了するまでの間に、公開論文発表会において発表を行わなければならない。

2 研究科長は、前項の公開論文発表会の実施について、指導教員又は紹介教授と協議のうえ行うものとする。

(学位審査委員会の主査)

第9条 博士後期課程及び博士課程(5年一貫制)の学位審査委員会の主査は、指導教員又は副指導教員とする。

附 則

この申合せは、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成24年12月19日から施行する。

別紙 様式第1号～別紙様式第4号(省略)

長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科規程第19条第2項、第3項及び第4項ただし書に基づく在学期間短縮に関する取扱いについての申合せ

平成23年4月1日

〔水産・環境科学総合研究科教授会決定〕

長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科規程第19条第2項、第3項及び第4項ただし書（以下「規程第19条第2項、第3項及び第4項ただし書」という。）に基づく在学期間短縮に関する取扱いについて、次のとおり申し合わせる。

- 1 在学期間を短縮して課程修了の認定に伴う研究業績の基準は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 入学前(5年間)に主論文に関する内容を含む審査付き論文が3編以上あり、入学後、掲載又は掲載が受理された審査付き論文が1編以上ある者。
 - (2) 入学後、掲載又は掲載が受理された審査付き論文が2編以上ある者。
 - (3) 入学後、掲載又は掲載が受理された審査付き論文が1編以上あり、かつ、権威ある学会の論文賞等を受賞した者。
- 2 指導教員は、予備審査において、研究業績の基準を満たし、規程第19条第2項、第3項及び第4項ただし書の適用が適当である旨の推薦書を予備審査委員会に提出するものとする。
- 3 予備審査委員会は、予備審査報告書において、研究業績の基準を満たし、規程第19条第2項、第3項及び第4項ただし書の適用が適当である旨を明示するものとする。
- 4 研究科教授会は、予備審査委員会の報告に基づき、規程第19条第2項、第3項及び第4項ただし書の適用のための学位論文の受理及び学位審査委員会の設置の可否について、決定する。
- 5 学位審査委員会は、論文の審査及び最終試験の結果の報告において、研究業績の基準を満たし、規程第19条第2項、第3項及び第4項ただし書の適用が適当である旨を明示するものとする。
- 6 研究科長は、課程修了判定のための研究科教授会資料に「規程第19条第2項、第3項及び第4項ただし書適用」である旨を明示するものとする。
- 7 研究科教授会は、学位審査委員会の報告に基づき、規程第19条第2項、第3項及び第4項ただし書の適用による課程修了の可否について、決定する。

附 則

この申合せは、平成23年4月1日から施行する。

長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科長期履修に関する申合せ

平成23年4月1日

水産・環境科学総合研究科教授会決定

長崎大学長期履修規程第9条の規定に基づき、水産・環境科学総合研究科における標準修業年限を超えて一定期間にわたり計画的に教育課程を履修する場合の取扱いに関し、必要な事項を次のとおり申し合わせる。

- 1 長期履修を申し出ることができる者は、標準修業年限内での修学が困難な事情にあるもので、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、標準修業年限における最終年次の者を除く。
 - (1) 職業を有し、就業している者
 - (2) 家事、育児、介護等に従事している者
 - (3) 障害のある者
 - (4) その他相当の事由があると認められる者
- 2 長期履修の期間は、標準修業年限（博士前期課程にあっては2年、博士後期課程にあっては3年、博士課程（5年一貫制）にあっては5年）の2倍（博士前期課程にあっては4年、博士後期課程にあっては6年、博士課程（5年一貫制）にあっては10年）を超えない範囲において、学期を単位として認める。
なお、長期履修を認められた者の休学期間は、標準修業年限とする。ただし、在学期間に算入しない。
- 3 長期履修を希望する者は、別紙申請書により次の各号のいずれかの期日までに研究科長に申し出るものとする。
なお、長期履修を認められた者は、認められた長期履修の期間の延長を申し出ることができない。
 - (1) 入学（進学）時から希望する者
入学手続期間終了日
 - (2) 在学生
前期から希望する者：前年度の2月末日
後期から希望する者：当該年度の8月末日
- 4 長期履修の期間短縮又は取りやめ（以下「期間短縮等」という。）を希望する者は、別紙申請書により3の第2号に定めるいずれかの期日までに研究科長に申し出るものとする。ただし、期間短縮等については、在学中1度に限り申し出ることができる。
- 5 長期履修及び期間短縮等を認められた者に係る授業料の取扱いについては、長崎大学授業料、入学料、検定料及び寄宿料徴収規程（平成16年規程第92号）の定めるところによるものとする。
- 6 研究科教授会は、長期履修に関する申請書に基づき、長期履修及び期間短縮等の認定の可否を決定し、学長に報告するものとする。

附 則

この申合せは、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成30年12月26日から施行する。

水産・環境科学総合研究科研究指導計画書に関する申合せ

〔令和3年12月15日
水産・環境科学総合研究科教授会決定〕

(趣旨)

第1条 長崎大学大学院学則第14条の2第1項の規定に基づき、研究指導の方法及び内容並びに1年間の研究指導の計画を明示するために作成する研究指導計画書（以下「計画書」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(作成及び保存)

第2条 計画書は、各年度、指導教員ごとに指定された期日までに指導する学生ごとに作成する。

第3条 指導教員（副指導教員を含む。）は、次の手順で計画書（別紙様式）を作成する。

- (1) 学生と十分な打合せ等を行い、研究計画及び計画書を作成する。
- (2) 作成した計画書を学生に明示し、指導教員と学生の双方で協議の上、学生の了承が得られた場合は、学生に自筆で署名させる。
- (3) 指導教員及び副指導教員は氏名欄に自筆で署名し、学務担当係に提出する。
- (4) 指導教員は、必要に応じて、研究指導計画の見直しを行い、実効性の高いものに改めるよう努める。

第4条 提出された計画書は、学務担当係で5年間保存する。

(補則)

第5条 この申合せに定めるもののほか、研究指導計画について必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この申合せは、令和3年12月15日から施行する。

別紙様式

令和 年 月 日 作成

博士論文研究指導計画書

令和 年度

水産・環境科学総合研究科

環境海洋資源学専攻（水産科学・環境科学コース）年次

海洋フィールド生命科学専攻（環境生態科学・生物資源再生科学コース）年次

学生番号		学生氏名 (自署)	
指導教員 (自署)	(主)	(副)	
研究題目			

博士論文に関する研究指導内容・計画

研究指導の概要	
研究指導計画	
年 月	内 容

水産・環境科学総合研究科成績の疑義申立てに関する申合せ

〔令和3年12月15日〕

〔水産・環境科学総合研究科教授会決定〕

(趣旨)

第1条 長崎大学大学院成績評価ガイドライン第7の規定に基づき、成績の疑義申立てに
関し必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 学生は、成績の疑義申立てがある場合、原則として成績の公表日から起算して、次
に定める期限までに申請ができる。

(1) 前期（第1・第2クオーター）・後期（第3・第4クオーター）の成績 成績の公表
日から1週間以内。

(2) 卒業（修了）予定者の成績 成績の公表日から1週間以内。

(方法)

第3条 前条の成績の疑義申立ては、次の手順により取り扱う。

(1) 学生は、所定の期限内に「成績の疑義申立て書」(別紙1)を学務担当係へ提出する。

(2) 学務担当係は、前号をもって教務部会長に報告する。

(3) 教務部会長は「成績の疑義申立て書」の内容を確認の上、研究科長に報告するとともに、教務部会長は学務担当係を通じて「成績の疑義申立て書」を授業科目担当教員に通知する。

(4) 授業科目担当教員は、疑義内容について、所定の「成績の疑義申立て回答書」(別紙2)を作成し、学務担当係に提出する。

(5) 学務担当係は、提出のあった「成績の疑義申立て回答書」を教務部会長に提出する。

(6) 教務部会長は「成績の疑義申立て回答書」を確認し、内容に疑義が生じる場合は教務部会にて審議する。なお、教務部会にて審議した場合は、第8号の報告は省略することができる。

(7) 前号までの手続きを経て、教務部会長が了承した場合は、学務担当係を通じて、当該学生に通知する。

(8) 本件の結果については、教務部会の報告事項とする。

(事務)

第4条 成績の疑義申立てに関する事務手続き及び書類の管理は、学務担当係が行う。

(補則)

第5条 この申合せに定めるもののほか、成績の疑義申立てについて必要な事項は、教務部会が別に定めることができる。

附 則

この申合せは、令和3年12月15日から施行する。

(別紙1)

成績の疑義申立て書

令和 年 月 日(申立て日)

(成績を確認した日 月 日)

所属

学生番号

氏名

電話番号(- - -)

E-mail()

授業科目名 _____

授業科目担当教員名 _____

(疑義内容)

▼以下は事務処理欄であり、学生は記述しない。

* 授業科目担当教員連絡日： 月 日()

* 授業科目担当教員回答日： 月 日()

* 教務部会長確認日 : 月 日()

* 学生への回答日 : 月 日()

* 成績訂正： あり なし

長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科成績評価ガイドライン

〔 令和2年3月18日
水産・環境科学総合研究科教授会決定 〕

(趣旨)

- 成績評価ガイドラインは、大学院教育における成績評価の基準及び方法を明確にし、当該基準等により評価を適切に行うことで、学修の成果に係る評価の客観性及び厳格性の確保を図るものである。

(到達目標)

- 各授業科目の到達目標は、学生が当該科目で最低限身に付けなければならないものとし、到達目標の観点は、本研究科のディプロマ・ポリシーを考慮して設定するものとする。

(成績評価の基準)

- 成績評価の基準及び評語については、以下を標準とする。

評定	成績評価	評語	成績評価基準
合格	100~90 点	AA	A以上に優れている
	89~80 点	A	授業科目の到達目標以上に高度な内容を身に付けており、授業で身に付けるべき内容を十分に習得している
	79~70 点	B	C以上に優れているがAに満たない場合
	69~60 点	C	授業科目の到達目標を満たしており、授業で身に付けるべき最低限の内容を習得している
不合格	59 点以下	D	授業科目の到達目標を満たしていない

(成績評価方法)

- 成績評価は、各授業科目の到達目標に対する達成度合を示すものであり、試験、研究報告その他の方法に基づき行うものとする。

(成績評価の厳格化)

- 成績評価にあたっては、成績評価基準に基づき厳格に行い、そのエビデンスを残すものとする。

(成績評価方法の明示)

- 各授業科目の成績評価方法は、シラバスに明示するものとする。

(成績評価に対する説明責任)

- 学生からの成績評価に関する異議の申し立てがあった場合には、適切に応えるものとする。

附 則

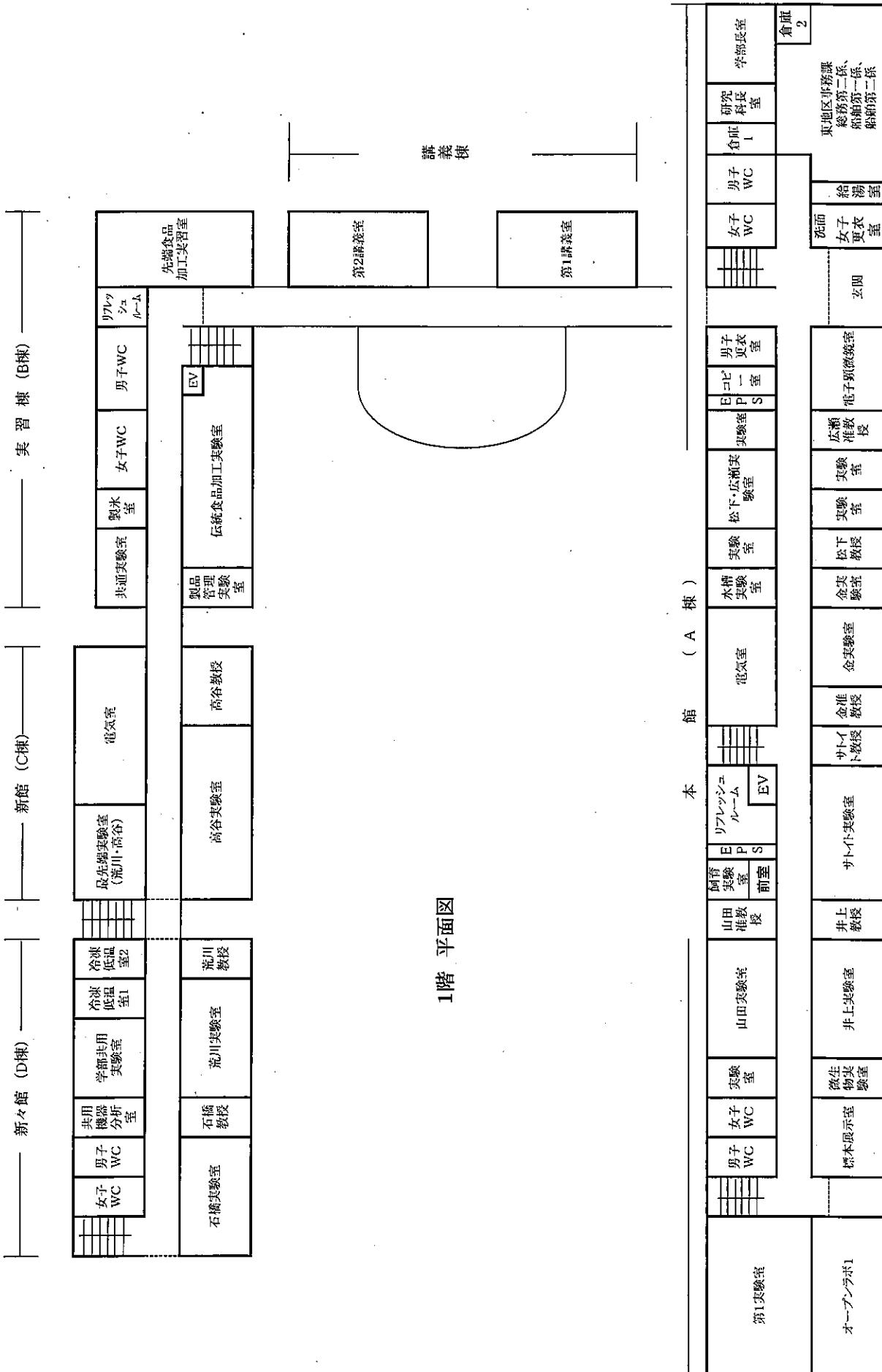
このガイドラインは、令和2年4月1日から施行する。

入学料及び授業料免除に係る学業成績基準（抜粋）

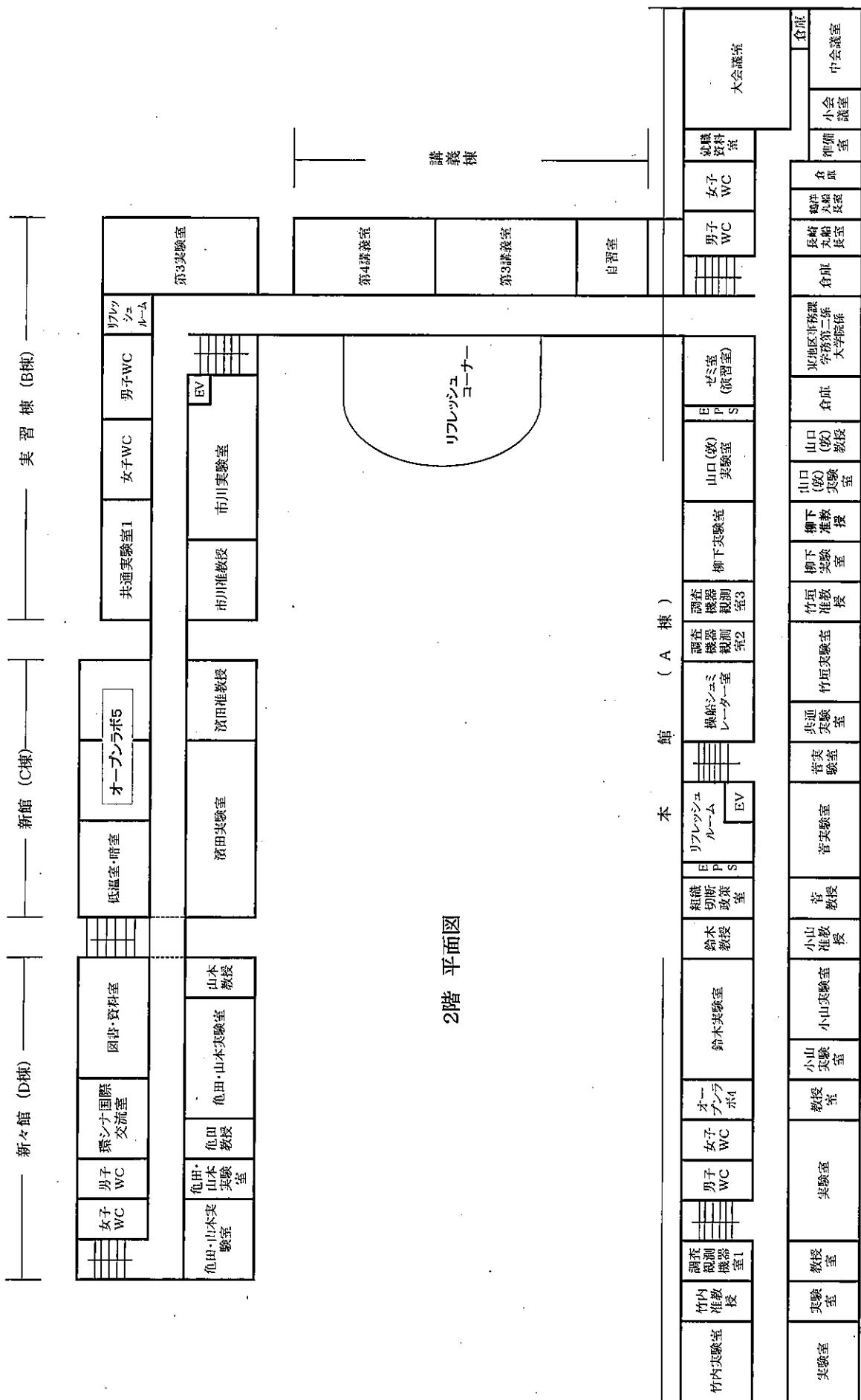
研究科	学業成績基準
全研究科共通	<p>学力評点の順位を付ける対象学生数が1名の場合</p> <p>1 第1年次 本人の所属する研究科における入学試験等の成績により研究科長が学業優秀であると認めた者</p> <p>2 第2年次以上 各研究科で定める標準修得単位数を修得し、かつ、修得した授業科目の学力評点により研究科長が学業優秀であると認めた者</p>
水産・環境科学総合研究科（博士後期課程3年の課程）	<p>(環境海洋資源学専攻)</p> <p>1 第1年次 出身大学院等において修得した全ての科目の学力評点が上位2分の1以上の者又は入学試験あるいは進学者選考時の学力検査の成績（選抜方法別）が上位2分の1以上の者。ただし、同点者が複数の場合は、該当者全員を含むものとする。</p> <p>2 第2年次 第1年次末までに標準修得単位数（8単位）を修得し、かつ、修得した授業科目のうち標準修得単位数（8単位）に相当する成績評価上位科目の学力評点の順位が上位2分の1以上の者。（同点者が複数の場合は、該当者全員を含むものとする。）</p> <p>3 第3年次 第2年次末までに標準修得単位数（12単位）を修得し、かつ、修得した授業科目のうち標準修得単位数（12単位）に相当する成績評価上位科目の学力評点の順位が上位2分の1以上の者。（同点者が複数の場合は、該当者全員を含むものとする。）</p> <p>4 学力評点の算出方法 学力評点の算出方法は、次のとおりとする。なお、学力評点は小数点以下第2位を四捨五入する。</p> <p>第1年次 学力評点 = $\frac{A\text{以上の単位数} \times 3 + B\text{の単位数} \times 2 + C\text{の単位数} \times 1}{\text{総修得単位数}}$</p> <p>第2年次以降 学力評点 = $\frac{A\text{以上の単位数} \times 3 + B\text{の単位数} \times 2 + C\text{の単位数} \times 1}{\text{標準修得単位数}}$</p>

配 置 図

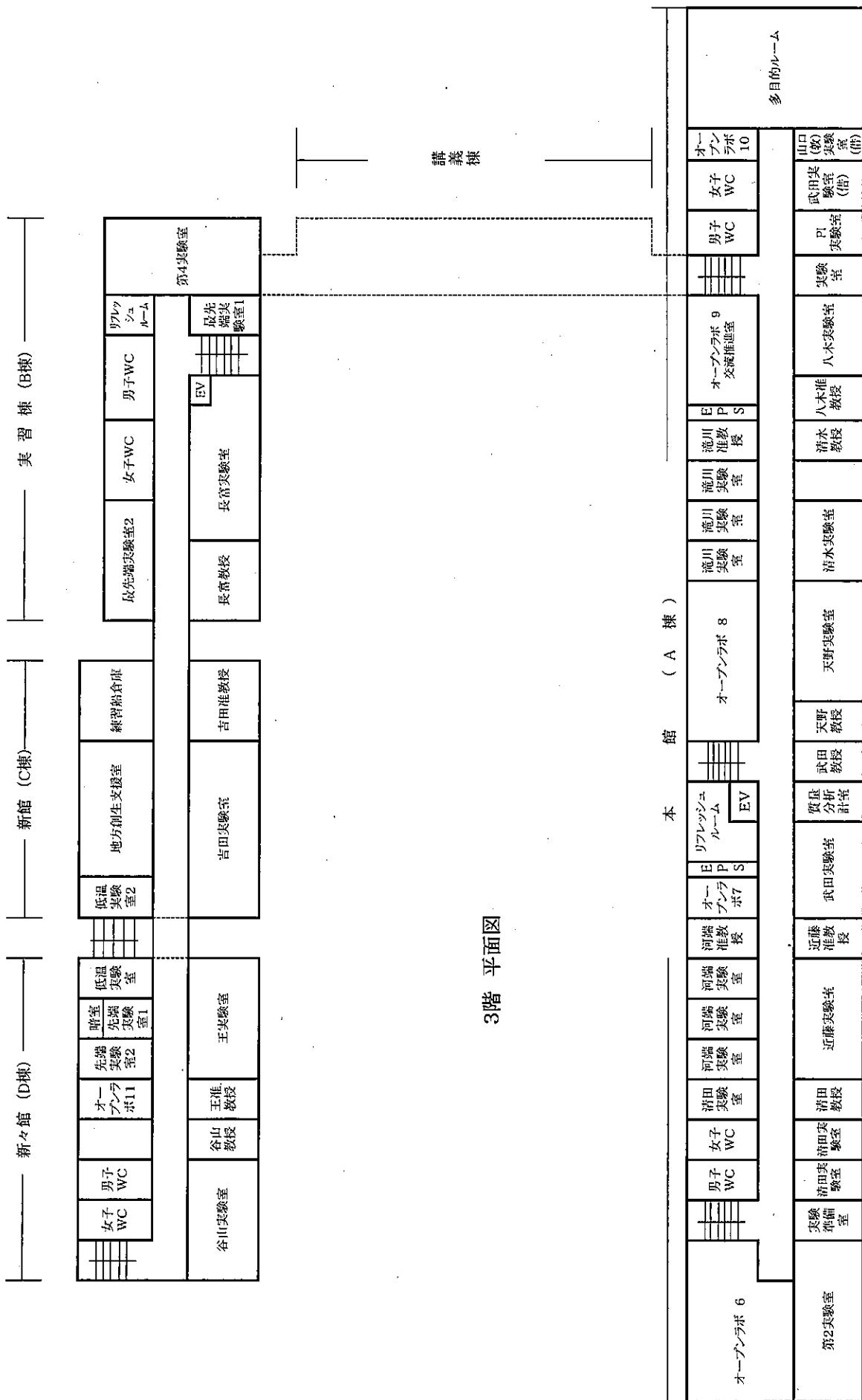
水産学部配置図



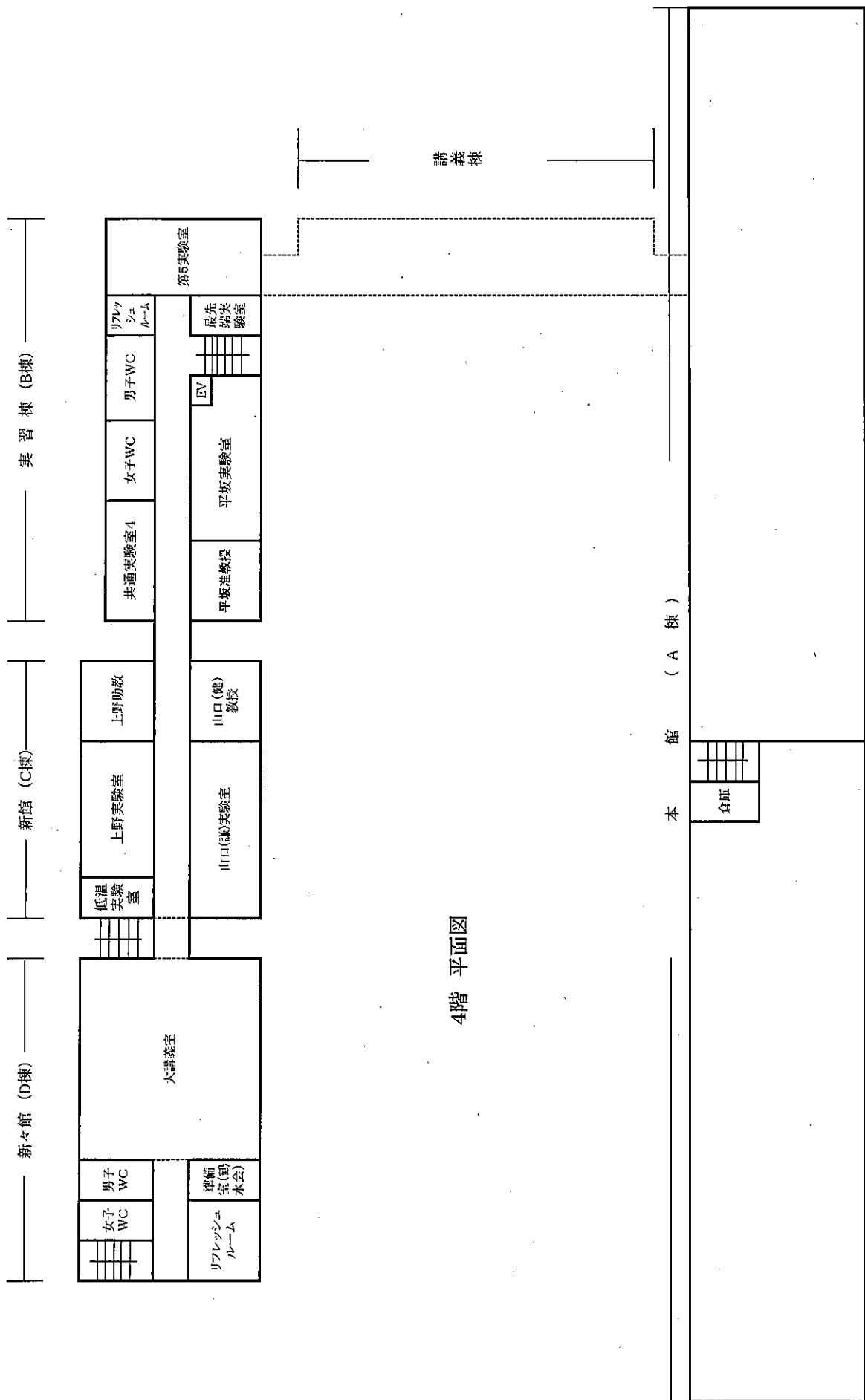
1階 平面図



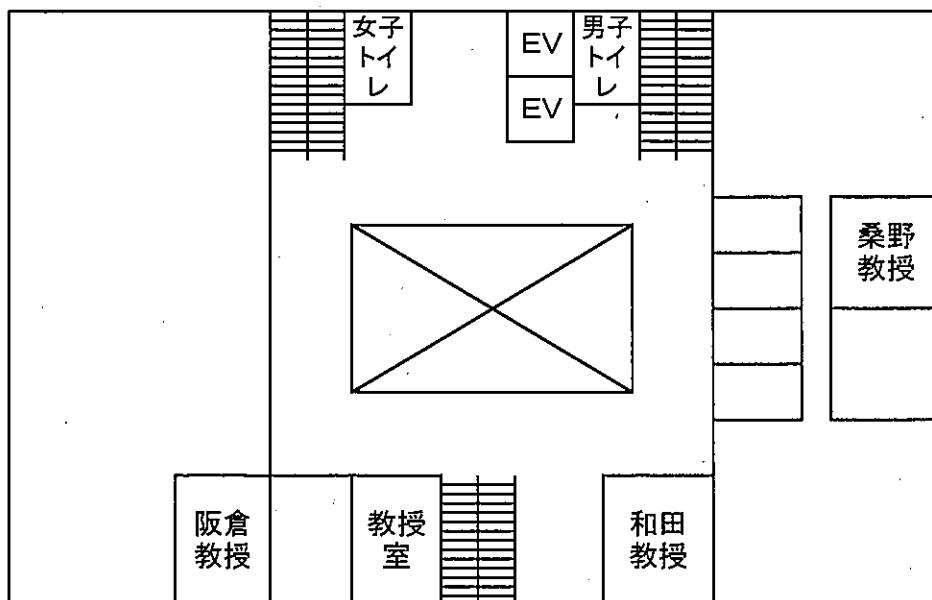
3階平面図



4階平面図

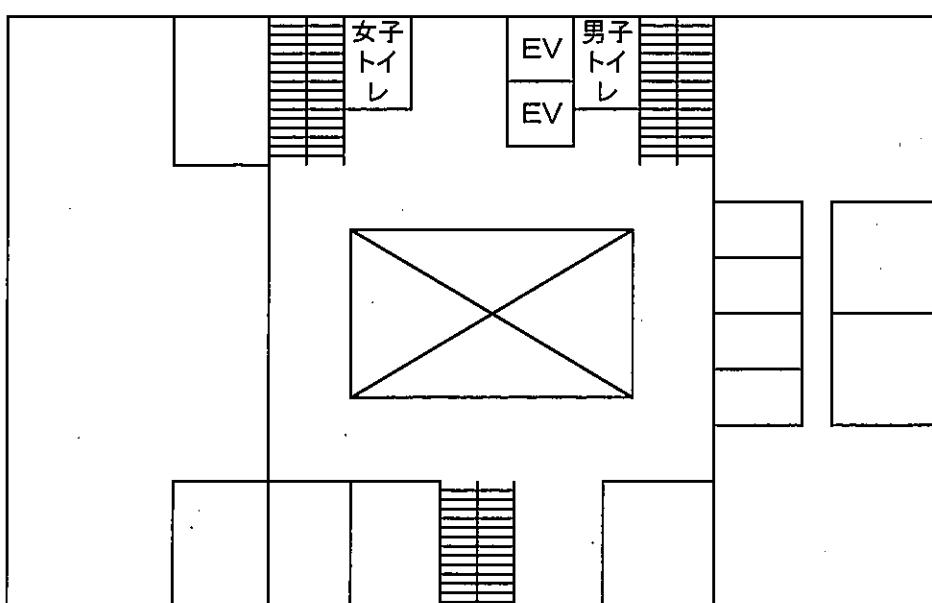


総合教育研究棟(4F)



グランド側

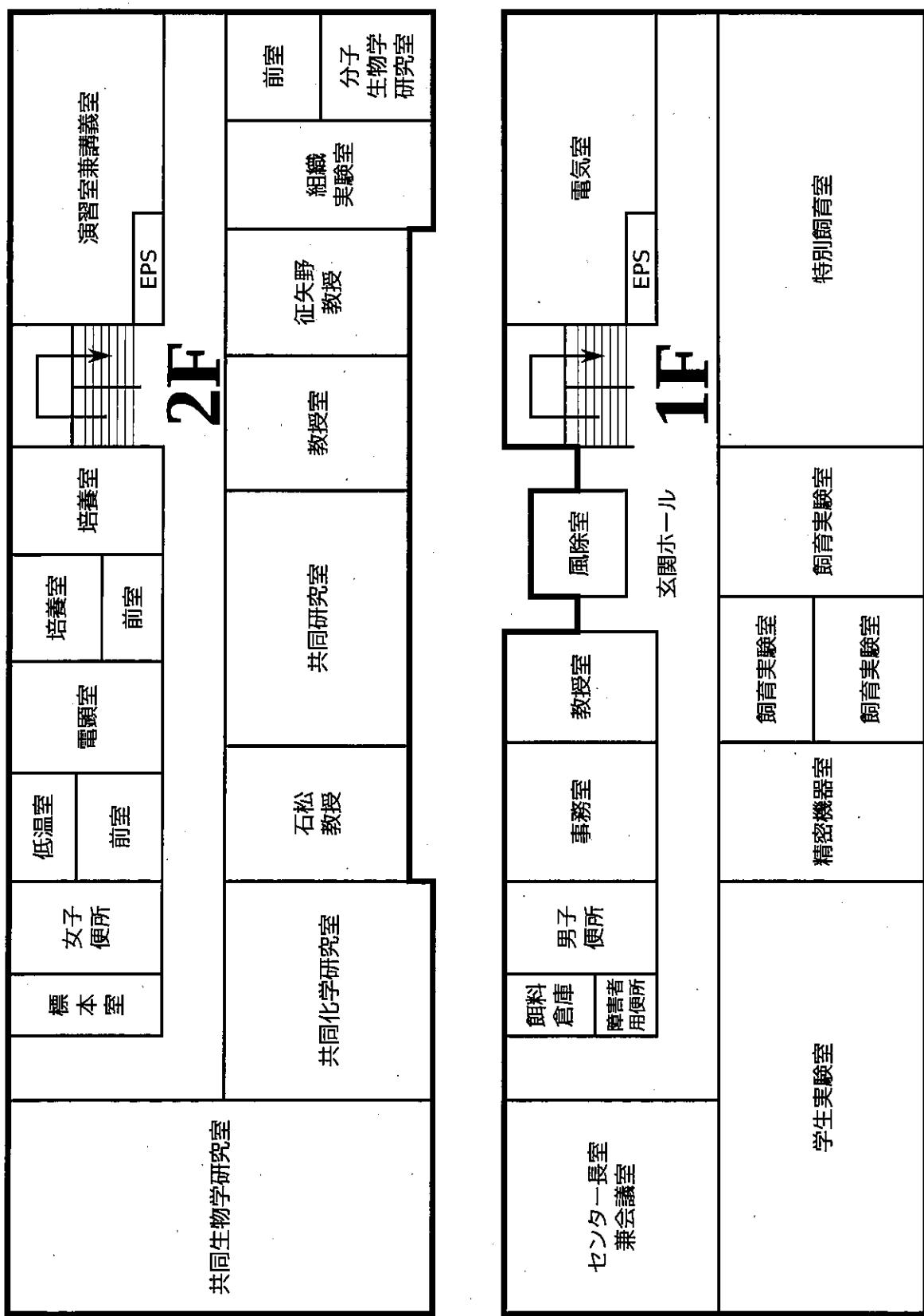
総合教育研究棟(5F)



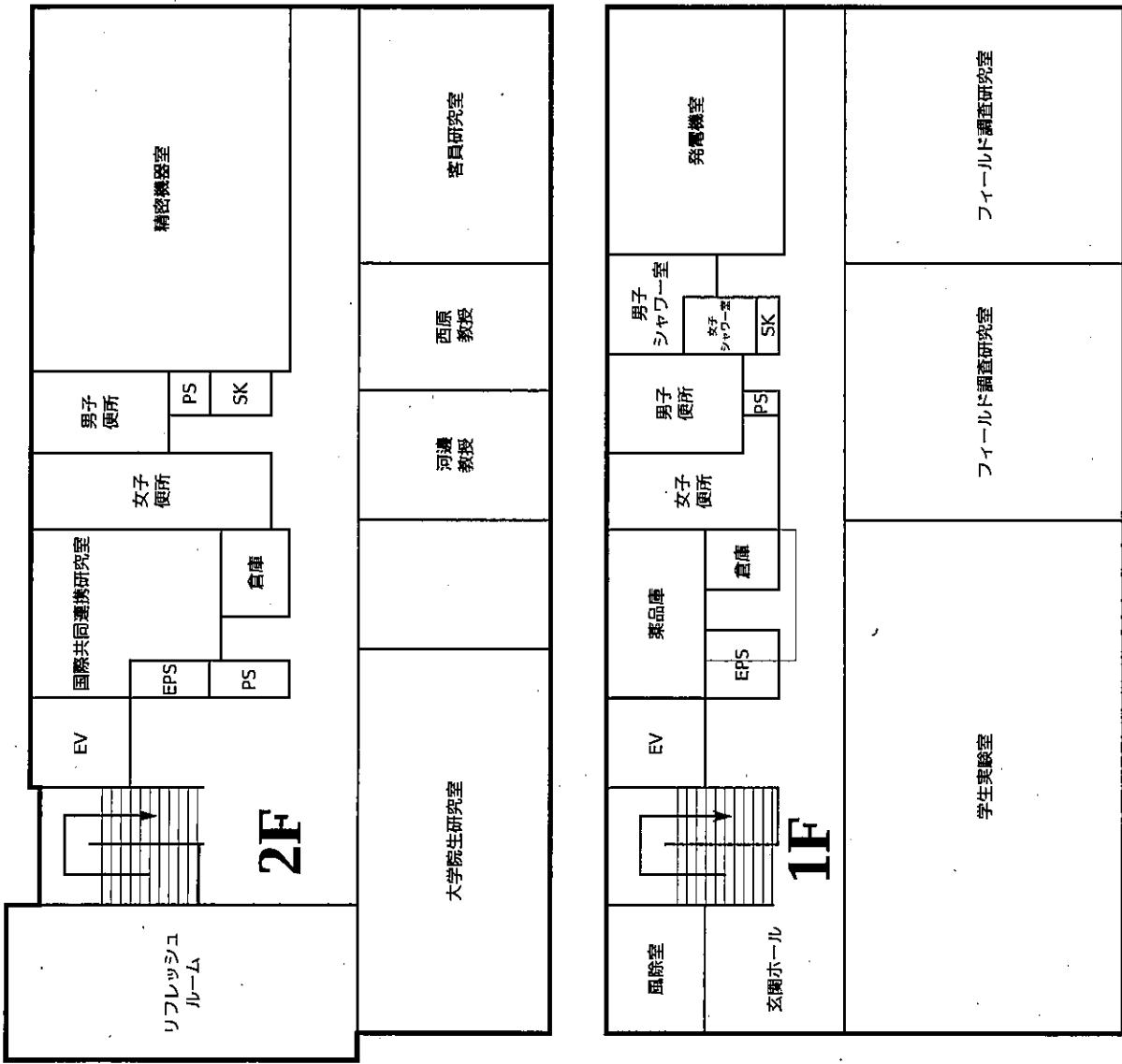
グランド側

工学部側

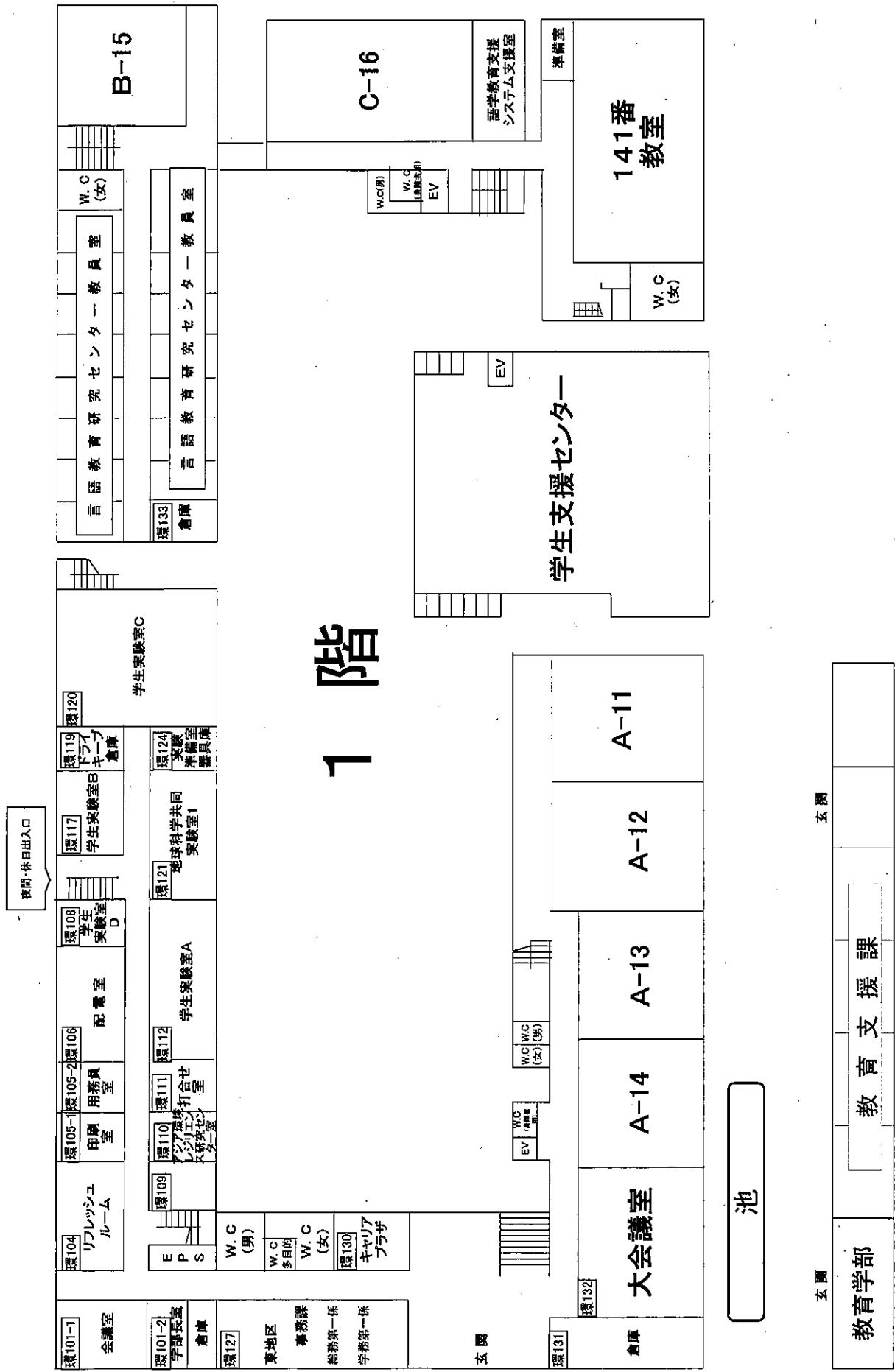
環東シナ海環境資源研究センター [本館]

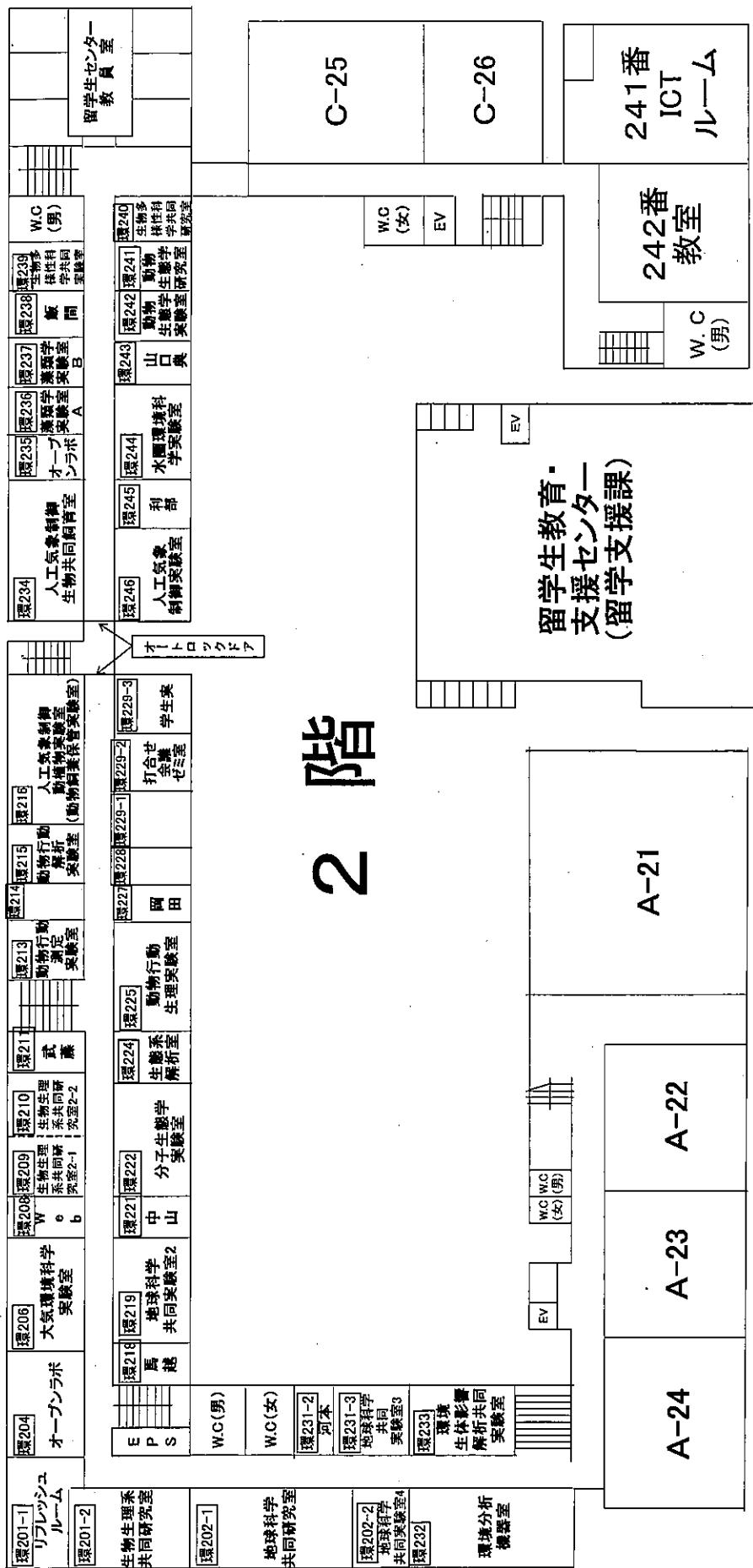


環東シナ海環境資源研究センター【新館】

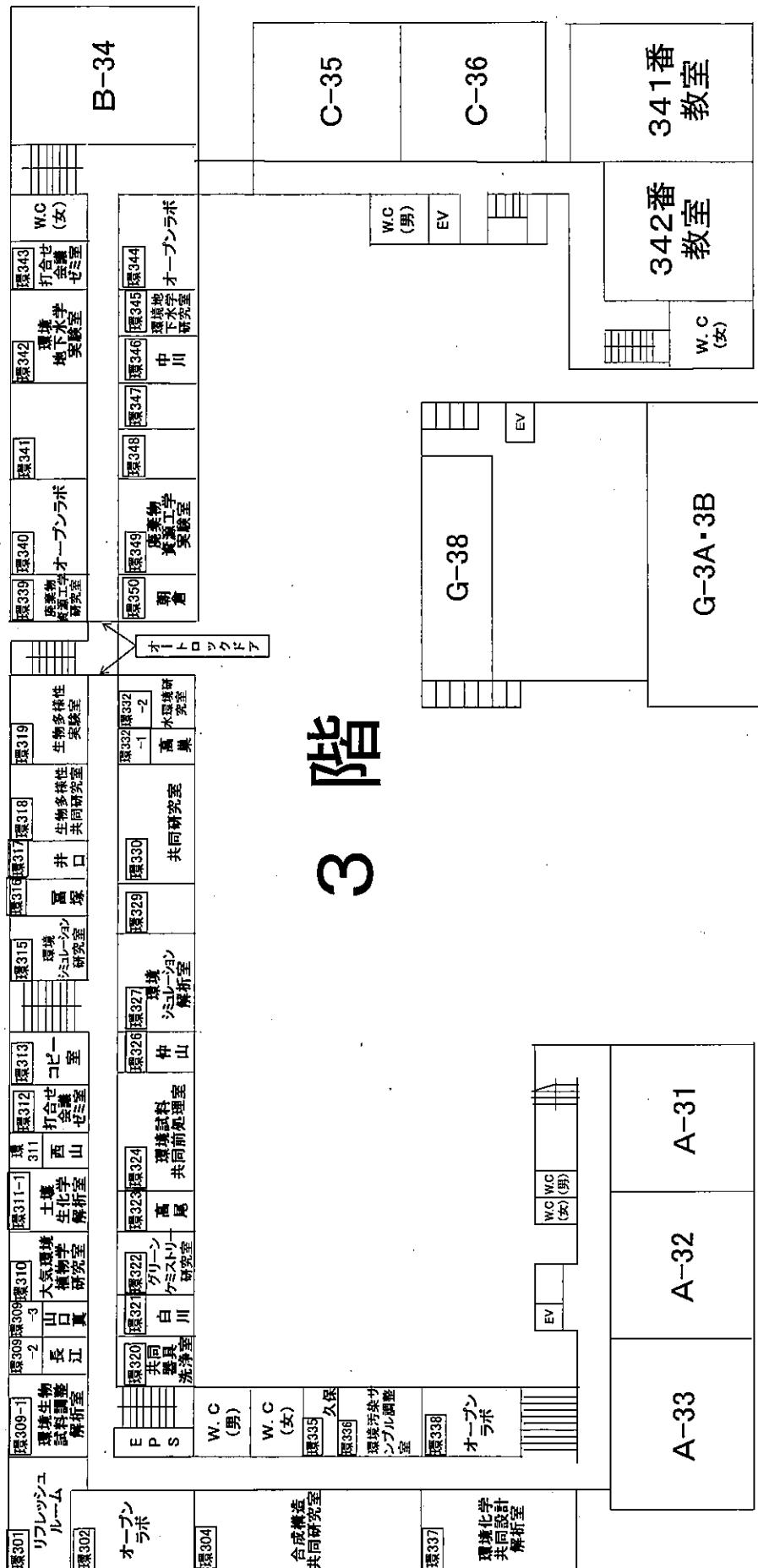


環境科学部配置図





28



4階

